

幕末開国期の日蘭貿易

—安政2年（1855）の輸入品の取引を中心として—

石田 千尋

はじめに

安政期における日蘭貿易は従来の形態を次第に変え、その期の後半に米・英・露・仏と共に自由貿易へと変遷していく時期であり、日本貿易史における重要な転換期といえる。⁽¹⁾

安政2年12月23日（1856年1月30日）に日蘭和親条約が調印され、貿易に関しては従来の「振合」によることとされた。その後、この条約が批准された安政4年8月29日（1857年10月16日）、同じ日付で日蘭追加条約が調印され、貿易では従来の会所貿易の形態が温存された。しかし、具体的な取引においては、脇荷商法を拡大する形がとられた。すなわち、オランダ船の輸入品は長崎会所において直接商人が入札をおこない、その代料もしくは「代り品」は落札商人から会所に納めるというものであった。⁽²⁾ 輸入品をオランダ人より長崎会所が値組の上で一括購入し、それを長崎会所が日本商人に入札で販売するという本方商法に比べて、この脇荷商法は、長崎会所のもとの取引ではあるが、オランダ側にとっては貿易の自由化を進めるものであったといえる。⁽³⁾

筆者は先に「幕末開国期における日蘭貿易—安政3年（1856）の本方荷物と脇荷物の取引—」（『鶴見大学紀要』第51号第4部、平成26年）を発表した。この拙稿では、日蘭貿易において「脇荷商法を拡大する」時期を迎える直前の安政3年（1856）に焦点を絞り、本方商法で取引された本方荷物と、脇荷商法で取引された脇荷物を具体的に提示検討し、それぞれの取引でどのような品々があつかわれ、どれくらいの貿易規模であったのかを明らかにした。その結果、取引商品の種類は本方荷物、脇荷物の大枠でみた場合、従来と大きな違いはなかったが、脇荷物全体の取引が本方荷物の取引の4.07倍あることがわかった。本方荷物の取引は次第に意味をなくしつつあり、これをもって日蘭貿易の中核の取引ということはいえない状況になってきていた。もはや本方商法ではなく脇荷商法の時代をむかえており、オランダ側のめざす自由貿易へと進みつつあると考えられた。

しかし、このような状況が果たして安政3年独自のものととらえてよいのか、その前後の年の取引状況を解明し、さらに安政期の他の年度と比較検討することが重要な課題と考えられる。そこで、本稿では、前年の安政2年を事例に、日蘭貿易における本方荷物・詭物・脇荷物などオランダ船の主要な輸入品の取引の実態を、史料紹介を含めて明らかにし、安政3年の日蘭貿易との比較検討を試みていきたい。また、安政2年には幸いにも、上記の品々の取引過程を解明できる年番阿蘭陀通詞作成の『安政二年 萬記帳』⁽⁴⁾ が現存していることから、各取引史料の位置付けをも試みていきたい。

第1章 オランダ船輸入品の取引過程

まず、本稿の前提となる当時の日蘭貿易の取引枠と主な取引商品の種類について述べておきたい。近世の日蘭貿易は、大きく分けて二つの取引がおこなわれていた。一つは本方貿易と称し、オランダ東インド会社の会計に属する商品群の取引であり、東インド会社にとって直接損益にかかわるものであった。もう一つは脇荷貿易と称し、一定額だけ許された私貿易品の取引であった。なお、オランダ東インド会社は1799年に崩壊し、その後、日本との貿易はバタヴィアの東インド政庁の管理下に入り、長崎商館（出島）はこの政庁の商館になるが、長崎商館での本方貿易・脇荷貿易は以前同様につづけられた。

オランダ船が持ち渡った積荷物には、①本方荷物～主に本方貿易で取引される商品、②脇荷物～主に脇荷貿易で取引される商品（天保末期より、脇荷物の一部は、「品代り」で取引される品代り荷物ともなっていた）、③詭物～將軍をはじめとする幕府高官・長崎地役人等によってオランダ船に注文されたものの持ち渡り品、④献上・進物品～オランダ人が貿易取引を許されている御礼として江戸参府の際に贈る品（將軍へは献上品、幕府高官へは進物品と称した。なお、これらの品は①本方荷物の中から取引前に選り分けられたものである）、その他、各所への贈り物やオランダ人が長崎商館で使用する日用品である遺捨品などが存在し

た。19世紀前半を事例としてみると、①本方荷物は、主に染織品・白砂糖・蘇木・象牙・丁子・胡椒・鉛・錫・水銀等であり、この中から選り分けられた④献上・進物品は主に染織品からなっている。②脇荷物は、薬品類、ガラス器・陶器・磁器などの食器類、皮革・酒・顔料・時計等々、雑貨・小間物類、さらに書籍類等からなっている。これらは、①本方荷物にはみられない品々である一方、③詠物と共通する品が多く含まれている。②脇荷物における多くの薬品類や書籍類、③詠物における薬品類や書籍類・武器類は、当時の蘭学興隆の面からみると、文化史上、大変重要な取引の品々といえることができる。

さて、本稿の研究対象である安政2年(1855)には、オランダの「商売船」として6月19日(8月1日—以下、西暦の月日はゴシック体で記す)にヘンリエッテ・エン・コルネリア号 *Henriette en Cornelia* と翌々日6月21日(8月3日)にネーデルラント号 *Nederland* が長崎港に入津している。⁽⁵⁾長崎では、入津順にヘンリエッテ・エン・コルネリア号を「(阿蘭陀)壱番船」、ネーデルラント号を「(阿蘭陀)貳番船」と称した。両船が持ち渡った輸出品の取引に関する記事を『安政二年萬記帳』より抜粋列挙し一覧表にしたものが表1である。鳥井裕美子氏によれば、『安政二年 萬記帳』は、通詞会所の日録というべき史料で、正月元日から十二月二十九日までの年間行事・職務・異動(通詞の任命・昇進・退役等)が記されている。地役人の記録であり、事務的色彩が濃いだが、この年の阿蘭陀通詞の動向や出島・長崎の状況を知る上で、貴重な第一級史料であることは間違いない。⁽⁶⁾と述べられている。したがって、日蘭貿易の取引の随所で関わりをもったこの阿蘭陀通詞の記録から安政2年のオランダ船の輸出品の取引の日を追って考察することができる。

以下、表1に従ってオランダ船の輸出品の取引を考察し、その過程内において作成された現存する日蘭両取引関係史料(表1中のA~H)の紹介をしていきたい。

(1) 「送り状」 *Factuur* の提出(差出和解)(A・B参照)

前述のごとく、ヘンリエッテ・エン・コルネリア号は、安政2年6月19日(1855年8月1日)に、ネーデルラント号は、6月21日(8月3日)に長崎港に入津し、同25日に「送り状」*Factuur* を日本側に提出した。提出された「送り状」は、出島のカピタン部屋において、長崎会所調役・同目付・同吟味役・同請払役・年番町年寄・出島乙名・阿蘭陀通詞目付・大小通詞・筆者等のもとに次のように「差出和解」(「送り状」の翻訳)がおこなわれた。

(前略)かひたん差出候横文字一応直組方通詞方

御年番江入御覧候上、かひたん開封いたし直組方へ
とる阿蘭陀人申口逸々直組方小通詞通弁いたし候
付、会所請払役此方筆者写取ル⁽⁷⁾

ここにあるように、オランダ商館長(かひたん)が提出した「横文字」を次席商館長(へとる)が読み上げ、それを直組方小通詞が翻訳(通弁)し、会所請払役や〔阿蘭陀通詞附〕筆者が写し取るというものであった。この「差出和解」の際に提出された「かひたん差出候横文字」は入港船が持ち渡った「送り状」(貨物を船積みして送付する際、貨物の受取人に宛て作成された積荷明細目録)ではなく、商館長が前もって積荷の仕入値を抜かして写し取った「送り状」のコピー(「提出送り状」)であった。⁽⁸⁾

現存するヘンリエッテ・エン・コルネリア号とネーデルラント号の「送り状」*Factuur*⁽⁹⁾は、それぞれバタヴィアにおいて理事官(De Resident van Batavia)より長崎出島のオランダ商館長に宛てて1855年6月30日(バタヴィア)付けで作成されたものであり、品目名、数量、仕入価額等が記されている(表1中のA参照)。また本史料には本方荷物だけでなく、詠物や出島でオランダ人が使用する遺捨品なども記されている。一方この2冊の「送り状」から写し取られた「提出送り状」*Opgegeven Factuur*⁽¹⁰⁾(「かひたん差出候横文字」)は、本方荷物(別段商法・別段持渡り・新規の別段商法の荷物を含む)の他、詠物に関して品目名と数量のみを簡潔に記したリストとなっている(表1中のB参照)。

なお、オランダ側史料の「送り状」には、上記の本方荷物・詠物・遺捨品等を記した「送り状」の他に、脇荷物の「送り状」も存在していたと思われるが、現時点では未詳とせざるを得ない。

(2) 「積荷目録」(C参照)

安政2年にヘンリエッテ・エン・コルネリア号とネーデルラント号が持ち渡った輸出品を記す現存する日本側史料としては、「唐舟阿蘭陀差出帳」(某所所蔵)と「嘉永七寅年 唐紅毛差出」(神戸市立博物館所蔵)の2点を挙げるることができる(表1中のC_{1,2}参照)。

前者の「唐舟阿蘭陀差出帳」(C₁)は、商人(近江屋嘉兵衛)が書き留めた3冊からなる唐船と阿蘭陀船の差出帳(積荷目録)の記事を中心とする天保8年(1837)~万延2年(1861)の記録である。3冊目には、アメリカ船・イギリス船の積荷リストも記されており、また、2冊目には天保15年(1844)の阿蘭陀風説書もみられる。薬種を中心とする抄出リストが多いが、幕末開国期の貴重な輸入品リストといえる。安政2年のオランダ船の積荷目録は2冊目に収められている。なお、所蔵者の希望により「某所所蔵」と記して置く。また、後者の「嘉永七寅年 唐紅毛差出」(C₂)

表1 安政2年(1855)長崎入港オランダ船の輸入品に関する取引過程

西曆	和曆	事	項	西曆	和曆	事	項
1855	安政2			1855	安政2		
6・30	5・17	[A「送り状」Factuur日付]				「日本商館倉庫商品計算帳」付録文書に記載)	
7・1	5・18	[2艘] 咬啮吧出船		8・29	7・17	式番船荷揚	
8・1	6・19	[ヘンリエッテ・エン・コルネリア号 Henriette en Cornelia 入港] 「ハルトマン(Hartman)船長の商船ヘンリエ ッテ・アン・コルネリア号が到着した。」*1				御用御詔之品解出し会所渡し	
8・3	6・21	[ネーデルラント号 Nederland 入港] 「P. ハイデコーベル(P. Huidekooper)船長 の商船ネーデルラント(Nederland)号の到 着。」*2		8・31	7・19	式番船荷揚	
8・7	6・25	[B「提出送り状」Opgegeven Factuur提出] 本方差出和解 本方并別段商法持渡御用御詔荷物差出和解 銀錢持渡高届書 品代り荷物持渡高届書 本方并別段脇荷物共差出和解 [C1・2「積荷目録」作成]		9・1	7・20	献上反物撰取疵改并脇荷物解出し	
8・8	6・26	両船荷揚		9・3	7・22	式番船荷揚	
8・9	6・27	式番船荷揚 銀錢〔三千五百〕(中略)会所役人江相渡 当年本方荷物之内赤金巾五拾反差出和解二 書落候届書				御用御詔之品解出し会所渡し	
8・10	6・28	式番船荷揚 脇荷物解出し		9・5	7・24	式番船荷揚	
8・11	6・29	式番船荷揚				献上反物撰取疵改	
8・12	6・30	式番船荷揚 生類卸		9・6	7・25	式番船荷揚	
8・13	7・1	式番船荷揚 生類卸シ				御用御詔之品解出し	
8・14	7・2	式番船荷揚				献上反物再見分 ^(見分)	
8・15	7・3	品代り脇荷物解出し				脇荷物調子目利見分	
8・16	7・4	式番船荷揚		9・9	7・28	脇荷物調子目利見分	
8・17	7・5	式番船荷揚 品代り荷物解出し		9・11	8・1	献上反物再見分	
8・18	7・6	式番船荷揚 町年寄詔之塩硝御船蔵江御預ケ				脇荷物調子目利見分	
8・19	7・7	式番船荷揚		9・12	8・2	献上反物再見分	
8・20	7・8	脇荷物解出し 端物解出し [D、「切本帳」この日以降に作成]				脇荷物調子目利見分	
8・21	7・9	反物御用御詔之品并脇荷物解出し		9・13	8・3	式番船荷揚	
8・24	7・12	式番船荷揚 御用御詔之品解出し会所渡し 端物間打并脇荷物解出し				献上反物再見分	
8・25	7・13	式番船荷揚 御用御詔之品解出し会所渡し 反物尺改銘書 脇荷物解出し				脇荷物調子目利見分	
8・27	7・15	[E、この日付で反物(本方荷物)の荷改結果を		9・16	8・6	御用御詔之品解出し会所渡し	
				9・17	8・7	品代反物尺改銘書并脇荷物調子目利見分	
						式番船荷揚	
				9・18	8・8	脇荷物御覧之品下調子	
						願請砂糖会所渡し	
				9・21	8・11	本方荒物薬種目利見分并大改荷物下調子	
						品代并脇荷物御覧之品御役所持参	
						大改荷物御役所持参	
						町年寄所望之品会所渡し	
				9・22	8・12	大改	

西曆	和曆	事	項	西曆	和曆	事	項
1855	安政2			1855	安政2		
9・23	8・13	壹番船荷揚		10・30	9・20	本方并品代り荷物商人見直し	
		御代官并町年寄所望之品会所渡				<〔品代り〕拂看板見直し>*8	
9・25	8・15	壹番船荷揚		10・31	9・21	<〔品代り〕入札 午ノ刻済>*9	
		御用御詔之品解出				〔この日付でF、「本方荷物」の販売値段、F ₂	
		町年寄所望之品会所渡				「御用御詔物」の販売値段、F ₃ 「紅毛船追売	
9・26	8・16	両船荷揚				・「紅毛船臨時賞」の販売値段を「日本商館本	
		御用御詔之品目利見分				方勘定帳」付録文書に記載]	
9・27	8・17	壹番船荷揚				〔この日付でF ₄ 「別段商法」・「別段持渡り」	
		御用御詔之品会所渡し并品代ウニコール目				の販売値段を「別段商法勘定帳」に記載]	
		利見分				〔この日付でF ₅ 「新規の別段商法」の販売値	
9・28	8・18	式番船荷揚				段を「新規の別段商法の勘定帳」に記載]	
		〔E ₂ この日付で秤量品目(本方荷物)の荷改結				〔この日付でF ₆ 「御用御詔物」以外の「詔物	
		果を「日本商館倉庫商品計算帳」付録文書に				の販売値段を「日本商館協荷勘定帳」付録文	
		記載]				書に記載]	
9・29	8・19	御用御詔之品会所渡し				〔G ₁ 「見帳」この日以降に完成]	
		仕役凡日割		11・1	9・22	会所詰所る協荷物売印帳巻冊差出ス	
		協荷物商人見セ 三日程				<〔卯四番割 本方〕入札 亥刻迄二相	
		本方并品代り反物商人見セ 四日程				済>*10	
		下直組 五日程				〔D ₁ 「切本帳」この日以降に完成]	
		風袋砂糖蔵鬮引除風袋引 五日程		11・3	9・24	品代り并協荷物商人渡シ	
		本直組 一日程				願請之品引分ヶ会所渡シ	
		本方并品代り協荷物会所撰取 三日程		11・4	9・25	本方并品代協荷物商人渡シ	
		本方并協荷商人見直シ 二日程				願請之品引分会所渡シ	
		本方并協荷物商人渡し 十日程				当年入津之阿蘭陀船ヲ持渡書籍之分御用ニ	
9・30	8・20	御用御詔之品会所渡しシ				付申上候半切式通并書籍等御取入之儀ニ付	
10・5	8・25	壹番船荷揚終				申上候横文字壹通并和解帳巻冊添書半切式	
		協荷商人見せ				通、御年番所江(中略)相渡ス	
		<ワキニ荷見セ>*3		11・6	9・27	本方并協荷物商人渡シ	
10・6	8・26	<ワキニ荷見セ>*4				願請之品引分会所渡シ	
10・7	8・27	式番船荷揚終		11・7	9・28	本方并協荷物商人渡	
10・8	8・28	品代并協荷商人見せ				願請之品引分会所渡シ	
		〔D ₂ 「切本帳」本来この日以前に作成]				錫会所渡	
		〔D ₃ 「切本帳」この日以前より作成]		11・8	9・29	本方并品代協荷物商人渡し	
10・10	8・30	本方荷物商人見セ并年寄所望之品会所渡				願請之品引分会所渡シ	
10・15	9・5	町年寄所望焙硝御船蔵へ御預相成居候を出				錫会所渡し	
		嶋江持入会所渡し				本方追売荷物蔵移	
10・16	9・6	本方并品代注文帳相渡ス		11・10	10・1	品代并協荷物商人渡	
		風袋砂糖蔵鬮二付(中略)三番蔵二相当				願請之品引分会所渡シ	
10・18	9・8	御用御詔之品代銀帳式冊長崎会所江(中略)				蔵預ヶ相成居候錫水門出し	
		差出ス				両船湊出帆	
10・19	9・9	御用之鉄炮会所渡シ		11・11	10・2	協荷物商人渡し	
10・22	9・12	風袋砂糖引除風袋引				願請之品引分会所渡シ	
10・23	9・13	砂糖風袋引				会所注文之品会所渡シ	
10・24	9・14	<〔協荷〕拂看板>*5				蔵入ニ相成居候錫水門出し	
10・26	9・16	長崎会所二において協荷物入札披〔卯三番割〕				献上反物蔵移	
		<〔協荷〕入札>*6		11・13	10・4	願請之砂糖会所渡シ	
10・28	9・18	御調并願請之品引分会所渡		11・15	10・6	本方荷物商人渡	
		<〔協荷入札〕酉上刻済>*7				願請之品引分会所渡	
		〔G ₂ 「見帳」この日以降に完成]		11・16	10・7	本方荷物商人渡し	

西曆	和曆	事項
1855	安政2	
		本方并品代荷物之内積歸り願紙式通御年番所へ(中略)差出ス
11・17	10・8	本方荷物商人渡
11・18	10・9	壹番船出帆
11・19	10・10	本方荷物商人渡 当年阿蘭陀船方持渡候書籍之内脇荷阿蘭陀人船頭共所持之分直段取調早々可申開候
11・20	10・11	本方荷物商人渡
11・21	10・12	本方荷物商人渡シ
11・22	10・13	本方荷物商人渡シ
11・23	10・14	本方荷物商人渡シ
11・24	10・15	本方荷物商人渡シ
11・25	10・16	本方并脇荷物商人渡シ
12・11	11・3	本方決算引合
12・12	11・4	脇荷決算引合
12・14	11・6	町年寄所望之モルトツ会所渡シ
12・15	11・7	阿蘭陀式番船乗切
12・18	11・10	追売并臨時賣荷物商売被仰付度願(中略)長崎会所江(中略)持参
(1856)		
1・3	11・26	本方追売荷物并臨時賣荷物目利見分并商人見セ
1・14	12・7	<卯五番割(卯紅毛船追売・卯紅毛船臨時賣・御用残り等)拂看板>*11
1・16	12・9	<[卯五番割]入札>*12
~18	~11	<[卯五番割 入札] 未ノ中刻済>*13 〔G。「落札帳」この日以降に完成〕 〔G。「見帳」この日以降に完成〕
1・20	12・13	本方追売荷物并臨時賣荷物商人渡 献上反物二階卸シ
	(安政3)	
7・28	6・27	〔この日付で献上・進物品・進物残品の販売をH「贈り物と江戸売り帳」に記載〕

出典：『安政二年 萬記帳』（長崎県立長崎図書館、平成13年）。

- 註・※1・※2は、フォス美弥子編訳『幕末出島未公開文書—ドッケル＝クルチウス覚え書—』（新人物往来社、平成4年）157頁参照。
- ・※3～※7は、「安政二卯三番割 卯紅毛船脇荷物見帳」（長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵武藤文庫）。
 - ・※8・※9は、「安政二卯三番割 卯紅毛船品代り荷物見帳」（長崎歴史文化博物館収蔵）。
 - ・※10は、「安政二年 落札帳」（慶応義塾大学文学部古文書室所蔵永見家文書）。
 - ・※11～※13は、「安政二年卯五番割 在留卯壹番船追賣・卯紅毛船追賣・御用残り・献上残り・商賣荷物・會所かこひ・會所請込・召上物并大坂京召上・會所請込・琉球産物見帳」（長崎歴史文化博物館収蔵）。

は、商人（備前屋吉兵衛）が書き留めた唐船と阿蘭陀船の差出帳（積荷目録）の記事を中心とする嘉永7年

（1854）～安政5年（1858）の記録である。なお、記録の中には、落札価格やアメリカ船の積荷リストも記されている。前者の史料同様抄出リストが目立つが、幕末開国期の貴重な輸入品リストといえる。両史料共に安政2年の本方荷物、誂物、脇荷物、品代り荷物のリストを記しており、6月25日に出島のカピタン部屋において作成された「積荷目録」の写しと考えられる。⁽¹¹⁾

本稿では、その記載内容より、本方荷物に関しては前者の史料を、誂物に関しては後者の史料を、脇荷物および品代り荷物に関しては両史料を並記して活用する。

なお、表1に示したように、6月25日には、「本方并別段商法持渡」「御用御誂荷物」「脇荷物」のリスト（「差出和解」）が作成され、さらに本方荷物で持ち渡された「銀錢持渡高」および「品代り荷物持渡高」の「届書」が作成されている。上記の「提出送り状」は、「本方荷物」と「誂物」に関してのリストであったが、おそらく「脇荷物」のリストもこの時点で提出されていたものと推測される。

(3) 「反物切本帳」（D参照）

6月25日に「差出和解」がおこなわれた翌日26日よりオランダ船からの荷揚が開始された（「両船荷揚」）。荷揚開始から数えて13日目の7月8日より反物の開封（「端物解出シ」）が始まり、つづいて反物目利による見分がおこなわれたものと思われる（「端物間打」、「反物尺改銘書」、「献上反物撰取疵改」、「献上反物再見分」など）。江戸期、舶来染織に対する需要は高く、本方荷物の中には必ず数種類の反物が含まれており、19世紀には誂物や脇荷物・品代り荷物の中にも反物類が見られるようになる。安政2年にも数多くの反物が輸入されている。反物目利による輸入反物の見分の際には、反物目利によって「手本取」がおこなわれ、後にその「手本取」した裂を貼り付けた「反物切本帳」（以下「切本帳」と略記する）が作成された。現在、この「切本帳」に類する史料が各所に残されている。⁽¹²⁾ 長崎歴史文化博物館には「安政二 卯紅毛船持渡端物切本帳 扣」と称する横帳の「切本帳」が収蔵されており、作成者の名前は不明であるが、その形状より反物目利によって仕立てられたものと思われる。この「切本帳」には縦5センチ程・横4センチ程の長方形の裂が貼り付けてあり、各裂の右上に反物名が明記されている。表紙に「卯七月」とあることより7月8日以降、反物目利によって作成された本方荷物の「切本帳」であることは明らかである（表1中のD1、図1参照）。

また、鶴見大学図書館には「安政二年 卯紅毛船式

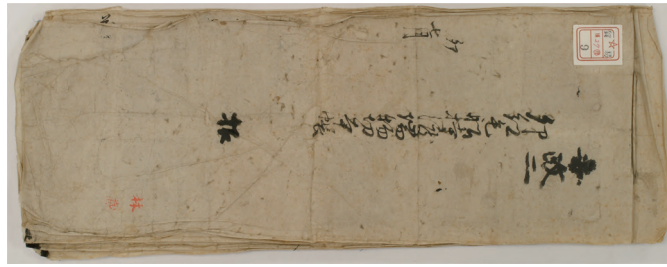


图1 「安政二 卯紅毛船持渡端物切本帳 扣」(長崎歴史文化博物館収蔵)



图2 「安政二年 卯紅毛船式艘品代切本」(鶴見大学図書館所蔵)



图3 「安政二 卯三四番割 卯阿蘭陀船方・品代切本帳」(長崎歴史文化博物館収蔵)

艘品代切本」と称する縦帳の「切本帳」が所蔵されており、その表紙より反物目利の芦塚（真八、もしくは孫三郎）によって作成されたことがわかる。「切本帳」には、縦13～3センチ程・横15～2センチ程の長方形の裂が貼り付けてあり、各裂の右上に反物名が明記されている。この「切本帳」は表紙に「卯九月」とあるが、8月28日に「品代并脇荷商人見せ」がおこなわれていることより、本来、この日以前に作成されるものであったと考えられる（表1中のD₂、図2参照）。

「切本帳」は商人によっても作成されている。長崎歴史文化博物館には「安政二 卯三四番割 卯阿蘭陀船本方・品代切本帳」と称する商人（松田）が作成した縦帳の「切本帳」が収蔵されている。この商人作成の「切本帳」は、まず、反物目利によって「目利見分」の際に切り取られた反物の見本裂の一部が帳面に貼り付けられ、「商人荷見せ」終了時まで、各反物名と取引反数が裂の右側に、反物の寸法・特色などが裂の左側に記され、さらにその後におこなわれた入札において入札上位三番札までの価格と入札商人名が裂の左側に記入されたものである（表1中のD₃、図3参照）。見本裂は縦11～2センチ程、横12～2センチ程で、上述の反物目利作成の「切本帳」と後述する商人作成の取引帳簿である「見帳」を合わせた輸入反物に関する取引史料として価値の高いものといえる。本史料は、8月28日の「品代并脇荷商人見せ」以前から作成が開始され、表紙に「卯九月拂」「卯三四番割」（＝卯年すなわち安政2年の長崎会所での3回目と4回目の取引（商人の入札）を意味する）とあることより、9月22日の「〔卯四番割 本方〕入札」以後に完成したものと考えられる。

上記の内、反物目利によって作成された「切本帳」は、輸入反物の荷改めの際に、後の覚えとして作成されたものであり、それは、まず、「直組」（＝値組）すなわち価格評価のためであり、その他、大改下調べ、商人見せ、荷渡し等の際に現物と照合するためのものであったと考えられる。また、「切本帳」の中には、裂の剥ぎ取られた部分に「注文帳之節取之」と記されているものがあり、注文見本としても「切本帳」の裂が使用されたことがわかる。さらに、「切本帳」はその残存形態からして、後年の参考として作成・保管する意味合いもあったと推測される。⁽¹³⁾ また、商人作成の「切本帳」は「商人荷見せ」以前から作成されはじめ、入札・落札・荷渡しを通して使用され取引の過程ごとに書き加えられていった、商人側の取引のために作成された原史料ということが出来る。また、その残存形態から後年の取引の参考のために商人等によって保管されてきたことも容易に推測されよう。⁽¹⁴⁾

なお、安政2年の商人作成の「切本帳」の事例とし

て、三井文庫所蔵の「差出目利帳」と京都工芸繊維大学美術工芸資料館所蔵の「卯紅毛本方切手本帳」・「卯紅毛品代切手本帳」を挙げることができる。三井文庫所蔵の史料は、大坂の仲買仲間である小間物問屋小西平兵衛のもとに残されたものであり、嘉永5年（1852）から安政3年（1856）までのオランダ船と唐船の差出帳・見帳・切本帳が合綴されたものである。⁽¹⁵⁾ この中には、安政2年の本方と品代りの切本帳が収録されている。しかし、上記の「安政二 卯三四番割 卯阿蘭陀船本方・品代切本帳」にみられるような入札価格や入札商人名は記されておらず、見本裂と商品名・取引反数の他、各裂の特色を記すに止まり、「商人荷見せ」段階までの記録となっている。また、京都工芸繊維大学美術工芸資料館所蔵の「切本帳」2冊は、商人の富屋と金澤屋から同じく商人の中野と池田屋に送られたものと思われ、こちらも見本裂と商品名・取引反数の他、各裂の特色を記すに止まり、入札価格等は記されず、「商人荷見せ」段階までの記録となっている。

(4) 荷改・値組（E・F参照）

荷揚は、その開始の6月26日より数えてほぼ2ヶ月後の8月27日に終了している（「忒番船荷揚終」）。この荷揚の間に、輸入品の「解出シ」・「献上反物撰取疵改」・「目利見分」・「御用御誂之品解出会所渡シ」・「御代官并町年寄所望之品会所渡シ」・「町年寄所望之品会所渡」・「願請砂糖会所渡」等がおこなわれ、さらに、8月12日には長崎奉行が輸入品の見本に一通り目を通す「大改」がおこなわれている。また、忒番船の荷揚が終了した8月25日より「脇荷商人見せ」がはじまっている。そして、9月6日より輸入砂糖の風袋に関する手続きが始まり、9月12日・13日にかけて「風袋引」の計量がおこなわれた。

オランダ商館では、荷改の結果の内、本方荷物内の反物類については、8月27日（7月15日）の日付でPakhuis rekening Japan 1855.（日本商館倉庫商品計算帳）⁽¹⁶⁾の付録文書群 Bijlagen Pakhuis rekening Japan 1855.⁽¹⁷⁾に含まれている Bijlaag N^o 3（付録文書3番）に記している（表1中のE₁参照）。また、suiker（砂糖）・sapanhout（蘇木）・peper（胡椒）等、本方荷物内の秤量品目については、同帳簿の Bijlaag N^o 4（付録文書4番）に9月28日（8月18日）付で記され（表1中のE₂参照）、その他、風袋の計量結果など詳細な数値を日付を改めて付録文書に記録作成している。なお、誂物や脇荷物・品代り荷物の荷改に関する史料は未詳である。

本方荷物の「直組」がいつおこなわれたのか『安政二年 萬記帳』には記されていないが、少なくとも9月13日の「砂糖風袋引」以降で9月22日の本方荷物の入札日以前であったことには間違いないであろう。

この「直組」によってオランダ商館と長崎会所との間で取引がおこなわれ、ヘンリエッテ・エン・コルネリア号とネーデルラント号が持ち渡った商品（本方荷物の一部）が日本側に販売されたわけである。なお、オランダ側史料の *Komps rekening courant Japan 1855*.（日本商館本方勘定帳）⁽¹⁸⁾ の付録文書群である *Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855*.⁽¹⁹⁾ には、**10月31日**（9月21日）の日付で本方荷物（*Bijlaag N° 3*）（表1中の **F₁** 参照）・将軍の注文品「御用御詠物」（*Bijlaag N° 4*）（表1中の **F₂** 参照）・紅毛船追売（*Bijlaag N° 5*）（表1中の **F₃** 参照）・同臨時貫（*Bijlaag N° 5*）（表1中の **F₃** 参照）等の商品名・販売量・価格・価額がそれぞれ（ ）内に示した付録文書に記されている。また、樟脳を対価（輸出品）とする別段商法・別段持渡りおよび新規の別段商法の荷物に関しては、それぞれ *Rekening van den Aparten Handel 1855*.（別段商法勘定帳）⁽²⁰⁾（表1中の **F₄** 参照）と *Rekening van den Nieuwen Aparten Handel 1855*.（新規の別段商法の勘定帳）⁽²¹⁾（表1中の **F₅** 参照）の借方に輸入商品名とその販売量・価格・価額を、貸方には樟脳とその販売量・価格・価額を **10月31日**（9月21日）の日付で記している。さらに、*Kambang rekening courant Japan 1855*.（日本商館脇荷勘定帳）⁽²²⁾ の付録文書群である *Bijlagen Kambang rekening Japan 1855*.⁽²³⁾ 内の *Bijlaag N° 9*（表1中の **F₆** 参照）には、**10月31日**（9月21日）の日付で将軍の注文品「御用御詠物」以外の注文品について商品名・販売量・価格・価額が記されている。⁽²⁴⁾ なお、これらの取引の記帳日となっている **10月31日**（9月21日）は出島商館の帳簿期末日である。

また、脇荷物に関する取引史料の一部とみられるものがあるが（**F₇**：*Kambang rekening van den Gouvernement's Agent van den handel 1855*.（政庁の貿易代理人の脇荷勘定帳）⁽²⁵⁾（日付無し））、詳細については第4章で考察する。

上記した「御用御詠之品解出会所渡シ」は、7月12日から8月20日にかけて頻繁におこなわれており、御用御詠物が「解出」後、早急に長崎会所に運ばれていることがわかる。さらに、「御代官并町年寄所望之品会所渡し」「町年寄所望之品会所渡」が7月25日から8月30日にかけて、「願請砂糖会所渡」が8月8日にそれぞれおこなわれているが、これらのことについては、史料を含めて後述していく。

(5) 入札・落札・荷渡（G参照）

9月13日から22日の間に行われたと思われる「直組」によって、オランダ商館から長崎会所に販売された本方荷物や別段商法・別段持渡り・新規の別段商法の荷物は、9月22日に会所において日本商人（＝本

商人、落札商人）による入札がおこなわれた（卯四番割）。脇荷物に関しては、それより前の9月16日から18日にかけて、品代り荷物に関しては、9月21日に入札がおこなわれた（卯三番割）。脇荷物や品代り荷物に関しては9月24日より、本方荷物に関しては、9月25日より順次、商人に荷渡され、10月16日には終了している。また、紅毛船追売や紅毛船臨時貫など「卯五番割」の入札は12月9日から11日にかけておこなわれ、商人への荷渡しは13日におこなわれている。

長崎会所において本商人が入札で購入した本方荷物・脇荷物・品代り荷物、紅毛船追売や紅毛船臨時貫等々の取引を「商人荷見せ」より「入札」終了（落札）まで記した取引帳簿として「見帳」と称する史料が現存している（表1中の **G₂₋₄** 参照）。この「見帳」は商人側で作成されたものであり、荷見せ時点で取引される商品名と数量、商品の法量・特色などが記された。さらに、その後におこなわれた長崎会所と本商人との取引において入札がおこなわれ（なお、脇荷物に関してはオランダ人と本商人との取引）、入札上位三番札までの価格と商人名がこの「見帳」に記入された。したがって、この「見帳」によって、本商人の内の誰が、どの商品をいくらかで入札・落札したか知ることができるわけである。また、「見帳」から商品の法量や特色などの記事を除き、取引された商品名と数量、入札上位三番札までの価格と商人名を記した「落札帳」も商人側で作成されている（表中1の **G₁** 参照）。

安政2年の取引については、以下の史料が現存しており、本稿では、その記載内容よりそれぞれ〔 〕内の取引結果の記録として活用する。

○「安政二年 落札帳」（慶応義塾大学文学部古文書室所蔵永見家文書）：〔本方荷物の取引結果〕（表1中の **G₁** 参照）

○「安政二卯三番割 卯紅毛船脇荷物見帳」（長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵武藤文庫）：〔脇荷物の取引結果〕（表1中の **G₂** 参照）

○「安政二卯三番割 卯紅毛船品代り荷物見帳」（長崎歴史文化博物館収蔵）：〔品代り荷物の取引結果〕（表1中の **G₃** 参照）

○「安政二年卯五番割 在留卯壺番船追賣・卯紅毛船追賣・御用残り・献上残り・商賣荷物・會所かこひ・會所請込・召上物并大坂京召上・會所請込鮫・琉球産物見帳」（長崎歴史文化博物館収蔵）：〔紅毛船追売・紅毛船臨時貫・御用残りの取引結果〕（表1中の **G₄** 参照）

(6) 献上・進物品と進物残品の販売（H参照）

安政2年（1855）の日蘭貿易が一段落すると、オランダ商館では、翌年将軍に贈る献上品、老中以下幕府

高官に贈る進物品の発送準備が始められた（12月13日「献上反物二階卸シ」）。本方荷物の中から「撰取」られた献上・進物品は全て反物類であった。この献上・進物反物は、すでに荷揚の期間に「撰取疵改」がされ（7月17・19・20・22・24日）、さらに「再見分」がすまされていた（7月25日・8月1・2・3日）。

周知の如く、オランダ商館長の江戸参府は、寛政2年（1790）の半減商売令にともなって4ヶ年目毎におこなうこととなり、安政3年（1856）は参府休年に当たっていた。参府休年には阿蘭陀通詞が献上・進物品を護送することになっており、この年は大通詞名村八右衛門と小通詞荒木熊八とが担当した。⁽²⁶⁾

両参府休年出府通詞は、安政3年1月に江戸へ向けて出立したと考えられる。参府休年出府通詞がオランダ人に代わって江戸へ持ち渡った献上・進物反物と、参府の帰路における進物反物の残品の販売を集計記録した史料として、1856年7月28日（出島）付の Geschenken en Jedosche Verkoop Japan 1856.（贈り物と江戸売り帳）⁽²⁷⁾ を挙げる事ができる（表1中のH参照）。この史料の日付は、恐らく、参府休年出府通詞が長崎に帰りついた前後の日付と推測される。

以上、表1に従って安政2年のオランダ船輸入品の取引を中心に考察し、その過程内において作成された現存する日蘭両取引関係史料（A～H）を紹介してきた。次章より本方荷物・誂物・脇荷物に分けて、それぞれの取引の実態を本章で紹介した日蘭両取引関係史料を分析・整理・照合の上、考察していきたい。

第2章 本方荷物とその取引

第1章で考察した日蘭貿易の取引過程内において作成された、本方荷物の取引に関する現存の史料としては、以下のものを挙げる事ができる。

- A：「送り状」< Factuur >
- B：「提出送り状」< Opgegeven Factuur >
- C₁：「積荷目録」<「唐舟阿蘭陀差出帳」（某所所蔵）>
- D₁：「本方荷物」（反物）<「安政二 卯紅毛船持渡端物切本帳 扣」（長崎歴史文化博物館収蔵）>
- D₃：「本方荷物」（反物）の取引<「安政二 卯三四番割 卯阿蘭陀船本方・品代切本帳」（長崎歴史文化博物館収蔵）>
- E₁：「本方荷物」（反物）の荷改結果< Pakhuis rekening Japan 1855.（日本商館倉庫商品計算帳）の付録文書群 Bijlagen Pakhuis rekening Japan 1855. 内、Bijlaag N°3（付録文書3番）>
- E₂：「本方荷物」（秤量品目）の荷改結果<同帳簿内、Bijlaag N°4（付録文書4番）>
- F₁：「本方荷物」の取引< Komps rekening courant

Japan 1855.（日本商館本方勘定帳）の付録文書群 Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855. 内、Bijlaag N°3（付録文書3番）>

- F₃：「紅毛船追売」・「紅毛船臨時貫」の販売<同帳簿内、Bijlaag N°5（付録文書5番）>
- F₄：「別段商法」・「別段持渡り」の取引< Rekening van den Aparten Handel 1855.（別段商法勘定帳）>
- F₅：「新規の別段商法」の取引< Rekening van den Nieuwen Aparten Handel 1855.（新規の別段商法の勘定帳）>
- G₁：「本方荷物」の取引<「安政二年 落札帳」（慶応義塾大学文学部古文書室所蔵永見家文書）>
- G₄：「紅毛船追売」・「紅毛船臨時貫」の取引<「安政二年卯五番割 在留卯壱番船追賣・卯紅毛船追賣・御用残り・献上残り・商賣荷物・會所かこひ・會所請込・召上物并大坂京召上・會所請込鮫・琉球産物見帳」（長崎歴史文化博物館収蔵）>
- H：「献上・進物品」・「進物残品」の販売< Geschenken en Jedosche Verkoop Japan 1856.（贈り物と江戸売り帳）>

以下、上記の史料を順次突き合わせ、安政2年の本方荷物をめぐる取引の実態を明らかにしていきたい。⁽²⁸⁾

(1) 「差出和解」・「積荷目録」

まず、6月25日に「差出和解」がおこなわれ「積荷目録」が作成されるまでをみていきたい。本方荷物に限って、A：「送り状」Factuur、B：「提出送り状」Opgegeven Factuur、C₁：「積荷目録」（「唐舟阿蘭陀差出帳」）を突き合わせたものが表2である。

考察に入る前に表2について、次のことを注記事項として掲げておく。

- ・本表では、各商品の品目は、B：「提出送り状」Opgegeven Factuur に記されている順に並べた。
- ・オランダ側商品名各単語の表記については、その頭文字は、地名は大文字とし、その他は小文字で記した。
- ・オランダ側史料で用いられている d、〃（=同）、日本側史料で用いられている「同」は、それに相当する単語を記した。
- ・数字は基本的に算用数字で記した。
- この表2作成によって、安政2年の本方取引の荷物としてオランダ側から提示された品々に関する日蘭の品目名と数量、ならびにバタヴィアでの仕入値が明らかになる。
- また、A：「送り状」に記された品物が全て本方取引の商品として提示された訳ではなく、選択の上、提出されていることがわかる。
- <9>：A：「送り状」に '50 p. Turksche hamans'、B：「提出送り状」に '50 〃 (=stukken) Roode Haman' と記

表2 安政2年(1855)オランダ船2艘(Henriette en Cornelia, Nederland)本方荷物の輸入

A : Factuur							
	schip	goederen	hoeveelheid	換算	仕入価額(グルデン)	換算(テール)	
<1>	(H)	laken schairood	5 p. ^s	5 反	1,169.10	876.825	
		laken zwart	5 p. ^s	5 反	1,037.00	777.750	
	(N)	laken schairood	5 p. ^s	5 反	1,172.475	879.356	
		laken violet	4 p. ^s	4 反	907.40	680.550	
		laken wit	4 p. ^s	4 反	846.30	634.725	
		laken geel	6 p. ^s	6 反	1,282.50	961.875	
		laken groenlijf	4 p. ^s	4 反	867.41	650.558	
		laken lichtblauw	4 p. ^s	4 反	867.41	650.558	
		laken aschgrauw	6 p. ^s	6 反	1,336.675	1,002.506	
		laken grijs	5 p. ^s	5 反	1,055.625	791.719	
		laken zwart	5 p. ^s	5 反	1,037.00	777.750	
		(N)	casimier & polimieten	3 p. ^s	3 反		
	<2>		aschgrauw	1 p. ^s	1 反	154.35	115.763
<3>		lichtblauw	1 p. ^s	1 反	70.00	52.500	
		groenlijf	1 p. ^s	1 反	70.00	52.500	
<4>	(N)	gewaterd grijn groenlijf	2 p. ^s	2 反	116.96	87.720	
		gewaterd grijn aschgrauw	2 p. ^s	2 反	129.87	97.403	
		gewaterd grijn lichtblauw	2 p. ^s	2 反	115.60	86.700	
		gewaterd grijn olijfsensaai	2 p. ^s	2 反	120.02	90.015	
<5>	(H)	taffachelassen extra fijn	200 stukken	200 反	2,050.0	1,537.500	
		taffachelassen verbeterde	200 stukken	200 反	1,660.0	1,245.000	
		taffachelassen ordinair	200 stukken	200 反	1,480.0	1,110.000	
	(N)	taffachelassen extra fijn	600 p. ^s	600 反	6,150.0	4,612.500	
		taffachelassen verbeterde	400 p. ^s	400 反	3,320.0	2,490.000	
		taffachelassen ordinair	200 p. ^s	200 反	1,480.0	1,110.000	
<6>	(H)	Patna chitzen	500 stukken	500 反	1,200.0	900.000	
	(N)	Patna chitzen	1,000 p. ^s	1,000 反	2,400.0	1,800.000	
<7>	(H)	Bengaalsche chitzen	300 stukken	300 反	780.0	585.000	
	(N)	Beng: chitzen	700 p. ^s	700 反	1,820.0	1,365.000	
<8>	(H)	Europ: chitzen	25 stukken	25 反	287.5	215.625	
	(N)	Europ. ^m chitzen	75 p. ^s	75 反	862.5	646.875	
<9>	(N)	Turksche hamans	50 p. ^s	50 反	725.0	543.750	
<10>	(H)	olifantstanten 1 s. ¹	151 lb.	124.92 斤	708.70	531.525	
		olifantstanten 2 s. ¹	154 lb.	127.40 斤	684.90	513.675	
	(N)	olijphantstanden 1. ^c soort	304.25 lb.	251.71 斤	1,427.85	1,070.888	
		olijphantstanden 2 soort	302.5 lb.	250.26 斤	1,395.50	1,046.625	
<11>	(H)	nagelen	2,000 lb.	1,654.60 斤	554.54	415.905	
	(N)	nagelen	4,250 lb.	3,516.03 斤	1,178.40	883.800	
<12>	(H)	peper	4,100 lb.	3,391.93 斤	615.00	461.250	
	(N)	peper	8,264 lb.	6,836.81 斤	1,239.97	929.978	
<13>	(H)	Bankas tin	37,500 lb.	31,023.78 斤	13,500.0	10,125.000	
	(N)	Banka tin	84,375 lb.	69,803.52 斤	30,375.0	22,781.250	
<14>	(H)	[sapanhout]	[96,500 lb.]	79,834.54 斤	-	-	
	(N)	sappanhout	153,500 lb.	126,990.69 斤	2,050.91	1,538.183	
<15>	(H)	suiker 1 s. ¹	187,776 lb.	155,347.26 斤	15,022.12	11,266.590	
	(N)	suiker 1. ^c soort	471,082 lb.	389,726.58 斤	37,686.60	28,264.950	
<16>		-	-	-	-	-	
<17>	(N)	[Mexikaansche dollars]	[3,500]	3,500	-	-	
<18>		[上掲]	[上掲]	[上掲]	[上掲]	[上掲]	

B : Opgegeven Factuur			C : 積 荷 目 録	
goederen	hoeveelheid	換 算	商 品	数 量
lakens in soorten	53 stukken	53 反	色 大 ら し や	53 反
casimier	1 stuk	1 反	色 ふ ら た	1 反
polimiet	2 stukken	2 反	色 五 路 服 連	2 反
gewaterd grein	8 stukken	8 反	色 奎 織 五 路 服 連	8 反
taffachlassen	1,800 stukken	1,800 反	奥 鳴	1,800 反
Patna chitsen	1,500 stukken	1,500 反	さ ら さ	1,500 反
Bengaalsche chitsen	1,000 stukken	1,000 反	弁 柄 さ ら さ	1,000 反
Europesche chitsen	100 stukken	100 反	尺 長 上 皿 紗	100 反
roode haman	50 stukken	50 反	[不 記]	[不 記]
olifantstanden 1 ^{ste} en 2 ^{de} soort	750 katties	750 斤	壹 貳 番 象 牙	750 斤
kruidnagelen	5,000 katties	5,000 斤	丁 子	5,000 斤
peper	10,000 katties	10,000 斤	胡 椒	10,000 斤
Banka tin [Banka tin (voor den nieuwen aparten handel)]	30,000 katties [700 pikols]	30,000 斤 [70,000 斤]	錫 [不 記]	30,000 斤 [不 記]
sapanhout [sapanhout (apart aangebragt)]	118,000 katties [10,910 katties]	118,000 斤 [10,910 斤]	蘇 木 [別段持渡り: 蘇木]	118,000 斤 [10,910 斤]
[sapanhout (voor den aparten handel)]	[75,000 katties]	[75,000 斤]	[別段商法: 蘇木]	[75,000 斤]
suiker	542,000 katties	542,000 斤	砂 糖	542,000 斤
platlood uit de manufactuur kisten	[不 記]	[不 記]	荷 包 鉛	[不 記]
Spaansche matten	3,500 stuks	3,500 個	銀 錢	3,500
apart aangebragt sapanhout	10,910 katties	10,910 斤	別段持渡り 蘇 木	10,910 斤

A : Factuur						
	schip	goederen	hoeveelheid	換 算	仕入額(ゲルデン)	換算(テール)
<19>	(N)	kwik	607 lb.	502.17 斤	1,972.90	1,479.675
<20>	(H)	caliatoerhout	1,843 lb.	1,524.72 斤	132.02	99.015
	(N)	caliaturhout	4,334 lb.	3,585.52 斤	310.47	232.853
<21>	(H)	nooten 2 s!	218.5 lb.	180.77 斤	32.77	24.578
	(N)	noten 2 soort	531.5 lb.	439.71 斤	79.72	59.790
<22>		[上 掲]	[上 掲]	[上 掲]	[上 掲]	[上 掲]
<23>		[上 掲]	[上 掲]	[上 掲]	[上 掲]	[上 掲]

出典・A : Factuur は、'Contracten, Facturen & Cognossementen Japan 1855.' MS. N.A. Japans Archief, nr.1748 (Aanwinsten, 1910, I: No.117)。(Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-16)。

・B : Opgegeven Factuur は、'Opgegeven Nieuws, Facturen en Monsterrollen 1855.' MS. N.A. Japans Archief, nr.1758 (Aanwinsten, 1910, I: No.127)。(Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-26)。

・C₁ : 「積荷目録」は「唐舟阿蘭陀差出帳」。

載されているが、C₁ : 「積荷目録」にはそれに相当する品目と数量が記されていない。これは、『安政二年萬記帳』の6月27日の記事に、

一当年本方荷物之内赤金巾五拾反差出和解書落候届書半切式通長嵩会所詰所江石橋庄次郎持参津田虎次江相渡ス⁽²⁹⁾

とあることより、単純に記載ミスであったことがわかる。なお、この記載ミスは、オランダ側史料のB : 「提出送り状」Opgegeven Factuur に、'50 〃 (=stukken) Roode Haman' の記事が後から追加されているようにみえることから(図4参照)、「書落」はオランダ側の問題であったかもしれない。

○<16> : platlood uit de manufactuur kisten (反物用の箱から[取った]平たい鉛)は、日本側で「荷包鉛」と訳されるが、これは、染織品の包装に用いられた鉛

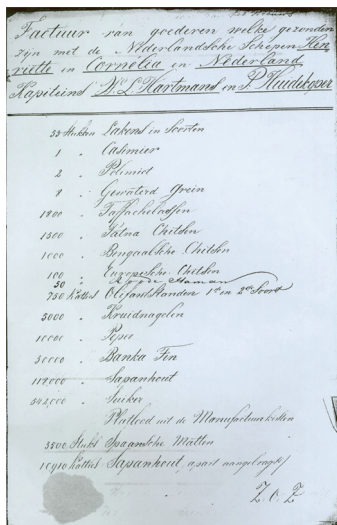


図4 安政2年の提出送り状

が荷ほどきされた後に残ったものである。したがって、A : 「送り状」に記載はされず、B : 「提出送り状」には商品名だけで、数量は記されていないわけである。

○<23> : 新規の別段商法 (voor den nieuwen aparten handel) の品物 '700 pikols Banka tin' は B : 「提出送り状」には記されている

が、C₁ 「積荷目録」にはそれに相当する品目と数量が記されていない。この点については未詳であり後考を俟つこととしたい。(なお、後掲するが、表5にみられるように、その後、本方取引では取引されている。) ○本方荷物の品物は、<1> ~ <9> 染織品 (<1> ~ <4> 毛織物・<5> ~ <9> 綿織物)・<10> 象牙・<11> 丁子・<12> 胡椒・<13><23> 錫・<14><18><22> 蘇木・<15> 砂糖・<16> 荷包鉛・<17> 銀銭・<19> 水銀・<20> 紫檀・<21> 肉豆蔻であり、従来と特に変わった品目はみられない。

(2) 「荷改」

6月25日に「差出和解」がおこなわれた翌日26日より荷揚が開始され、順次荷改がおこなわれたが、表2のA : 「送り状」Factuur に示した本方荷物の荷改結果については、第1章で考察したように、反物類については、E₁ : Pakhuis rekening Japan 1855。(日本商館倉庫商品計算帳)の付録文書群 Bijlagen Pakhuis rekening Japan 1855.内の Bijlaag N° 3(付録文書3番)に、秤量品目については、E₂ : 同帳簿内の Bijlaag N° 4(付録文書4番)によって確認することができる。

毛織物類(表1の<1> ~ <4>)では、荷改でそれぞれ若干寸法が短く記録されているが、反数には変更はなかった。また綿織物類(表1の<5> ~ <9>)では、<5> taffachelassen ordinair が A : 「送り状」の合計では400反であったが、荷改で500反と記録され、その他は、A : 「送り状」の記録通りの反数であった。

秤量品目(表1の<10> ~ <23>)について、A : 「送り状」の数量は全て正味 (netto) で記されているが、荷改の記録は、品目によって正味 (netto) で記される品と風袋込み (bruto) で記される品があり、必ずし

B : Opgegeven Factuur			C ₁ : 積荷目録	
goederen	hoeveelheid	換算	商品	数量
voor den aparten handel kwikzilver	500 katties	500 斤	別段商法 水 銀	500 斤
kaliatoerhout	5,000 katties	5,000 斤	紫 檀	5,000 斤
noten-muscaat	450 katties	450 斤	肉 豆 ク	450 斤
sapanhout	75,000 katties	75,000 斤	蘇 木	75,000 斤
voor den nieuwen aparten handel Banka tin	700 pikols	70,000 斤	[不 記]	[不 記]

- 註・(H)は、Henriette en Cornelia号、(N)はNederland号の積荷を示す。
 ・ []内は、Pakhuis Rekening Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr.1793 (Aanwinsten, 1910, I: No.242)。(Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-47)で補った。
 ・ 換算単位のテール theil は、カンパニーテール compagnie theil。

もA:「送り状」の数量と一致しない。そこで、A:「送り状」の記録と共に、荷改の記録を併せて示したものが表3である。この表3からわかるように、<10> (N) olijphantstanden と <12> (H) peper が荷改によって若干量が多く記録された以外は減量となっていた。

(3) 「切本帳」

荷揚や荷改などと並行して、輸入品は目利による見分がおこなわれたが、反物類に関しては、反物目利によって見分がおこなわれた。第1章で述べたように、見分の際には反物から「手本取」がされ、その「手本取」された裂を貼り付けて「切本帳」が作成された。安政2年の本方荷物の反物目利作成「切本帳」はD₁:「安政二 卯紅毛船持渡端物切本帳 扣」である。また、商人によって作成されたものがD₃:「安政二 卯三四番割 卯阿蘭陀船本方・品代切本帳」であり、両切本帳の品目名を照合し、それに裂の貼付枚数を示したものが表4である。なお、この表4では、後述するオランダ側の販売記録である表5で示すF₁:「本方荷物」の取引< Komps rekening courant Japan 1855. (日本商館本方勘定帳) の付録文書群 Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855. 内、Bijlaag N^o 3 (付録文書3番)>の商品名を照合して示している。

表4で「花色同 (=大羅紗)」が日本側に販売されていないが、この商品は全て残品とされ、翌年の献上・進物品および、進物残品の販売に使用されている。

(4) 「直組」・「入札」

本方取引される商品(本方荷物)については、荷揚・荷改・目利見分・大改等がすまされた後、出島商館と長崎会所との間で取引がおこなわれ(「直組」)、長崎

表3 秤量品目の荷改め結果

	A : Factuur			E ₂ : 荷改め結果
	schip	goederen	hoeveelheid	
<10>	(H)	olijphantstanten 1 s ^t	(n) 151 lb.	(n) 304.6 lb.
	(N)	olijphantstanten 2 s ^t	(n) 154 lb.	
<11>	(H)	olijphantstanten 1 ^e soort	(n) 304.25 lb.	(n) 610.42 lb.
	(N)	olijphantstanten 2 soort	(n) 302.5 lb.	
<12>	(H)	peper	(n) 2,000 lb.	(b) 2,025.86 lb.
	(N)	nagelen	(n) 2,052 lb.	
<13>	(H)	peper	(n) 4,250 lb.	(b) 4,317.65 lb.
	(N)	nagelen	(b) 4,362 lb.	
<14>	(H)	peper	(n) 4,100 lb.	(b) 4,216.12 lb.
	(N)	peper	(b) 4,184 lb.	
<15>	(H)	peper	(n) 8,264 lb.	(b) 8,427.4 lb.
	(N)	peper	(b) 8,430 lb.	
<16>	(H)	Bankas tin	(n) 37,500 lb. [※]	(n) 40,523.34 lb.
	(N)	Banka tin	(n) 40,625 lb. [※]	
<17>	(H)	Bankas tin	(n) 84,375 lb.	(n) 84,017.79 lb.
	(N)	Banka tin	(n) 84,375 lb.	
<18>	(H)	[sapanhout]	(n) [96,500 lb.]	(n) 89,891 lb.
	(N)	sappanhout	(n) 153,500 lb.	
<19>	(H)	suiker 1 s ^t	(n) 187,776 lb.	(b) 199,413.53 lb.
	(N)	suiker 1 ^e soort	(b) 200,357 lb.	
<20>	(H)	suiker 1 s ^t	(n) 471,082 lb.	(b) 499,596.92 lb.
	(N)	suiker 1 ^e soort	(b) 501,422 lb.	
<21>		-	-	-
<22>	(N)	[Mexikaansche dollars]	[3,500]	-
<23>		[上掲: sappanhout]	[上掲]	-
<24>	(N)	kwik	(n) 607 lb.	(b) 708.33 lb.
<25>	(H)	kwik	(b) 719 lb.	
<26>	(H)	caliatioerhout	(n) 1,843 lb.	(n) 1,827.63 lb.
	(N)	caliatuurhout	(n) 4,334 lb.	
<27>	(H)	nooten 2 s ^t	(n) 218.5 lb.	(b) 261.09 lb.
	(N)	noten 2 soort	(b) 263 lb.	
<28>	(H)	nooten 2 s ^t	(n) 531.5 lb.	(b) 639.43 lb.
	(N)	noten 2 soort	(b) 652 lb.	
<29>		[上掲: sappanhout]	[上掲]	-
<30>		[上掲: Banka tin]	[上掲]	-

出典・A : Factuur は、'Contracten, Facturen & Cognossemementen Japan 1855.' MS. N.A. Japans Archief, nr.1748 (Aanwinsten, 1910, I: No.117)。(Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-16)。

・E₂:「荷改め結果」は、Bijlaag N^o 4. Bijlagen Pakhuis rekening Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr.1793 (Aanwinsten, 1910, I: No.253)。(Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-135-2)。

註・(H)は、Henriette en Cornelia号、(N)はNederland号の積荷を示す。
 ・ []内は、Pakhuis Rekening Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr.1793 (Aanwinsten, 1910, I: No.242)。(Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-47)で補った。

・(n) ~ netto (正味)、(b)はbruto (風袋込み)を示す。
 ・※印 ~ Henriette en Cornelia号の「送り状」Factuurには、Bankas tinの正味を37,500 lb.と記しているが、Bijlaag N^o 4には、40,625 lb.と記している。

表4 安政2年(1855)オランダ船2艘(Henriette en Cornelia, Nederland)本方荷物(反物類)

D ₁ : 切本帳(卯7月)		D ₃ : 切本帳(卯9月拂)		F ₁ : Komps verkoop (den 31 st October 1855)	
品名	数量	品名	数量		
<1> 猩と紅	1	猩と緋	3	(1)	laken schaaibrood
<1> 白大羅紗	1	白同(=大羅紗)	2	(3)	laken wit
<1> 黒大羅紗	1	黒大羅紗	2	(2)	laken zwart
<1> 黄大羅紗	1	黄大羅紗	2	(5)	laken geel
<1> 花色大羅紗	0	花色大羅紗	2	-	-
<1> 紫大羅紗	1	紫大羅紗	2	(6)	laken violet
<1> 藍鼠色大羅紗	1	藍鼠色大羅紗	2	(4)	laken aschgrauw
<1> 茶色大羅紗	0	茶色大羅紗	2	(7)	laken groen olijf
<1> 霜降大羅紗	1	霜降大羅紗	2	(8)	laken grijs
<2> 藍鼠色婦らた	1	藍鼠色婦羅多	0	(9)	casimier aschgrauw
<3> 花色呉羅服連	0	花色呉羅服連	1	(11)	grein licht blauw
<3> 藍海松茶色同	0	藍海松茶色同	1	(10)	grein groen olijf
<4> 花色全織呉羅服連	0	花色全織呉羅服連	1	(15)	gewaterd grein lichtblauw
<4> 藍海松茶色同	1	藍海松茶色同	1	(13)	gewaterd grein aschgrauw
<4> 茶色全織同	1	茶色全織同	1	(12)	gewaterd grein groen olijf
<4> 薄鼠色同	0	薄鼠色同	1	(14)	gewaterd grein olijf sen saai
<5> 壹番上奥嶋(イ〜ハ)	3	壹番上奥嶋	4	(17)	taffachelassen verbeterde 1 st soort
<5> 貳番同(イ〜ハ)	3	貳番同	3	(18)	taffachelassen verbeterde 2 st soort
<5> 壹番新織奥嶋(イ〜フ)	32	壹番新織奥嶋	32	(19)	taffachelassen extra fijn 1 st soort
<5> 貳番新織奥嶋(イ〜フ)	55	貳番新織奥嶋	45	(20)	taffachelassen extra fijn 2 st soort
<9> 尺長赤金巾	1	尺長赤金巾	2	(16)	roode haman
<8> 壹番尺長上更紗(イ〜タ)	16	壹番尺長上更紗	17	(21)	Europesche chitsen 1 st soort
<8> 貳番同(イ〜ニ)	4	貳番尺長上更紗	4	(22)	Europesche chitsen 2 st soort
<7> 弁柄更紗(イ〜ヲ)	12	弁柄更紗	12	(23)	Bengaalsche chitsen
<6> 更紗(イ〜エ)	45	皿更紗	45	(24)	Patna chitsen

出典・D₁: 切本帳は、「安政二 卯紅毛船持渡端物切本帳 扣」(長崎歴史文化博物館収蔵)。
 ・D₃: 切本帳は、「安政二 卯三四番割 卯阿蘭陀船本方・品代切本帳」(長崎歴史文化博物館収蔵)。
 ・F₁: Komps verkoop は、Bijlaag N^o. 3. Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855. MS.N.A. Japans Archief, nr.1814 (Aanwinsten, 1910, F. No.193). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-133-41)。

会所によって一括購入された。その後、長崎会所において本商人に対しての入札がおこなわれた。

本方荷物に関して上記の F₁: Komps rekening courant Japan 1855. (日本商館本方勘定帳) の付録文書群 Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855. 内、Bijlaag N^o. 3 (付録文書3番)、F₄: Rekening van den Aparten Handel 1855. (別段商法勘定帳)、F₅: Rekening van den Nieuwen Aparten Handel 1855. (新規の別段商法の勘定帳) と G₁: 「安政二年 落札帳」を照合したものが表5である。表5について考察に入る前に、次のことを注記事項として掲げておく。

・本表では、各商品の品目は G₁: 「安政二年 落札帳」に記されている順に並べた。

・オランダ側商品名各単語の表記については、その頭文字は、地名は大文字とし、その他は小文字で記した。

・オランダ側史料で用いられている id. 〃 (=同)、日本側史料で用いられている「同」は、それに相当する単語を記した。

・数字は基本的に算用数字で記した。

○この表5作成によって、安政2年の本方荷物の取引の実態を解明することができる。すなわち、出島商館

と長崎会所との間で取引された商品名と数量、価格・価額、および、その後、それらの商品を長崎会所で本商人のうち誰がいくらで購入したか、その価格と数量が明らかになる。

○各商品に関して、出島商館が長崎会所に販売した価格 (α: 販売価格) と長崎会所において本商人が落札した価格 (β: 落札価格) がわかることより、長崎会所が各商品において単価にして何倍の収益を得ていたかが判明する ($\frac{\beta}{\alpha}$)。すなわち染織品では、毛織物が 2.3 ~ 6.1 倍、綿織物が 1.3 ~ 4.4 倍を示しており、秤量品目では、1.8 倍の胡椒から 18.7 倍の蘇木まで各商品によって様々な倍率を示していることがわかる。各商品の落札価額を算出して出島商館側の販売価額を引けば長崎会所における商品ごとの収益を得られるかに思えるが、残念ながら史料上、出島商館側の販売数量と商人落札数量が若干異なることや、毛織物類 (大羅紗・ふらた・呉羅服連) の落札価格が反ではなく長さ (「間」) で記されているため正確な計算をすることができない。

しかし、「錫」が他の商品に比べて落札価額が非常に高く、4,000 貫目以上の収益をだしていることは確

かであり、安政2年において、長崎会所にとって利鞘の大きい商品として位置付けることができる。

○視点をオランダ側に移し、出島商館が本方取引でどれくらいの収益を各商品からあげていたかについては、各商品の仕入値と長崎会所に販売した価格の差をみることによって、単価における倍率を確認することができる。A：「送り状」より各商品の仕入値を算出して表5で得た販売価格と比較して示したのが表6である。この表からわかるように比較できる32項目の中で、黒字が19項目、赤字が12項目、同価格が1項目である。先の研究である天保15年(1844)時には、ほとんどの商品が赤字販売であり、かろうじて1倍を超える品物が「色呉羅服連」「上奥嶋」「皿紗」「弁柄皿紗」「本国皿紗」「錫」「胡餅」「上品砂糖」であり、「丁子」が2.7倍を示している程度であったことに比べるとかなりの収益が見込まれていることがわかる。⁽³⁰⁾

(5)「紅毛船追売」・「紅毛船臨時貫」

本方荷物の内、「卯五番割」(入札:12月9日～11日、荷渡:13日)で取引された「紅毛船追売」・「紅毛船臨時貫」について、日蘭の取引史料(F₃:Koms rekening courant Japan 1855。(日本商館本方勘定帳)の付録文書群 Bijlagen Koms rekening courant Japan 1855.内の Bijlaag N^o.5 (付録文書5番)と、G₄:「安政二年卯五番割 在留卯老番船追賣・卯紅毛船追賣・御用残り・献上残り・商賣荷物・會所かこひ・會所請込・召上物并大坂京召上・會所請込鮫・琉球産物見帳)を照合すると表7のようである。オランダ側史料より、これらの品は、uitschot(粗悪品)と称されている。確かに表5でみられる取引に比べてオランダ側は日本に対して suiker(砂糖)、sapanhout(蘇木)は販売価格は低い。(platloot(荷包鉛)に関しては、同価格である。)しかし、長崎会所で本商人が落札した価格は、砂糖と荷包鉛はほぼ同じであったが、蘇木に関しては、1.2～1.3倍で落札されている。uitschot(粗悪品)であっても、日本市場では通常の商品と同等もしくはそれ以上に扱われていたことがわかる。

(6)「献上・進物品」・「進物残品の販売」

第1章で考察したように、安政2年の日蘭貿易が終了し、翌安政3年に参府休年出府通詞によって江戸に持ち渡られた献上・進物品は、全て安政2年にオランダ船が輸入した反物類であった。この献上・進物品と参府の帰路に販売された進物残品の価格・価額についてH:Geschenken en Jedosche Verkoop Japan 1856。(贈り物と江戸売り帳)に従って示すと表8のようになる。

この表で注意を要することは、進物残品の販売価格が、前年度、出島商館が長崎会所に販売した価格に概

ね基づいてはいるが、rood haman(尺長赤金巾)が0.84倍とやや安価になっていることである。参府帰路においてこの反物に対する評価が長崎売よりも低かったわけであるが、その理由については今後の課題としておきたい。

以上、本方荷物の取引をみてきたが、本方荷物の内「銀錢」は、表1に示したように荷揚の2日目にあたる6月27日に「銀錢〔三千五百〕(中略)会所役人江相渡」とあるように、早々に長崎会所に渡されている。「銀錢」は入札で商人に販売されるものではなく、オランダ商館の日常経費にあてるために持ち渡られたものであった。なお、「銀錢」は日本で貨幣改鑄の素材とされた。⁽³¹⁾

また、砂糖について、第1章で「風袋引」についてふれたが(9月6日・12日・13日)、「風袋引」以前の8月8日に「願請砂糖会所渡」がおこなわれている。「願請」は長崎地役人による優先的な購入といわれている。中村質氏によると、

奉行以下の幕吏や、代官・町年寄以下唐蘭通詞や長崎会所請払クラスの以上の上級地役人には、幕府「御用物」に準じて、役料などのほかに、「除き物」と称しその地位に応じて毎年一定の輸入品の優先的購入権が認められていた(中略)。奉行は「御調」、御勘定方・普請役は「御求」、奉行家中の「御所望」、地下役人の場合は「願請」と名称は区々であるが、(後略)⁽³²⁾

とのことである。安政2年の場合、日本側に供給される本方荷物の中の「除き物」(ligting)は砂糖の24,500斤であり、これが「願請砂糖」に相当するものであった。なお、この「願請砂糖」の販売代銀は「日本商館脇荷勘定帳」で処理されている。⁽³³⁾

第3章 誂物とその取引

近世後期の日蘭貿易における誂物は、上述したように、将軍をはじめとする幕府高官、長崎地役人等によって、オランダ船に注文されたものの持ち渡り品であった。近世前期におけるオランダ船の注文品持ち渡りについては、岩生成一氏が述べられているように、

十七世紀の初期日蘭貿易が開始されてから、年々平戸や長崎に入港したオランダ船は、多量の通常正規の輸入物資の外、将軍、大名、その他の要路の高官や関係者の注文に応じて動植物、珍奇な器具や、さては書籍絵画なども輸入したが、(後略)⁽³⁴⁾といわれている。そして、19世紀前半には、将軍や老中・長崎奉行・代官・町年寄等の注文を阿蘭陀通詞が注文書作成の上に発注して、パタヴィア政庁が用意する「誂物」としての取引として翌年以降にもたらさ

表5 安政2年(1855)オランダ船2艘(Henriette en Cornelia, Nederland)本方荷物の取引

F ₁₋₄₋₅ : Komps verkoop				
	Goederen	Hoeveelheid	α: 販売価格(単位: 元)	販売価額(単位: 元)
(1)	laken schaaibrood	96.46 ikjes	10.0 / ikje	964.6
(2)	laken zwart	83.75 ikjes	10.0 / ikje	837.5
	laken overige kleuren	198.06 ikjes	8.0 / ikje	1,584.48
(3)	*1 wit	*1 67.39 ikjes		
(4)	aschgrauw	17.70 ikjes		
(5)	geel	46.38 ikjes		
(6)	violet	17.37 ikjes		
(7)	groen olijf	17.17 ikjes		
(8)	grijs	32.05 ikjes		
	casimier diverse kleuren			
(9)	*1 aschgrauw	17.15 ikjes	5.0 / ikje	85.75
	grein lichtb laauw & groen olijf	34.55 ikjes	4.3 / ikje	148.565
(10)	*1 groen olijf	*1 17.35 ikjes		
(11)	licht blaauw	17.20 ikjes		
(12)	gewaterd grein groen olijf	34.72 ikjes	2.0 / ikje	69.44
(13)	gewaterd grein aschgrauw	35.20 ikjes	1.8 / ikje	63.36
(14)	gewaterd grein olijf sen saai	35.61 ikjes	1.8 / ikje	64.098
(15)	gewaterd grein licht blaauw	34.19 ikjes	1.9 / ikje	64.961
(16)	roode haman	31 stukken	10.8 / stuk	334.8
(17)	taffachelassen verbeterde 1 ^{ste} soort	23 stukken	10.5 / stuk	241.5
(18)	taffachelassen verbeterde 2 ^{de} soort	28 stukken	6.7 / stuk	187.6
(19)	taffachelassen extra fijn 1 ^{ste} soort	211 stukken	10.7 / stuk	2,257.7
(20)	taffachelassen extra fijn 2 ^{de} soort	1,372 stukken	10.0 / stuk	13,720.0
(21)	Europesche chitsen 1 ^{ste} soort	18 stukken	19.2 / stuk	345.6
(22)	Europesche chitsen 2 ^{de} soort	20 stukken	15.6 / stuk	312.0
(23)	Bengaalsche chitsen	820 stukken	3.2 / stuk	2,624.0
(24)	Patna chitsen	1,106 stukken	2.25 / stuk	2,488.5
(25)	olifantstanden 1 ^{ste} soort	449.8725 katties	2.5 / kattie	1,124.6812
(26)	olifantstanden 2 ^{de} soort	304.2375 katties	2.0 / kattie	608.475
(27)	kruidnagelen	5,000 katties	1.5 / kattie	7,500.0
	kruidnagelen het geeischte	25.94625 katties	1.25 / kattie	32.4328
(28)	peper	9,895.469375 katties	0.15 / kattie	1,484.3204
(29)	tin	29,700.0 katties	0.25 / kattie	7,425.0
	<tin>	<72,264.06 katties>	<50.0 / picol>	<36,132.03>
(30)	[kaliatoerhout]	[5,004.45 katties]	[0.05 / kattie]	[250.2225]
(31)	[kwikzilver]	[227.691875 katties]	[1.0 / kattie]	[227.691875]
(32)	[notenmuscaat]	[300.0 katties]	[1.0 / kattie]	[300.0]
	[notenmuscaat]	[294.51 katties]	[0.6 / kattie]	[176.706]
(33)	sapanhout	97,287.963 katties	0.055 / kattie	5,350.838
(34)	[sapanhout]	[73,552.356819 katties]	[0.055 / kattie]	[4,045.379625]
(35)				
(36)	suiker	397,327.4815 katties	0.07 / kattie	27,812.924
(37)				
(38)				
(39)	platlood	40 katties	0.08 / kattie	3.2
(40)	suiker terug van de hofreis	22,295.065 katties	0.008 / kattie	178.36
(41)	suiker voor de hofreis	36,668.065 katties	0.062 / kattie	2,273.42
(42)	Mexicaansche dollars	3,498 wegende 2,513.48 t.	2.91394 / t.	7,324.1299112

出典・F₁₋₄₋₅: Komps verkoopのF₁は、Bijlaag N^o. 3. Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr.1814 (Aanwinsten, 1910, I: No.193). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-133-41)。F₄は、Rekening van den Aparten Handel 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr.1864 (Aanwinsten, 1910, I: No.226)。 (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-31)。なお、[]内に表記。F₅は、Rekening van den Nieuwen Aparten Handel 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr.1868 (Aanwinsten, 1910, I: No.230)。 (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-35)。なお、< >内に表記。

G ₁ : 落札帳				$\frac{\beta}{\alpha}$
商 品	数 量	β : 落札 価 格 (単位: 本方)	落札商人	
卯紅毛船本方				
猩 色 緋	5 反ト 1 切	300 匁 / 間	玉津や	3.0
黒 大 羅 紗	5 反	269 匁 8 分 / 間	菱や	2.7
白 大 羅 紗	4 反	491 匁 / 間	㊤	6.1
藍 鼠 色 大 羅 紗	1 反	353 匁 / 間	玉津や	4.4
黄 大 羅 紗	2 反ト 1 切	275 匁 7 分 / 間	玉津や	3.4
紫 色 大 羅 紗	1 反	235 匁 8 分 / 間	吉更や	2.9
茶 色 大 羅 紗	1 反	231 匁 / 間	むら仁	2.9
霜 降 大 羅 紗	3 反	284 匁 / 間	むら仁	3.6
藍 鼠 色 ふらた	1 反	188 匁 8 分 / 間	吉更や	3.8
藍海松茶色呉路服連	1 反	100 匁 3 分 / 間	天王寺や	2.3
華 色 呉 路 服 連	1 反	117 匁 / 間	三よしや	2.7
茶 色 柰 織 呉 路 服 連	2 反	74 匁 / 間	藤や・河内や	3.7
藍海松茶色柰織呉路服連	2 反	76 匁 7 分 / 間	玉津や	4.3
薄鼠色柰織呉路服連	2 反	78 匁 4 分 / 間	河内や	4.4
花色柰織呉路服連	2 反	76 匁 6 分 / 間	河内や	4.0
尺 長 赤 金 巾	34 反	469 匁 / 反	てつや	4.3
壱 番 上 奥 嶋	23 反	375 匁 / 反	春日や	3.6
貳 番 上 奥 嶋	40 反	294 匁 / 反	金沢や	4.4
壱 番 新 織 奥 嶋	240 反	378 匁 1 分 / 反	吉更や	3.5
貳 番 新 織 奥 嶋	1,372 反	303 匁 / 反	比・三よしや	3.0
壱 番 尺 長 上 皿 紗	22 反	259 匁 1 分 / 反	河内や	1.3
貳 番 尺 長 上 皿 紗	20 反	222 匁 / 反	河内や	1.4
弁 柄 皿 紗	820 反	47 匁 1 分 / 反	菱や	1.5
更 紗	1,115 反	50 匁 / 反	※	2.2
壱 番 象 牙	459 斤	81 匁 8 分 1 厘 / 斤	福井や	3.3
貳 番 象 牙	313 斤	77 匁 2 分 / 斤	松田や	3.9
丁	5,077 斤	29 匁 9 分 7 厘 / 斤	此 (永見)	2.0
胡 椒	10,023 斤	2 匁 6 分 9 厘 6 毛 / 斤	吉更や	1.8
錫	103,033 斤	43 匁 9 分 / 斤	エサキ・関東や	17.6
紫 檀	5,064 斤	5 匁 2 分 6 厘 / 斤	松田や	10.5
水 銀	246 斤	97 匁 9 分 / 斤	立見や	9.8
肉 豆 蔻	590 斤	21 匁 9 分 / 斤	永井や	2.3
蘇 木	60,000 斤	10 匁 3 分 / 斤	むら仁	18.7
蘇 木	60,000 斤	9 匁 9 分 4 厘 / 斤	此 (永見)	18.1
蘇 木	74,000 斤	10 匁 1 分 / 斤	比 (永見)・㊤	18.4
壱 番 白 砂 糖	180,000 斤	2 匁 9 分 3 毛 / 斤	の田や・入来や	4.1
貳 番 白 砂 糖	180,000 斤	2 匁 2 分 4 毛 / 斤	中の・吉更や	3.1
三 番 白 砂 糖	177,572 斤	2 匁 2 分 4 厘 3 毛 / 斤	豊嶋や・計	3.2
荷 包 鉛	40 斤	4 匁 8 分 / 斤	の田や	6.0
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—

- ・ G₁: 落札帳は、「安政二年 落札帳」(慶応義塾大学文学部古文書室所蔵永見家文書)。
- 註・※1の商品は、Pakhuis rekening Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr.1793 (Aanwinsten, 1910,1: No.242). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-47) による。
- ・ 単位のテール theil は、カンパニーテール compagnie theil。
- ・ 1 テール=銀 10 匁
- ・ 落札商人の㊤は、村上、※は松田や。

表6 安政2年(1855)オランダ船2艘(Henriette en Cornelia, Nederland)本方荷物の仕入値と販売価格

	Goederen	商 品	仕入値 (単位:テール)	販売価格 (単位:テール)	
(1)	laken schaaurood	猩 と 緋	9.25 / ikje	10.0 / ikje	
(2)	laken zwart	黒 大 羅 紗	8.36 / ikje	10.0 / ikje	
	laken overige kleuren		8.91 ~ 8.50 / ikje	8.0 / ikje	
(3)	{ wit aschgrauw geel violet groen olijf grijs	白 大 羅 紗			
(4)		藍 鼠 色 大 羅 紗			
(5)		黄 大 羅 紗			
(6)		紫 色 大 羅 紗			
(7)		茶 色 大 羅 紗			
(8)		霜 降 大 羅 紗			
(9)		casimier diverse kleuren			
		aschgrauw	藍 鼠 色 ふ ら た	6.17 / ikje	5.0 / ikje
	grein lichtb laauw & groen olijf		2.74 / ikje	4.3 / ikje	
(10)	{ groen olijf licht blaauw	藍海松茶色呉路服連			
(11)		華 色 呉 路 服 連			
(12)	gewaterd grein groen olijf	茶 色 空 織 呉 路 服 連	2.33 / ikje	2.0 / ikje	
(13)	gewaterd grein aschgrauw	藍海松茶色空織呉路服連	2.54 / ikje	1.8 / ikje	
(14)	gewaterd grein olijf sen saai	薄鼠色空織呉路服連	2.33 / ikje	1.8 / ikje	
(15)	gewaterd grein licht blaauw	花色空織呉路服連	2.33 / ikje	1.9 / ikje	
(16)	roode haman	尺 長 赤 金 巾	10.88 / stuk	10.8 / stuk	
(17)	taffachelassen verbeterde 1 ^{de} soort	壹 番 上 奥 嶋	6.23 / stuk	10.5 / stuk	
(18)	taffachelassen verbeterde 2 ^{de} soort	貳 番 上 奥 嶋	6.23 / stuk	6.7 / stuk	
(19)	taffachelassen extra fijn 1 ^{de} soort	壹 番 新 織 奥 嶋	7.69 / stuk	10.7 / stuk	
(20)	taffachelassen extra fijn 2 ^{de} soort	貳 番 新 織 奥 嶋	7.69 / stuk	10.0 / stuk	
(21)	Europesche chitsen 1 ^{ste} soort	壹 番 尺 長 上 皿 紗	8.63 / stuk	19.2 / stuk	
(22)	Europesche chitsen 2 ^{de} soort	貳 番 尺 長 上 皿 紗	8.63 / stuk	15.6 / stuk	
(23)	Bengaalsche chitsen	弁 柄 皿 紗	1.95 / stuk	3.2 / stuk	
(24)	Patna chitsen	更 紗	1.80 / stuk	2.25 / stuk	
(25)	olifantstanden 1 ^{ste} soort	壹 番 象 牙	4.25 / kattie	2.5 / kattie	
(26)	olifantstanden 2 ^{de} soort	貳 番 象 牙	4.18 ~ 4.03 / kattie	2.0 / kattie	
(27)	kruidnagelen	} 丁 子	0.25 / kattie	1.5 / kattie	
	kruidnagelen het geeichte		-	-	1.25 / kattie
(28)	peper	胡 椒	0.14 / kattie	0.15 / kattie	
(29)	tin	} 錫	0.33 / kattie	0.25 / kattie	
	tin		33.0 / picol	50.0 / picol	
(30)	kaliatoerhout	紫 檀	0.065 / kattie	0.05 / kattie	
(31)	kwikzilver	水 銀	2.95 / kattie	1.0 / kattie	
(32)	notenmuscaat	} 肉 豆 蔻	0.14 / kattie	1.0 / kattie	
	notenmuscaat		0.14 / kattie	0.6 / kattie	
(33)	sapanhout	} 蘇 木	0.012 / kattie	0.055 / kattie	
(34)	sapanhout		0.012 / kattie	0.055 / kattie	
(35)		は 蘇 木			
(36)	} suiker	壹 番 白 砂 糖	} 0.07 / kattie	} 0.07 / kattie	
(37)		貳 番 白 砂 糖			
(38)		三 番 白 砂 糖			
(39)	platlood	荷 包 鉛	-	0.08 / kattie	

註：単位のテール theil は、カンパニーテール compagnie theil。

れるようになっていた。このような「詠物」に関するシステムのはじまりについては今のところ未詳といわざるをえないが、宝暦期（1751～1764）には既におこなわれていたようである。⁽³⁵⁾

「詠物」は、前年度に発注されたものが全て翌年持ち渡られるとは限らず、持ち渡られるまで何度も注文が繰り返されることもあった。この「詠物」は、個人的な要求にもとづいていたとはいえ、当時の日本人の具体的な需要や好みを知ることができ、また日蘭の需給関係の一端を知ることができる。なお、当時の「詠物」は政庁がもたらす本方荷物であり、出島商館では、将軍の詠物である「御用御詠物」の取引は本方勘定で処理され、それ以外の幕府高官や長崎地役人等の「詠物」の取引は脇荷勘定で処理されていた。

安政2年の詠物に関しても前年に発注されており、現存する前年度の阿蘭陀通詞作成の注文書に従って、拙訳を付して示すと表9のようである。「御用御詠物」（＝将軍の注文）は、染織類（絹織物（海黄）と綿織物（更紗・奥島・金巾））と香（伽羅）・暦・天文学書からなっている。また、長崎奉行の注文は、毛氈と短筒、阿蘭陀通詞の注文は、文房具類である。他に詠物としての注文書が存在していたかどうかは未詳であるが、後述するように、安政2年には、Fidsen（鍋島肥前守直正^カ）と Satsuma（島津薩摩守齊彬^カ）に宛てた詠物ももたらされている。また、前年度には長崎地役人の注文書も存在するが、安政2年時の「詠物」の取引には記されていない。この長崎地役人の注文品に関しては後述する。

バタヴィアでは表9の注文書を受けて、翌年の日本向け「詠物」を用意したと考えられる。安政2年の「詠物」の取引に関して、第1章で考察した日蘭貿易の取引過程内において作成された現存の史料としては、以下のものを挙げることができる。

- A：「送り状」＜Factuur＞
- B：「提出送り状」＜Opgegeven Factuur＞
- C₂：「積荷目録」＜「嘉永七寅年 唐紅毛差出」（神戸市立博物館所蔵）＞
- F₂：「御用御詠物」の販売＜Komps rekening courant Japan 1855.（日本商館本方勘定帳）の付録文書群 Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855. 内、Bijlaag N° 4（付録文書4番）＞
- F₆：「御用御詠物」以外の「詠物」の販売＜Kambang rekening courant Japan 1855.（日本商館脇荷勘定帳）の付録文書群 Bijlagen Kambang rekening courant Japan 1855. 内、Bijlaag N° 9（付録文書9番）＞
- G₄：「御用残り」の取引＜「安政二年卯五番割 在留卯壱番船追賣・卯紅毛船追賣・御用残り・献上残り・商賣荷物・會所かこひ・會所請込・召上物并

大坂京召上・會所請込鮫・琉球産物見帳」（長崎歴史文化博物館収蔵）＞

当然、荷改めもおこなわれていたと考えられるが、荷改め結果を記す史料はいまのところ未詳である。なお、第1章で考察したように「御用御詠之品解出會所渡シ」が7月12日から8月20日にかけて頻繁におこなわれており、「御用御詠物」が「解出」後、早急に長崎會所に運ばれていたことがわかる。

以下、上記のA～G₄の史料を順次突き合わせ、安政2年の詠物をめぐる取引の実態を明らかにしていきたい。

まず、6月25日に「差出和解」がおこなわれて「積荷目録」が作成され、さらに販売されるまでをみていきたい。詠物に限って、A：「送り状」Factuur、B：「提出送り状」Opgegeven Factuur、C₂：「積荷目録」（「嘉永七寅年 唐紅毛差出」）、F_{2・6}：「売上計算書」Verkooprekening を突き合わせ一覧表にしたものが表10である。

考察に入る前に表10について、次のことを注記事項として掲げておく。

- ・本表では、各商品の品目は、B：「提出送り状」Opgegeven Factuur に記されている順に並べた。
- ・オランダ側商品名各単語の表記については、その頭文字は、地名は大文字とし、その他は小文字で記した。
- ・オランダ側史料で用いられている idem、id、dito、〃（＝同）、日本側史料で用いられている「同」は、それに相当する単語を記した。
- ・数字は基本的に算用数字で記した。
- ・B：「提出送り状」に記されている詠物の受取人は、以下のように考えられる。

Z: M: den Keizer ～十三代将軍徳川家定

Z: M: den Landsheer van Fidsen ～ 佐賀藩主鍋島肥前守直正^カ

Z: M: den Landsheer van Satsuma ～薩摩藩主島津薩摩守齊彬^カ

○表9で示した前年度の注文品に対して、「御用御詠物」については、染織類では更紗の持ち渡りはなかったが、その他の綿織物（奥島・金巾）や絹織物（海黄）の持ち渡りがみられる。また、「伽羅」や「天文学書」などの持ち渡りはなかったが、「暦」や「雑誌」の持ち渡りがあった。

○長崎奉行の荒尾石見守（成允）の「毛氈」と「短筒」の注文に対して、表10には記さなかったが、「毛氈」に関しては次のことがいえる。すなわち、「日本商館脇荷勘定帳」の付録文書10番（1855年10月31日付）には、出島商館のためにもたらされた tapijt（毛氈）1枚が、阿蘭陀通詞の依頼で長崎奉行のために180カンバンテールで売り渡されたことが記されており、これ

表7 安政2年(1855)オランダ船2艘(Henriette en Cornelia, Nederland)本方荷物(粗悪品)の取引

		F ₃ : Splinter rekening			
		Goederen	Hoeveelheid	販売価格(単位=ル)	販売価額(単位=ル)
[1]	suiker		2,067 katties	0.06 / kattie	124.02
[2]	sapanhout		7,600 katties	0.04 / kattie	304.0
[3]	platlood		900 katties	0.08 / kattie	72.0
					500.02 ^{*1}

出典・F₃: Splinter rekening は、Bijlaag N° 5. Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855. MS.N.A. Japans Archief, nr.1814 (Aanwinsten, 1910, I: No.193). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-133-41)。

・G₄: 見帳は、「安政二年卯五番割 在留卯老番船追賣・卯紅毛船追賣・御用残り・献上残り・商賣荷物・會所かこひ・會所請込・召上物并大坂京召上・會所請込・琉球産物見帳」(長崎歴史文化博物館収蔵)。

表8 安政3年(1856)の献上・進物品と進物残品の販売

品名	1855年度の残り	献上・進物品	進物残品の販売		持ち帰り	1855年度 長崎売の販売価格 (=ル)	
	長さ・反数		長さ・反数	長さ・反数			価格(=ル)
laken schaaibrood (猩々緋)	77.34 間	52.80 間	11.78 間	10.0 /間	117.8	12.00 間	10.0 /間
laken zwart (黒大羅紗)	84.47 間	54.50 間	17.21 間	10.0 /間	172.1	12.00 間	10.0 /間
laken diverse kleuren (色大羅紗)	365.34 間	188.20 間 *繰上 4.16 間	118.80 間	8.0 /間	950.4	55.70 間	8.0 /間
taffielclassen extra fijn 1 ^o soort (沓番新織奥嶋)	120 反	60 反	45 反	11.0 /反	495.0	15 反	10.7 /反
taffielclassen verbeterde 1 ^o soort (沓番上奥嶋)	17 反	12 反	—	—	—	5 反	10.5 /反
roode hamans (尺長赤金巾)	16 反	12 反	4 反	9.1 /反	36.4	—	[10.8 /反] ^{*2}
Nederl. sitsen 1 ^o soort (沓番尺長上皿紗)	58 反	45 反	4 反	19.2 /反	76.8	9 反	19.2 /反
Bengaalsche sitsen (弁柄皿紗)	180 反	100 反	47 反	3.2 /反	150.4	33 反	3.2 /反
Patna sitsen (皿紗)	385 反	276 反	48 反	2.3 /反	110.4	61 反	2.25 /反
合計					2,109.3		

出典・Geschenken en Jedosche Verkoop Japan 1856. MS. N.A. Japans Archief, nr.1829 (Aanwinsten, 1910, I: No.216). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-21)。

註・*1は、表5(16)roode hamanの販売価格参照。

・単位のテール theil は、カンパニータール compagnie theil。

・進物残品の販売総額 2,109.3 カンパニータールは、参府休年出府通詞の申告で 2,116.62 カンパニータールとして Komps rekening courant Japan 1856. (日本商館本方勘定帳) に計上された。その後、1856年の期末決算で、Kambang rekening courant Japan 1856. (日本商館臨荷勘定帳) に、1,763.856307 カンパニータール (= 2,116.62 カンパニータール ÷ 1.2) 振り替えている。

が荒尾の注文品に相当するものと考えられる。⁽³⁶⁾ なお、「短筒」に関する記録はみられない。

○阿蘭陀通詞の注文に対しては、ほぼ満たされている。

○仕入値に対する売値の割合については、仕入値がわかる「白金巾」、「海黄」、「batterij kist」(備砲箱)の3品目に限られるが、「白金巾」1.19倍、「海黄」0.15倍、「batterij kist」(備砲箱)2.29倍である。この内、「海黄」が非常に安く取引されているが、「海黄」は、当時、日本側の需要に応えるための特別な品物であり、出島

商館にとっては赤字覚悟の持ち渡り品であった。⁽³⁷⁾

11年前の天保15年(1844)の事例では、「釧付筒」が1丁14.9カンバンテール(50丁)の販売で、仕入値に対して売値が62.61倍を示していた。⁽³⁸⁾ このことから考えて、おそらく安政2年の「釧付筒」(1丁28.0カンバンテール、6,000丁)によってもかなりの収益が得られていたと推測される。

○詠物の品目としては、染織類・暦・雑誌・武器と武器関係の道具類などからなっているが(阿蘭陀通詞の

G4: 見 帳			
商 品	数 量	落 札 価 格 (靴・材類)	落札商人
卯紅毛船追賣 土交り砂糖	933 斤 3 合 3 勺 3 才 4	2 匁 1 分 9 厘 / 斤	立見や
卯紅毛船臨時賞 取集砂糖	1,133 斤 3 合 3 勺 3 才 4	2 匁 2 分 7 厘 / 斤	松田や
卯紅毛船追賣 屑蘇木	6,600 斤	12 匁 3 分 6 厘 / 斤	三浦・柳野
卯紅毛船臨時賞 屑蘇木	1,000 斤	13 匁 2 分 / 斤	吉更や
卯紅毛船追賣 荷包鉛	500 斤	4 匁 7 分 3 厘 / 斤	立見や
卯紅毛船臨時賞 荷包鉛	400 斤	4 匁 8 分 1 厘 / 斤	関東や

- 註・日本側史料上、取引項目で用いられている「同」は、それに相当する単語を記した。
 ・単位のテール theil は、カンパニーテール compagnie theil。
 ・※ 1 の販売価額 500.02 カンパニーテールの内、140.02 カンパニーテールは、
 140.02 カンバンテールとして、Kambang rekening courant Japan 1855.
 (日本商館脇荷勘定帳) で処理されている。

詔物は文房具類)、数量としては、武器関係の品が圧倒的に多いことが注目される。天保 15 年時の詔物を考察した際には、

この時期(幕末期)、日本側は「詔物」としての取引枠を使って、軍事関係の書籍や武器、および武器関係の道具や部品などを中心に品数を絞り、早期に入手していたことが具体的に判明する。これは、まさにアヘン戦争の詳報を受けて幕閣が洋式砲術採用に取り組んだあらわれといえよう。⁽³⁹⁾

との考えに至ったが、開国後の安政 2 年時においても、「釧付筒 六千丁 但し小道具類添」に象徴されるように、軍備の強化が進められていたことがわかる。特に、釧付筒 6,000 丁の内、3,000 丁が佐賀藩主鍋島直正の購入によるものであったことは長崎警備の増強を物語るものであろう。⁽⁴⁰⁾

○阿蘭陀通詞が前年度に注文した品目は A:「送り状」より持ち渡られていることが確認されるが、B:「提出送り状」・C₂:「積荷目録」・F_{2.6}:「売上計算書」等には一切記されていない。通詞という日蘭双方の間に立って通訳官兼商務官という特権より「詔物」という取引を通して利益を得ていたと考えられる。⁽⁴¹⁾ なお、前年の阿蘭陀通詞の注文書の表紙 'De eisch van het Tolken Collegie voor het aanstaande jaar 1855.' の 'De eisch' と 'van' の間に別筆(恐らくオランダ人であろう)の鉛筆書きで 'in geschen' と記されている。これを記

すと「来たる 1855 年に向けての通詞仲間の贈物としての注文」(下線は筆者)となり、通詞への「詔物」は取引商品ではなくオランダ人からの贈物であった可能性が高い(図 5 参照)。

○次に、上述したように近世後期の詔物は将軍をはじめとする幕府高官、長崎地役人等によってオランダ船に注文されたものの持ち渡り品であった。管見の限り、天保 13 年(1842)までは「詔物」の取引に町年寄等長崎地役人の名前は記されている。⁽⁴²⁾ 天保 14 年については、「詔物」に関するオランダ側史料は残されていないが、日本側史料の「雑記」(国文学研究資料館所蔵常陸国土浦土屋家文書)には、「積荷目録」の詔物リストと脇荷リストの間に、「年寄詔之品心當テ」として「釧付筒 二百挺」「火打石 三千」「袂時計 壱組」が記され

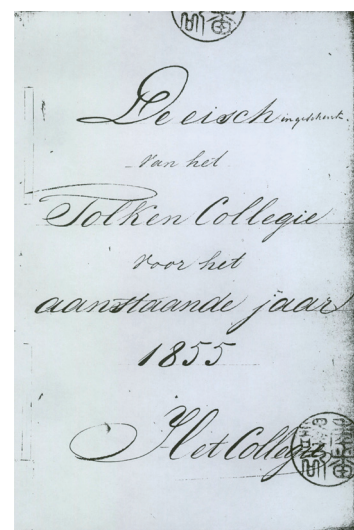


図 5 1855 年向け阿蘭陀通詞の注文書

表9 安政2年(1855)向け詔物の注文

原文	拙訳
De eisch van Z. M. den Keizer voor het aanstaande jaar 1855.*1	来たる1855年に向けての将軍の注文
500 stuks Gekleurde armozijn (van verschillende kleur)	500反 「色海黄」(種々の色の〔品〕)
500 # Gestreepte d° (d° streep)	500反 「島海黄」(種々の縞の〔品〕)
100 # Chitsen letter Lo.	100反 「ろ更紗」
100 # Taffaselas extrafijn	100反 「新織奥島」
100 # d° ordinair	100反 「黒手奥島」
100 # Witte hamans (beste soort)	100反 「白金巾」(最上種)
20 # Klambak (van beste kwaliteit en per stuk wegende van omtrent 50 thailen tot 100 thailen)	20本 「伽羅」(最上級の品質で1本につき約50テールから100テールの〔品〕)
44 # Gestreepte armozijn (in het jaar 1795 met monster lappjes geeischt) Almanak van 7 planeten en de werken om almanak van den loop der planeten te maken (in het jaar 1794 geeischt)	44反 「島海黄」(1795年に見本切で注文した〔品〕) 七つの惑星の暦と惑星の進路の暦を作る書籍(1794年に注文した〔書籍〕)
20 # Taffaselas (in het jaar 1820 met monster lappies geeischt) Nieuw uitgegeven almanak en sterrekunde Indien er behalve deze werken eenige zijn die door oude beroemde sterrekundigen uitgegeven zijn, verlangt men aan te brengen (in het jaar 1840 geeischt)	20反 「奥島」(1820年に見本切で注文した〔品〕) 新版の暦と天文学書 もし、これらの書籍を除いて、昔の著名な天文学者によって発行されたものがあれば、(1840年に注文した〔書籍〕で)何冊かもってくるように。
1 Zeemans almanak (Engelsch druk)	1 「航海家暦」(英語版)
De eisch van den Wel Ed. Achtb. Heer Alao Iwami no kami sama Gouverneur van Nagasaki.*2	長崎奉行荒尾石見守様の注文
3 Groote tapijt per stuk T. 300:- 1 kist Pistool van zes loop met piston en al zijn toebehooren Deze artikelen aangebragt zijnde, zal de betaling derzelven met kambang geld voldaan worden. De boven staande tapijten zullen zijn 2 ikjes en 2 waaijers in lengte, en 1½ ikjes 2 waaijers in breedte.	3 1反300テールの大きい「毛氈」 1箱 ピストンのついた6つの銃身の「短筒」と全ての付属品 到着するこれらの品物の支払いはカンバン銀でおこなわれる。 上記の「毛氈」は長さ2間2ワイエール(462cm)、幅1½間2ワイエール(365.75cm)となる。
Voor het tolken collegie *3	阿蘭陀通詞用
2 riem Papier 2 doosjes Stalen Pennen (beste soort) 10 dozijn Potlood (beste soort) 2 bosse Schachten 6 stuks Pennemes 1 fles Inkt	2連 「紙」 2箱 鉄ペン(最上種) 10ダース 「石筆」(最上種) 2束 羽ペン 6本 「ハアカ」(「小刀」、ペンナイフ) 1瓶 インク

出典・※1 : De eisch van Z. M. den Keizer voor het aanstaande jaar 1855. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).

・※2 : De eisch van de Wel Ed. Achtb. Heer Alao Iwami no kami sama Gouverneur van Nagasaki voor het aanstaande jaar 1855. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).

・※3 : De eisch van het Tolken Collegie voor het aanstaande jaar 1855. Bijlagen verslag 1854.

MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).

註・「 」内は、訳例のある品目。

ている。「心當テ」は「見計らい〔品〕」といった意味合いと考えられることから、この時点において、「年寄詠之品」は「詠物」取引の枠を外れたのであろう。そして、天保15年には、長崎地役人の「詠物」の取引は阿蘭陀通詞を除いて一切記されていない。上記の注目点でも記したように、おそらくこの時期（幕末期）になると、「詠物」の取引枠を使って幕府が軍事関係の品々を入手することに努めるようになったためと考えられる。⁽⁴³⁾

『安政二年 萬記帳』の6月29日の記事には、年番通詞が御検使に対して「町年寄詠」の「塩硝壺桶」の取り扱いについて記しているところがあるが、その中で次のように説明している。

（前略）右（＝塩硝壺桶）著先年咬啣吧役所が町年寄詠之品差越候節著差出和解之節一同認差出申候得共、天保之末右之義相止其後著脇荷掛り筆者阿蘭陀人請持年々持渡申候様相成脇荷物之内江詰込持渡別段御届者不申上候間（後略）⁽⁴⁴⁾

「町年寄詠」の「塩硝」は、以前はバタヴィア政庁からもたらされる「詠物」として「差出和解」の際に積荷目録に記されて提出されていたが、「天保之末」よりそれが中止となり、「脇荷掛り筆者阿蘭陀人」（pachter、賃借人）がそれを受け持ち、脇荷物の中にいれて持ち渡ったため、特別に届け出る必要はなくなったということである。すなわち、町年寄の「詠物」は「天保之末」に中止となりその分は賃借人が受け持ち、脇荷物の中に組み込まれることになったのである。ここでいっている「天保之末」とは、天保14年を指すのであろう。『安政二年 萬記帳』には、後日（九月五日）この塩硝について、「町年寄所望之塩硝」と表記している。「町年寄詠」の「塩硝」は「詠物」ではなく「所望品」扱いとなっている。また、表1からわかるように、「御代官并町年寄所望之品会所渡し」や「町年寄所望之品会所渡」が7月25日から8月15日にかけて頻繁におこなわれており、地役人の注文が、「所望品」として扱われていることがわかる。

筆者は、先の拙稿で、「なおこれ以降（＝天保15年以降）、詠物の取引から阿蘭陀通詞を除いて長崎地役人が姿を消したか否かについては、今後の課題としたい。」⁽⁴⁵⁾としていたが、天保14年より町年寄等長崎地役人の「詠物」は中止となり、脇荷物の中の「所望品」の枠で取引されることとなったわけである。

安政2年の前年には、長崎地役人等の注文書として De eisch van de Wel Edel Heeren Rentemeester, Kommissaris der Geldkamer en Opperburgemeesters voor het aanstaande jaar 1855.（来たる1855年に向けての代官、長崎会所調役、町年寄の注文）⁽⁴⁶⁾が作成されており、この中

には、「代官 高木作右衛門様用」10品目、「長崎会所調役 福田猶之進様用」24品目、「長崎会所調役 久松士岐太郎様用」14品目、「町年寄 高嶋作兵衛様用」30品目、「町年寄 後藤道太郎様用」9品目、「町年寄 久松善兵衛様用」23品目の注文がされているが、これらは全て「詠物」ではなく「所望品」としてオランダ側に発注し、賃借人によって脇荷物の中に持ち渡られることを期待していたわけである。注文書の表紙には、オランダ人の筆跡と思われる綴り（鉛筆書き）で、'1 exemplaar aan den pachter afgegeven.'「賃借人に1部を手渡す。」とあり、上記のことを裏付けるものといえよう（図6参照）。

なお、「所望品」については、次章で考察していく。

本章の最後の課題として、「御用残り」の取引について記しておきたい。この「御用残り」すなわち「御用御詠物」の中から長崎会所で売りにだされたものの取引については、G₄：「安政二年卯五番割 在留卯壺番船追賣・卯紅毛船追賣・御用残り・献上残り・商賣荷物・會所かこひ・會所請込・召上物并大坂京召上・會所請込鮫・琉球産物見帳」の記事によってわかる。ここでは、上記のF₂：Koms rekening courant Japan 1855.（日本商館本方勘定帳）の付録文書群 Bijlagen Koms rekening courant Japan 1855.内の Bijlaag N^o 4（付録文書4番）に照合する形で表11として示しておく。

この表11からわかるように、「海黄」・「奥嶋」・「金巾」では、「御用御詠物」になったものの16～42%が売りに出されている。また、「御用御詠物」として購入された価格に対して、「御用残り」としての売りは、「海黄」で1.8～2.1倍、「奥嶋」で3.3～4.2倍、「金巾」で3.5倍であったことがわかる。なお、「御用残り」として「更紗」が17端売りに出されているが、このことについては未詳である。

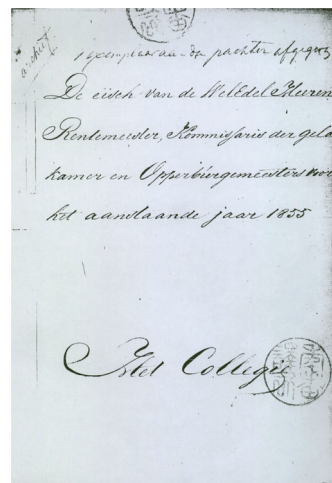


図6 1855年向け長崎地役人の注文書

表 10 安政 2 年 (1855) オランダ船 2 艘 (Henriette en Cornelia, Nederland) 詔物の取引

schip	A : Factuur					B : Opgegeven Factuur	
	goederen	hoeveelheid	換 算	仕入種類(バルデン)	換算(テール)	goederen	hoeveelheid
(N)	Voor Z. M. den Keizer					Voor Z. M: den Keizer	
(N)	taffachelassen extra fijn	100 p.	100 反	—	—	taffachelassen extra-fijn	100 stuks
(N)	taffachelassen ordinair	100 p.	100 反	—	—	taffachelassen ordinaire	100 stuks
(H)	witte hamans of madapolams	50 p.	50 反	275.0	206.25	witte hamans / madapolams /	100 stuks
(N)	witte hamans of madapolams	50 p.	50 反	275.0	206.25		
(H)	armozijnen	30 p.	30 反	1,320.0	990.00	armozijnen	100 stuks
(N)	armozijnen	70 p.	70 反	3,080.0	2,310.00		
(N)	Bataviasche almanak 1854	1	1	—	—	Bataviasche almanak 1854	1
(N)	zeemans of nautical almanak 1856 / Eng. taal	1	1	—	—	zeemans almanak 1856 in de Engelsche taal	1
(N)	Nederl. magazijn 1854 en schatkamer	1	1	—	—	Nederlandsch magazijn 1854 en schatkamer	1
(H)	Artillerie goederen						
(H)	geweren	960 stuks	960 丁	—	—	geweren met al deszelfs toebehooren	3,000 stuks
(N)	geweren	5,045 st.	5,045 丁	—	—	(Voor Z. H: den Landsheer van Fidsen : geweren met toebehooren)	(3,000 stuks)
(N)	slaghoedjes	6,000,000	6,000,000	—	—	slaghoedjes	3,000,000
(N)	veerhaken	25 stuks	25 個	—	—	(Voor Z. H: den Landsheer van Fidsen : slaghoedjes)	(3,000,000)
						veerhaken	13
						(Voor Z. H: den Landsheer van Fidsen : veerhaken.	12)
						Voor Z. H: den Landsheer van Fidsen	
						geweren met toebehooren	3,000 stuks
						slaghoedjes	3,000,000
						veerhaken	12
(N)	batterij kist	1	1	35.0	<21.875>	Voor Z. H: den Landsheer van Satsuma	
						anker ketting voor korvet	1
						—	—
(N)	Voor het tolken collegie						
(N)	potlooden	3 dozijn	3 ダース	—	—	—	—
(N)	zwart inkt	1 flesch	1 瓶	—	—	—	—
(N)	stalen pennen	2 doosjes	2 箱	—	—	—	—
(N)	pennen houders	5 stuks	5 本	—	—	—	—
(N)	best afgeneden velin papier	2 riem	2 連	—	—	—	—
(N)	best afgeneden propatria papier	1 riem	1 連	—	—	—	—
(N)	pennen / elk van 25 stuks	2 bossen	2 束	—	—	—	—

出典・A : Factuur は、'Contracten, Facturen & Cognitionen Japan 1855.' MS. N.A. Japans Archief, nr.1748 (Aanwinsten, 1910, I: No.117)。(Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-16)。
 ・B : Opgegeven Factuur は、'Opgegeven Nieuws, Facturen en Monsterrollen 1855.' MS. N.A. Japans Archief, nr.1758 (Aanwinsten, 1910, I: No.127)。(Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-26)。
 ・C : 積荷目録は「嘉永七寅年 唐紅毛差出」(神戸市立博物館所蔵)。

表 11 安政 2 年 (1855) 御用残りの取引

F ₂ : Verkooprekening		G ₄ : 見 帳			
Goederen	販売価格 (単位:テール)	商 品	数 量	落札価格 (単位:本方銀)	落札商人
gestreepte armozijnen	5.0 / stuk	いターレス嶋	2 端	92 匁 / 端	ヒシヤ
gestreepte armozijnen / gevlekt /	4.0 / stuk	ろターレス嶋	19 端	83 匁 9 分 / 端	天佐
gestreepte armozijnen lang soort	5.6 / stuk	い 嶋 海 黄	1 端	103 匁 / 端	豊安
gestreepte armozijnen lang soort / gevlekt /	4.2 / stuk	ろ 嶋 海 黄	7 端	80 匁 6 分 / 端	雄・入林
gekleurde armozijnen	5.6 / stuk	い 色 海 黄	4 端	109 匁 / 端	てつや
gekleurde armozijnen / gevlekt /	4.2 / stuk	ろ 色 海 黄	9 端	81 匁 9 分 / 端	龍や・てつや
taffachelassen 1 ^o 1 ^o .	7.0 / stuk	奥 嶋 嶋	1 端	297 匁 / 端	松田や
taffachelassen extra fijn 1 ^o soort	10.7 / stuk	新 織 奥 嶋	61 端	348 匁 4 分 / 端	吉更や
witte hamans / madapolams /	4.9 / stuk	巾 廣 白 金 巾	34 端	172 匁 9 分 / 端	田原や
—	—	更	17 端	52 匁 / 端	吉更や

出典・F₂ : Verkooprekening は、Bijlaag N^o. 4. Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr.1814 (Aanwinsten, 1910, I: No.193)。(Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-133-41)。
 ・G₄ : 見帳は、「安政二年卯五番割 在留卯老番船追賣・卯紅毛船追賣・御用残り・献上残り・商賣荷物・會所かこひ・會所請込・召上物并大坂京召上・會所請込鮫・琉球産物見帳」(長崎歴史文化博物館収蔵)。
 註・日本側商品名で用いられている「同」は、それに相当する単語を記した。
 ・単位のテール theil は、カンパニーテール compagnie theil。
 ・1 テール= 10 匁。

C 2 : 積 荷 目 録		F 2 . 6 : Verkooprekening			
商 品	数 量	Goederen	Hoeveelheid	販売価格 (単位: 丁)	販売金額 (単位: 丁)
御用御詔					
新 織 奥 し ま	100 反	taffachelassen extra fijn 1 ^e soort	199	10.7 / stuk	2,129.3
黒 手 奥 島	100 反	taffachelassen 1 ^e F.	1	7.0 / stuk	7.0
白 金 巾	100 反	witte hamans / madapolams /	100	4.9 / stuk	490.0
海 黄	100 反	gekleurde armozijnen	34	5.6 / stuk	190.4
		gekleurde armozijnen / gevlekt /	9	4.2 / stuk	37.8
		gestreepte armozijnen	10	5.0 / stuk	50.0
		gestreepte armozijnen / gevlekt /	7	4.0 / stuk	28.0
		gestreepte armozijnen lang soort	21	5.6 / stuk	117.6
		gestreepte armozijnen lang soort / gevlekt /	19	4.2 / stuk	79.8
咬 喘 吧 曆	1 冊	Bataviasche almanak 1855	1	3.0 / exemplaar	3.0
航 海 家 曆	1 冊	zeemans almanak 1856 in de Engelsche taal	1	15.0 / exemplaar	15.0
子トト'ルラソスマカセイ	1 冊	Nederlandsch magazijn 1854 met schatkamer	1	15.0 / exemplaar	15.0
				totaal komps	3,162.9
鋼付筒 但し小道具類添	6,000 丁	percussie geweren met toebehooren	6,000 stuks	<28.0>/ stuk	<168,000.0>
ピ ス ト ン	6,000,000	slaghoedjes	6,000,000 stuks	<5.0>/1,000 stuks	<30,000.0>
鉄 炮 萬 力	13	veerhaken	25 stuks	<0.5>/ stuk	<12.5>
—	—	—	—	—	—
〔上掲: 鋼付筒 但し小道具類添〕	〔上掲: 6,000 丁〕				
〔上掲: ピストン〕	〔上掲: 6,000,000〕				
萬 力	12				
—	—				
碇 鎖 り	1 筋	anker ketting voor korvet	1	—	<2,000.0>
—	—	batterij kist	1	—	<50.0>
				totaal theil	<200,062.5>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

・ F 2 . 6 : Verkooprekening の 'taffachelassen' から 'Nederlandsch magazijn' は、Bijlaag N^o. 4. Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr.1814 (Aanwinsten, 1910, I: No.193). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-133-41)。
'percussie geweren' から 'batterij kist' は、Bijlaag N^o. 9. Bijlagen Kambang rekening courant Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr.1889 (Aanwinsten, 1910, I: No.282). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-135-31)。
註・ (H) は、Henriette en Cornelia 号、(N) は Nederland 号の積荷を示す。
・ <> 内の単位は、カンパニエール kambang theil。その他のテール theil は、カンパニエール compagnie theil。

第 4 章 脇荷物とその取引

脇荷貿易はそのはじまりである 17 世紀より、オランダ商館長以下の館員や船員の役得として許された私貿易品の取引であった。しかし、その継続については、常に問題が付きまわっていた。文政 9 年 (1826) に新出島商館長として来日したヘルマン・フェリックス・メイラン G. F. Meijlan は、1818 年 (文政元) の規程で定められた脇荷貿易の制限高 (40,000 グルデン) が全く守られていない結果、日本市場にもバタヴィア市場にも商品 (脇荷物) があふれ数々の弊害をもたらしていることを指摘した。しかし、脇荷貿易を全て禁止すると、これにより利益を得ている日本人だけでなく、給料の不足分をもつばらこの貿易にたよっているオランダ商館員からも反撥を招くとして、日本にいる館員の間で個人貿易協会 Particuliere Handelsociëteit を設立して一括運営をおこなうことを計画し、文政 10 年 (1827) から同 12 年 (1829) にかけて 3 年間実施した。

結局オランダ商館内部の対立・抗争により 1830 年に個人貿易協会は廃止となり、1818 年の規程に復すことになった。⁽⁴⁷⁾

その後、天保 6 年 (1835) になると、オランダ商館長以下の館員や船員等の私貿易関与・参加は排除され、脇荷貿易はバタヴィア政庁によって決められた賃借人 pachter により独占的におこなわれることになる。⁽⁴⁸⁾ この賃借人による脇荷貿易は 1854 年 (嘉永 7) までつづいたが、政庁と賃借人との間で結ばれた契約の満期を迎える前年の 1855 年 (安政 2)、オランダ国王の裁可をへて賃借人の脇荷貿易は解約され、政庁主導のもとで脇荷貿易がおこなわれることになった。しかし、1853・1854 年に賃借人であったランヘ J. R. Lange が、政庁によって今までの業績が評価され、政庁の貿易代理人 Gouvernements-handelsagent として脇荷貿易を担当することになった。⁽⁴⁹⁾

このような経緯を経て安政 2 年 (1855) の脇荷貿易はおこなわれた。

安政2年の脇荷貿易に関しては、まず前年嘉永7年(1854)に日本側からオランダ側に発注された阿蘭陀通詞作成の注文書 De eisch van de Kambang goederen voor het aanstaande jaar 1855. (来たる1855年に向けてのキャンバン荷物〔脇荷物〕の注文)⁽⁵⁰⁾を挙げることができる。本史料を拙訳を付して示すと表12のようである。ここにみられるように、日本側は、ガラス器、陶磁器、絵画、遠目鏡、時計、皮等を注文しているのみである。後掲(表18)の安政2年に取引された脇荷物のリストから推して、この注文書は、日本側にとって特に要望の強い品物について記したものではないかと考えられる。また、薬品類に関しては、表13に示したように、「警告」書 Waarschuwing⁽⁵¹⁾が出されている。

安政2年に政庁の貿易代理人ランヘが持ち渡った脇荷物は、従来と同様、脇荷取引の品と脇荷取引以外の取引の品からなっていた。脇荷取引以外の取引の品の中には、第3章で考察した長崎地役人等の「所望品」も含まれていた。また、この中には「品代り」と称する荷物も含まれていた。この「品代り荷物」の取引はオランダ側で ruilinghandel、ruilhandel(交換貿易)と呼ばれ、前年度までは賃借人が持ち渡った品物を日本側(長崎会所)が銀立てで購入し、対価となる商品を日本側(長崎会所)が賃借人に渡した取引であった。すなわち、本方荷物と同じように長崎会所が賃借人より「直組」の上で購入し、それを会所が本商人に入札販売したものと考えられる。⁽⁵²⁾

安政2年の「品代り荷物」に関しても、前年に阿蘭陀通詞によって注文書 De eisch van den Ruiling handel voor het aanstaande jaar 1855. (来たる1855年に向けての交換貿易〔品代り〕の注文)⁽⁵³⁾が作成されている。本史料を拙訳を付して示すと表14のようである。ここにみられるように、日本側は、染織品と薬品類を非常に詳細に注文していることがわかる。また、「琥珀」barnsteen については、表15に示したように、「警告」書 Waarschuwing⁽⁵⁴⁾を出し持ち渡りを禁じている。しかし、後述するように安政2年には「品代り荷物」として「琥珀」は持ち渡られ取引されている(表16・18参照)。

バタヴィアでは、ランヘを中心に表12～15の注文書および警告書を受けて、安政2年の日本向け「脇荷物」を用意したと考えられる。安政2年の脇荷物の取引に関して、第1章で考察した日蘭貿易の取引過程内において作成された現存の史料としては、以下のものを挙げることができる。

- C₁: 「積荷目録」<「唐舟阿蘭陀差出帳」(某所所蔵)>
- C₂: 「積荷目録」<「嘉永七寅年 唐紅毛差出」(神戸市立博物館所蔵)>

D₂: 「品代り荷物」(反物)<「安政二年 卯紅毛船式艘品代切本帳」(鶴見大学図書館所蔵)>

D₃: 「品代り荷物」(反物)の取引<「安政二 卯三四番割 卯阿蘭陀船本方・品代切本帳」(長崎歴史文化博物館収蔵)>

G₂: 「脇荷物」の取引<「安政二卯三番割 卯紅毛船脇荷物見帳」(長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵武藤文庫)>

G₃: 「品代り荷物」の取引<「安政二卯三番割 卯紅毛船品代り荷物見帳」(長崎歴史文化博物館収蔵)>

F₇: 「政庁の貿易代理人の脇荷勘定帳」< Kambang rekening van den Gouvernements Agent voor den handel 1855. (政庁の貿易代理人の脇荷勘定帳)>

安政2年にランヘが日本へ持ち渡る脇荷物に関して、バタヴィアで作成されたと思われる「申告書」Opgave や「送り状」Factuur等は残念ながら未詳である。しかし、6月25日に「差出和解」がおこなわれ「積荷目録」が作成されたが、この時の脇荷物の「積荷目録」の写しとして、C₁:「唐舟阿蘭陀差出帳」内の安政2年の「脇荷物差出し・脇荷物」のリスト、およびC₂:「嘉永七寅年 唐紅毛差出」内の安政2年の「同(=卯阿蘭陀船)脇荷物・品代り・紅毛脇荷物」のリストを挙げることができる。両史料を一覧表にして示すと表16のようであるが、両史料共に写しであり、商品項目数と数量に若干の相違がみられる。なお、C₁・C₂共に後半のリスト(C₁では「脇荷物」のリスト、C₂では「紅毛脇荷物」のリスト)が薬種類であることより、前半のリスト(C₁では「脇荷物差出し」のリスト、C₂では「同脇荷物」のリスト)内の「薬種類」50箱の内訳ではないかと考えられる。(C₂の「紅毛脇荷物」のリストの奥付の日付が「差出和解」の翌日(六月廿六日)になっている。)

従来の脇荷物の取引が踏襲されていたとすれば、日本に来航したランヘは、全ての脇荷物を長崎会所に知らせ、脇荷取引の品と脇荷取引以外の品とに分ける交渉に入ったものと考えられる。⁽⁵⁵⁾

脇荷物の中の脇荷取引以外の品に含まれる「品代り荷物」には反物類が多く含まれており、C₂:「嘉永七寅年 唐紅毛差出」には、「反もの 小切るい かぶり 廿箱」(C₁:「唐舟阿蘭陀差出帳」では、22箱と記す)が記されていた。反物目利によって作成された「切本帳」としては、D₂:「安政二年 卯紅毛船式艘品代切本帳」を挙げることができる。また、商人によって作成されたものとしては、D₃:「安政二 卯三四番割 卯阿蘭陀船本方・品代切本帳」があり、両「切本帳」の品目名を照合し、それに裂の貼付枚数を示したものが表17である。なお、この表17では、後述する

表 12 安政 2 年 (1855) 向け脇荷物の注文

原文	拙訳
De eisch van de Kambang goederen voor het aanstaande jaar 1855.	来たる 1855 年に向けてのカンバン荷物 (脇荷物) の注文
Kristalle groote deksel kommen	大きい「硝子蓋物」
d. d. borden	大きい「硝子鉢」
d. langwerpige borden	細長い「硝子鉢」
d. borden en schoteltes	「硝子鉢」と「硝子皿」
d. vierkante schotels	四角形の「硝子皿」
Vergulde groote en middelmatige borden	「金縁の」大・中の「鉢」
Gemeene groote medicijn flessen	並の大きな「薬瓶」
Blaauwe gebloemde kopjes	青色の花模様の「こつふ」
d. d. langwerpige borden	青色の花模様の細長い「鉢」
d. d. schotels (beste soort)	青色の花模様の「皿」(最上種)
Oude Indische aardewerk	古いインドネシア製の陶器 (「焼物類」)
Schilderij	絵画
Verrekijker op voet (groot, middelmatig en klein)	「臺付遠目鏡」(大、中、小)
Dikke groote glazen lengte van 3 waaijers tot 5 waaijers	長さ 3 ワイエル [115.5cm] から 5 ワイエル [192.5cm] の厚く大きなガラス板
Zak horologies	「袂時計」
Verlakte leder	エナメル皮
Persiaansche leder	ペルシア皮 (「はるしや皮」)
Deze artikelen voor de kambang goederen geesicht, moeten beste soort uitgezocht, in het aanstaande jaar 1855 volstrekt aangebragt worden.	注文されたこれらのカンバン荷物 (脇荷物) の品物は、来たる 1855 年に選り抜きの最上種を無条件でもってこなければならぬ。

出典・De eisch van de Kambang goederen voor het aanstaande jaar 1855. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).
 註・「」内は、訳例のある品目。

表 13 安政 2 年 (1855) に向けての警告

原文	拙訳
Waarschuwing	警告
De goederen voor den eisch van koms mogen niet onder den ruiling noch kambang handel aangebragt worden.	会社〔貿易〕〔本方貿易〕の注文の品物は、交換貿易〔品代り〕やさらにカンバン貿易〔脇荷物貿易〕で持ち渡ってはならない。
De medicijnen, die onder den kambang handel mogen aangebragt worden, zijn de volgende:	カンバン貿易〔脇荷物貿易〕のもとに持ち渡る薬品は次のものである。
Berlijnsch blaauw	「紺青」
Indigo	「藍」
galnoot	「没食子」
Aloë	「アロエ」
Duivelsdrek	「阿魏」
Volgelnest	「燕巢」
rotting	「籐」
Sanderhout	「白檀」
Ebbenhout	「黒檀」
Lijnzaad	「亜麻仁」
Buffelshoorn	「水牛角」
d. hoeven	「水牛爪」
Sago	「サゴ」
Klapper	「椰子油」
Behalve de bovengemelden mogen geene medicijnen van Chineesche karakter in het vervolg ook onder den Kambang handel aangebragt worden.	上記の〔薬品〕以外、今後もカンバン貿易〔脇荷物貿易〕では「漢字薬種」は持ち渡ってはならない。

出典・Waarschuwing. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).
 註・「」内は、訳例のある品目。

表 14 安政 2 年 (1855) 向け品代りの注文

原 文	拙 訳
De eisch van den Ruiling handel voor het aanstaande jaar 1855.	来たる 1855 年に向けての交換貿易〔品代り〕の注文
10 stuks Gedrukte gerein (andere soort) De breedte 2 waaijers 2 à 3 duimen, de lengte 17 ikjes. Deze moet van dezelfde kwaliteit zijn, als die van de in het jaar 1844 aangebragte, en van klein druk zijn.	10 反 「形付ころふくれん」(別種) 幅 2 ワーイエル 2, 3 ダイム [84.7 ~ 88.55cm]、長さ 17 間 [3,272.5cm]。 これは、1844 年に持ち渡られたものと同じ品質のものでなければならぬ。そして、形付きの模様は小さいものでなければならぬ。
300 stuks Taffaselas (lang en andere soort) De breedte 3 waaijers 5 à 6 duimen, de lengte 71 à 72 waaijers.	300 反 「奥島」(長く、別種) 幅 3 ワーイエル 5, 6 ダイム [134.75 ~ 138.6cm]、長さ 71, 72 ワーイエル [2,733.5 ~ 2,772.0cm]。
50 " Gestreepte hamans (andere soort) De breedte 2 waaijers 6 à 7 duimen, de lengte 71 à 72 waaijers. Deze moet van dezelfde kwaliteit zijn, als die van de in het jaar 1848 aangebragte L. I.	50 反 「島金巾」(別種) 幅 2 ワーイエル 6, 7 ダイム [100.1 ~ 103.95cm]、長さ 71, 72 ワーイエル [2,733.5 ~ 2,772.0cm]。 これは、1848 年に持ち渡った符号 <u>い</u> のものと 同じ品質のものでなければならぬ。
150 stuks Gekeperde hamans wit (dimet) De breedte 3 waaijers 4 à 5 duimen, de lengte 35 à 36 waaijers.	150 反 白綾金巾 (意味不明) 幅 3 ワーイエル 4, 5 ダイム [130.9 ~ 134.75cm]、長さ 35, 36 ワーイエル [1,347.5 ~ 1,386.0cm]
150 stuks Roode hamans (lang en andere soort) De breedte 2 waaijers 5 duimen 5 streep, de lengte 72 à 73 waaijers. Deze moet nog meer hoogrood zijn, dan die van de in het jaar 1840 in den Ruiling handel aangebragte.	150 反 「赤金巾」(長く、別種) 幅 2 ワーイエル 5 ダイム 5 ストレープ [98.175cm]、長さ 72, 73 ワーイエル [2,772.0 ~ 2,810.5cm]。 これは、1840 年に交換貿易〔品代り〕で持ち渡ったものよりもさらに深紅色のものでなければならぬ。
100 stuks Lange chits rood (andere soort) De breedte 3 waaijers 1 à 2 duimen; de lengte 81 à 82 waaijers. Deze moet van dezelfde kwaliteit zijn, als die van de in het jaar 1847 in den Ruiling handel aangebragte L. I.	100 反 長い赤更紗 (別種) 幅 3 ワーイエル 1, 2 ダイム [119.35 ~ 123.2cm]、長さ 81, 82 ワーイエル [3,118.5 ~ 3,157.0cm] これは、1847 年に交換貿易〔品代り〕で持ち渡った符号 <u>い</u> と同じ品質のものでなければならぬ。
100 stuks Lang chits (andere soort) De breedte 3 waaijers 1 à 2 duimen; de lengte 81 à 82 waaijers. Deze moet van dezelfde kwaliteit zijn, als die van de in het jaar 1846 in den Ruiling handel aangebragte L. I, en zoo als monster zijn, die in het jaar 1848 gegeven is.	100 反 長い更紗 (別種) 幅 3 ワーイエル 1, 2 ダイム [119.35 ~ 123.2cm]、長さ 81, 82 ワーイエル [3,118.5 ~ 3,157.0cm] これは、1846 年に交換貿易〔品代り〕で持ち渡った符号 <u>い</u> と同じ品質のもので、1848 年に与えられた見本品と同じ品質のものでなければならぬ。
500 katt. Linoseershoom van dit artikel is de kwaliteit ongelijk, dus zal het naar zijne kwaliteit in gekocht worden.	500 斤 犀の角 この品は不揃いの品質なので、その品質に応じて購入されるだろう。
100 katt. Blaauwsel of ultra marin Als deze niet zoo als in dit jaar aangebragte is, zal met verminderden prijs ingekocht worden.	100 斤 「群青」もしくはウルトラマリン(「郡青」) もし、これが今年もたらされたものようであれば、低価格で購入されるだろう。
50 katt. Vogelnest 1,000 " Vischlijm 1,000 " Kaneel Als deze laatste twee artikelen zoo als monster zijn, die in het jaar 1848 gegeven is, zullen zij met verminderden prijs ingekocht worden.	50 斤 「燕巢」 1,000 斤 セラチン (にべ) 1,000 斤 シナモン もし、この最後の 2 品が 1848 年に与えられた見本のようであれば、低価格で購入されるだろう。
5,000 katt. Pienangschaal 10,000 " Chineesche wortel Deze moet zoo als monster zijn, die in het jaar 1848 gegeven is.	5,000 斤 「大服皮」 10,000 斤 中国の人参 これは、1848 年に与えられた見本のようであればならぬ。
2,000 katt. Kinabast 100 " Een hoorn Als deze tegen den Eisch meer gebracht is, zal met verminderden prijs ingekocht worden.	2,000 斤 「キナキナ」 100 斤 「ウニコール」 もし、これが注文に対して多く持ち渡られたら、低価格で購入されるだろう。
2,000 katt. Arabiesche gom	2,000 斤 「アラビヤゴム」

原文	拙訳
300 " Buffelshoorn (grootte soort) Deze moet langer dan 3 waaijers 8 duimen en zwart zijn, de witte en blaauwachtige zullen met verminderden prijs ingekocht worden. 3,200 katt. Buffelshoorn (middel soort) Deze moet langer dan 2 waaijers 9 duimen en zwart zijn. 660 katt. Buffelshoorn (kleine soort) Deze moet langer dan 1 waaijers 9 duimen en zwart zijn. 100 katt. Saffraan 100 " Seminchinae 1,000 katt. Buffelshoorn Dewijl er eenige zullen zijn, die moeilijk te krijgen zijn, zoo worden de artikelen meerder geeischt, zoo als boven staan, derhalve zal men de goederen als stoffen voor som van T. 2,000; en als medicijn voor som van T. 8,000; hier aanbrengen. De goederen meer dan die voor som van T. 10,000 aangebragt zijnde, zal men, schoon de van geldkamer afgeleverd wordende goederen somtijds minder komen, zulks echter als ongevoeglijkheid en onredelijkheid niet kunnen beschouwen. Wat den prijs aangaat, deze zal naar de kwaliteit meer of minder gemaakt worden, zoo zal men beste kwaliteit uitgezocht aanbrengen.	300斤 「水牛角」(大きい種類) これは、3 ワイエル 8 ダイム [146.3cm] 以上で黒くなければならない。白と青で八角形のものは低価格で購入されるだろう。 3,200斤 「水牛角」(中位の種類) これは、2 ワイエル 9 ダイム [111.65cm] 以上で黒くなければならない。 660斤 「水牛角」(小さい種類) これは、1 ワイエル 9 ダイム [37.15cm] 以上で黒くなければならない。 100斤 「サフラン」 100斤 「セメンシーナ」 1,000斤 「水牛角」 上記の品物の中には手に入りにくいものもあるだろうから、[その代わりに] 上記の品物を注文された量よりも多く注文する。合計 2,000 テールの反物と合計 8,000 テールの薬品といった品々の半分はここに持ち渡られるだろう。合計 10,000 テール以上の品が持ち渡られれば、長崎会所はそれを理性に欠けたものとは見なさず、冷淡にしばしば、より少なく品を渡すことになる。[したがって] 価格に関しては、品質の善し悪しに応じて決められるので、選り抜きの最上品質のものを持ち渡ることになるだろう。

出典・De eisch van den Ruiling Handel voor het aanstaande jaar 1855. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).
註・「」内は、訳例のある品目。

表 15 安政 2 年 (1855) 「品代り」に対する警告

原文	拙訳
Waarschuwing Barnsteen (1 ^e en 2 ^e soort) Dit artikel mag niet aangebragt worden, tot dat men het zelve eischt. De goederen, die onder den ruiling handel aangebragt zijn, mogen niet in den kambang en andere gebragt worden.	警告 「琥珀」(1種と2種) この品物は、注文するまで持ち渡ってはならない。 交換貿易〔品代り〕のもとで持ち渡る品物は、カンバン〔貿易〕やその他〔の取引〕で持ち渡ってはならない。

出典・Waarschuwing voor den Ruiling Handel. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).
註・「」内は、訳例のある品目。

「品代り荷物」の取引記録である表 18 で示す商品名を照合して示しておく。

脇荷取引は、本方取引と違いオランダ人が持ち渡った商品(脇荷物)を長崎会所において本商人が直接入札する取引であるが、安政 2 年の脇荷取引の結果を記した日本側史料としては G₂:「安政二卯三番割 卯紅毛船脇荷物見帳」を挙げることができる。第 1 章で考察したように、本史料には取引商品名と数量ならびに落札価格と落札商人名を記しており、安政 2 年の脇荷取引の実態をみるのに最も詳細な現存史料といえる。また、上記したように「品代り荷物」の取引(9月21日入札)に関しては、G₃:「安政二卯三番割 卯紅毛船品代り荷物見帳」(反物の取引に限っては、D₃:「安

政二 卯三四番割 卯阿蘭陀船本方・品代切本帳」もある。)が取引商品名と数量ならびに落札価格と落札商人名を記録している。したがって、本稿では、G₂・G₃の史料によって得られた結果を作表し提示しておきたい(表 18)。表 16 と表 18 を照合することにより表 16 の「積荷目録」に記された「硝子器」「小間物類」「焼物類」「菓種類」「皮類」などの具体的日本側商品名を確認できる。表 16・18 をみる限り、安政 2 年の脇荷物の種類は、基本的に従来と変わりはなく、薬品類、硝子器・陶磁器などの食器類、時計など、雑貨・小間物類、さらに染織類(「品代り荷物」)などからなっている。なお、表 18 の「数量」欄に記されている「外ニ 1 枚別段持渡り」など「別段持渡り」の表記は、後

表 16 安政 2 年 (1855) 脇荷物の積荷目録

C1: 積荷目録		C2: 積荷目録	
商 品	数 量	商 品	数 量
脇荷物差出し		同 (=加阿蘭陀船) 脇荷物	
硝子器	18 箱	硝子器	18 箱
小間物類	5 箱	細ものるい	5 箱
焼物類	8 箱	焼物類	8 箱
菓種類	50 箱	菓種類	50 箱
		サフン セメン	200 斤 ^(マ)
		キナキナ	1,015 斤
硝子板	15 箱	硝子板	15 箱
皮類	2 箱	皮るい	2 箱
白檀	214 本	白旦	214 本
水牛角	3 箱	水牛角	3 箱
藤	83,000 斤	藤	83,000 斤
セメン	200 斤		
サフラン	200 斤		
琥珀	985 斤	品代り	
アラヒヤ	1,365 斤	琥珀	985 斤
ウニカウル	375 斤	アラヒヤコム	1,365 斤
郡青	109 斤	ウニカウル	371 斤
反物 小切 かぶり	22 箱	郡青	109 斤
		反もの 小切るい かぶり	20 箱
脇荷物		紅毛脇荷物	
テレメンテイン油	200 硝子	テレメンテ油	200 硝子
ホツクホート	2,732 斤	ホツクホート	2,733 斤
セーアユイン	375 斤	セーアユイン	375 斤
サルアルモニヤク	150 瓶	サルアルモニヤク	150 瓶
ハルサムユツハイハ	128 瓶	ハルサムユツハイハ	128 瓶
スフリーテスニツトルトリス	100 瓶	スフリーテスニツトルトリス	100 瓶
ホフマン	100 瓶	ホフマン	100 瓶
マク子シヤ	255 斤	マク子シヤ	255 斤
ワツセナル	100 瓶	ワツセナル	100 瓶
エキスタラクトシキユータ	100 瓶	エキスタラクトシキユータ	20 瓶
同ヒヨシヤムス	200 瓶	エキスタラクトヒヨシヤムス	100 瓶
ラーヒスインフリナーリス	2 瓶	ラーヒスインフリナーリス	2 瓶
アセタスフリユムヒー	50 瓶	アセタスフリユムヒー	50 瓶
サルアルモニヤシ精気	50 瓶	サルアルモニヤシ精気	50 瓶
ブラークウエインステーン	60 瓶	ブラークウエインステーン	60 瓶
キナソート	40 瓶	キナソート	40 瓶
ローテキナキナ	10 斤	ローテキナキナ	10 斤
テリヤアカ	500 罐	ヘネシヤテリヤカ	140 罐
キナキナ	1,000 斤	キナキナ	1,000 斤
エイスランスモス	1,050 斤	エイスランスモス	1,050 斤
痰切	1,240 斤	ワーリル痰切	1,204 斤
セメンシーナ	270 斤	セメンシーナ	207 斤
イヘカユアナ	84 斤	イヘカコアナ	84 斤
ヤラツハ	105 斤	ヤラツハ	105 斤
シキターリス	187 斤	シキターリス	184 斤
カミルレ	830 斤	カミルレ	830 斤
ケンチヤンウヨルトル	249 斤	ケンチヤンウヨルトル	249 斤
センナ	207 斤	センナフラーテ	207 斤
ヒヨシヤムス葉	107 斤	ヒヨシヤムス葉	207 斤
サツサパルルレ	207 斤	サツサパルルレ	207 斤
ケルムルタルタル	83 斤	ケルムルタルタル	83 斤
亜麻仁	123 斤	亜麻仁	123 斤
芦會	166 斤	芦會	146 斤
アルニカフルーム	124 斤	アルニカフルーム	124 斤
ラアテキスコロンホ	166 斤	ラアニキスコロンホ	166 斤
阿魏	330 斤	阿魏	330 斤
フリイルブルーム	42 斤	フリイルブルーム	48 斤
サフラン	207 斤	サフラン	207 斤
カヤフテ油	100 硝子	カヤフテ油	100 硝子
白檀	200 本		
藤	83,000 斤		
紺青	205 斤	紺青	205 斤
ホツトカル油	2 瓶	ホルトカル油	200 瓶
ヲクリカンキリ	125 斤	ヲクリカンキリ	125 斤

出典・C1:「唐舟阿蘭陀差出帳」(某所所蔵)。

・C2:「嘉永七寅年 唐紅毛差出」(神戸市立博物館所蔵)。

表 17 安政 2 年 (1855) オランダ船 2 艘 (Henriette en Cornelia, Nederland) 品代り荷物 (反物類)

D ₂ : 切本帳 (卯 9 月)		D ₃ : 切本帳 (卯 9 月拂)		G ₃ : 見帳 (卯 8 月)	
品名	附枚数	品名	附枚数		品名
い尺長上皿紗	14	い尺長上皿紗	14	(309)	い尺長上更紗
ろ尺長上皿紗	7	ろ尺長上さらさ	13	(310)	ろ尺長上更紗
は尺長上皿紗	0	は尺長上更紗	17	(311)	は同
—	—	に尺長上さらさ	38	(312)	に尺長上更紗
い沓番類違尺長奥嶋	5	い沓番類違尺長奥嶋	5	(313)	い沓番類違尺長奥編
い式番類違同	3	い式番同	3	(314)	い式番類違尺長奥編
ろ類違同	5	ろ類違尺長奥島	5	(315)	ろ同
は類違同	5	は同	5	(316)	は式番類違尺長奥編
又布嶋	9	又布嶋	8	(317)	又布編
い緯替紋羯山	6	い緯替紋羯山	6	(318)	い緯替り紋羯山
ろ緯替紋羯山	2	ろ同	2	(319)	ろ緯替り紋羯山
い綿二彩	1	い綿二彩	1	(320)	い綿夕ビイ
ろ同	3	ろ同	3	(321)	ろ同
色紋羯山	2	色紋羯山	2	(322)	色紋羯山
薄手紫鶯色婦良多	1	薄手紫飛色ふらた	1	(323)	薄手紫飛色婦ら多
鶯色サアイ	1	鶯色サアイ	1	(324)	飛色サアイ
類違形付呉羅服連	5	類違形付呉羅服連	5	(325)	類違形付呉羅服連
類違嶋呉羅服連	3	類違嶋同	3	(326)	同嶋同
類違色呉羅服連	3	類違色同	3	(327)	類違色同
類違嶋海黄	1	類違嶋海黄	1	(328)	類違嶋海黄
類違色海黄	1	類違色海黄	1	(329)	類違色海黄
—	—	冠嶋木めん	0	(330)	冠り嶋木綿

出典・D₂: 切本帳は、「安政二年 卯紅毛船式艘品代切本」(鶴見大学図書館所蔵)。
 ・D₃: 切本帳は、「安政二 卯三四番割 卯阿蘭陀船本方・品代切本帳」
 (長崎歴史文化博物館収蔵)。
 ・G₃: 見帳は、「安政二卯三番割 卯紅毛船品代り荷物見帳」
 (長崎歴史文化博物館収蔵)。

述する「除き物」としての数量を示しているものと考
 えられる。⁽⁵⁶⁾

現存する F₇: 「政庁の貿易代理人の脇荷勘定帳」
 Kambang rekening van den Gouvernement's Agent voor
 den handel 1855. (日付無し) には、脇荷取引以外の取
 引の品に相当する Algemeene Ligting (除き物) のリス
 ト (商品名・数量・価格・価額を記す) と脇荷物に対
 する輸出品のリスト (日本商人別に商品名・数量・価
 格・価額を記す)、さらに、交換貿易 (「品代り荷物」
 の取引) のリスト (商品名・取引価格・商人 [購入]
 価格・35%控除後の価格を記す) からなっているが、
 残念ながら脇荷物の取引に関して全容を知ることが
 できない。

それに対して、前年の嘉永 7 年 (1854) の Kambang
 rekening van den Pachter 1854. (賃借人の脇荷勘定帳)⁽⁵⁷⁾
 には、Kambang Rekening (脇荷勘定帳) と Ruilhandel
 Rekening (交換貿易勘定帳) を巻頭に記し、その後
 に、前者の勘定帳の内訳として Algemeene Ligting (除
 き物) のリスト (商品名・数量・価格・価額を記す)
 と脇荷物に対する輸出品のリスト (日本商人別に商品
 名・数量・価格・価額を記す) を記している。この
 ことから考えて、恐らく、安政 2 年 (1855) の F₇:
 「政庁の貿易代理人の脇荷勘定帳」Kambang rekening

van den Gouvernement's Agent voor den handel 1855.
 は、Kambang Rekening (脇荷勘定帳) と Ruilhandel
 Rekening (交換貿易勘定帳) を作成する前段階の史料
 と考えられ、未完成のものと思われる。

そこで、本章では、嘉永 7 年 (1854) の「賃借人
 の脇荷勘定帳」を分析することにより、安政 2 年
 (1855) の脇荷物の取引を推測することにした。
 Kambang rekening van den Pachter 1854. (賃借人の脇荷
 勘定帳) によれば、嘉永 7 年 (1854) の脇荷取引は、
 83,229.814 カンバンテール、脇荷取引以外の取引では、
 Algemeene Ligting (除き物) の取引で 24,280.68 カン
 バンテール、阿蘭陀通詞小川慶右衛門 (除き物) の取
 引 10 カンバンテール、阿蘭陀通詞北村元助 (除き物)
 の取引 71 カンバンテール、書籍類の取引 3,541 カン
 バンテール (内、30 カンバンテールは阿蘭陀通詞品
 川藤兵衛の取引)、「品代り荷物」の取引 29,933.878 カ
 ンバンテールがあり、合計 141,066.372 カンバンテ
 ールが嘉永 7 年の脇荷物に関する取引規模であった。
 したがって、賃借人が持ち渡った脇荷物の内、脇荷取引
 は、全体の 59% を占め、残りの 41% が脇荷取引以外
 の取引であったといえる。

単純に比較することは控えなければならないが、
 安政 2 年の Algemeene Ligting (除き物) の取引が

表 18 安政 2 年 (1855) オランダ船脇荷物の取引

	商 品	数 量	落札価格 (蘭貨)	落札商人
	卯紅毛脇荷			
(1)	切子銘酒器	1 箱	430 匁	ふしや
(2)	壺番切子菓子鉢	1 枚	360 匁	天佐
		外ニ 1 枚別段持渡り		
(3)	貳番同	2 枚	300 匁	豊安
(4)	三番切子菓子鉢	1 枚	158 匁	天佐
		外ニ 3 枚別段持渡り		
(5)	切子貳ツ入子とんぶり	1 組	416 匁	天佐
		外ニ 2 組右同断		
(6)	壺番切子鉢	4 枚	118 匁	松田や
(7)	貳番同	4 枚	112 匁	天佐
(8)	切子長皿	4 枚	40 匁 5 分	福井や
		外ニ 20 枚別段持渡り		
(9)	切子茶入	12	35 匁	村仁
(10)	切子小花生	5 ツ	42 匁 3 分	玉つや
(11)	切子蠟燭立	11	24 匁 3 分	ふしや
(12)	壺番切子匂ひ瓶	8 ツ	40 匁	天佐
(13)	貳番同	4 ツ	34 匁	天佐
(14)	切子塩入	21	7 匁 5 分	竹のや
(15)	色切子菓子鉢	1 枚	544 匁	竹のや
		外ニ 2 枚別段持渡り		
(16)	色切子小形菓子入	2 ツ	148 匁	天佐
(17)	色硝子盆付銘酒器	2 揃	250 匁	竹のや
(18)	玉手盆付ボンス器	3 揃	234 匁	永井や
(19)	壺番玉手金縁絵入花生	20	31 匁 7 分	玉つや
		外ニ 4 ツ別段持渡り		
(20)	貳番同	23	27 匁 3 分	玉つや
(21)	壺番切子銘酒ひん	4 ツ	120 匁	三吉や
(22)	貳番同	4 ツ	106 匁	松田や
(23)	三番切子銘酒ひん	6 ツ	98 匁 6 分	村仁
(24)	四番同	20	77 匁 5 分	村仁
		外ニ 4 ツ別段持渡り		
(25)	五番切子銘酒ひん	2 ツ	63 匁 4 分	玉つや
		外ニ 2 ツ別段持渡り		
(26)	六番同	25	54 匁 8 分	天佐
		外ニ 20 別段持渡り		
(27)	七番切子銘酒ひん	6 ツ	48 匁 6 分	天佐
(28)	八番同	76	45 匁 6 分	天佐
		外ニ 60 別段持渡り		
(29)	九番同	36	45 匁 9 分	エサキ ヒシや
				天佐
(30)	拾番同	48	43 匁 9 分	天佐
		外ニ 60 別段持渡り		
(31)	拾壺番切子銘酒ひん	50	40 匁 8 分	天佐
		外ニ 40 別段持渡り		
(32)	壺番銘酒ひん	20	51 匁 7 分	永井や
		外ニ 30 別段持渡り		
(33)	貳番銘酒ひん	24	52 匁 8 分	天佐
(34)	三番同	36	45 匁 7 分	村仁
(35)	四番同	24	41 匁 9 分	立見や

	商 品	数 量	落札価格 (備考)	落札商人
(36)	壺番無地銘酒ひん	5 ツ 外ニ 6 ツ別段持渡り	30 匁 8 分	天佐
(37)	貳番無地銘酒ひん	6 ツ	27 匁 5 分	竹のや
(38)	三番同	6 ツ 外ニ 6 ツ別段持渡り	25 匁 3 分	天佐
(39)	四番同	6 ツ	20 匁	天佐
(40)	五番無地銘酒ひん	6 ツ	36 匁 9 分	天佐
(41)	色硝子キヤマン銘酒瓶	2 ツ	86 匁 9 分	天佐
(42)	金縁金絵銘酒ひん	10 ヲ	35 匁 8 分	ヒシヤ
(43)	壺番金縁金絵角瓶	16 外ニ 20 別段持渡り	26 匁 8 分	ヒシヤ
(44)	貳番同	46	19 匁 9 分	竹のや
(45)	三番同	98	14 匁 3 分	永井や
(46)	四番金縁金絵角ひん	114 ヲ 外ニ 40 別段持渡り	13 匁 5 分	てつや
(47)	金縁金絵小形盆付銘酒器	10 揃	52 匁	三吉や
(48)	金縁金絵長鉢	10 枚	31 匁 8 分	エサキ
(49)	金縁金絵ちよくこつぶ	40	5 匁 6 分	天佐
(50)	金縁金絵基こつぶ	86 外ニ 20 別段持渡り	7 匁 6 分 3 厘	天佐
(51)	キヤマン盆	24 枚	11 匁 4 分	松田や
(52)	壺番切子角ひん	34 外ニ 25 右同断	37 匁	三吉や
(53)	貳番切子角ひん	12 外ニ 12 別段持渡り	36 匁 6 分	てつや
(54)	壺番角基こつぶ	690	5 匁 8 分 7 厘	松田や
(55)	貳番同	530	6 匁 4 分 3 厘	松田や
(56)	三番同	145 外ニ 150 別段持渡り	7 匁 4 分	豊安
(57)	壺番基こつぶ	720	5 匁 1 分 9 厘	ふしや
(58)	貳番同	393	5 匁 8 分 2 厘	豊安
(59)	三番同	149 外ニ 750 別段持渡り	6 匁 8 分 3 厘	天佐
(60)	壺番色硝子ちよく壼	10 ヲ 外ニ 14 別段持渡り	21 匁	永井や
(61)	貳番同	10 ヲ 外ニ 14 右同断	19 匁	立見や
(62)	三番同	10 ヲ 外ニ 14 右同断	19 匁	ひしや
(63)	切子長こつぶ	5 ツ 外ニ 16 別段持渡り	31 匁	てつや
(64)	手付猪口こつぶ	34	4 匁 3 分 5 厘	永井や
(65)	壺番猪口壼	16	6 匁 3 分	松田や
(66)	貳番猪口こつぶ	33	5 匁 1 分	永井や
(67)	無地ちよく壼	35	3 匁	ふしや
(68)	無地手付水入	11	5 匁 6 分	村仁
(69)	壺番無地漏斗	8 ツ	10 匁 9 分	永井や ふしや
(70)	貳番無地漏斗	14	6 匁 9 分 2 厘	永井や
(71)	色硝子手付皿	83	5 匁 7 分	永井や
(72)	不残ニ付 切子器	7 品	290 匁	三吉や
(73)	不残ニ付 硝子器	4 品	65 匁	竹のや

	商 品	数 量	落札価格 (備前銀)	落札商人
(74)	壺番角形薬瓶	295	8 匁 3 分 2 厘	松田や
(75)	貳番同	89	7 匁 6 分 6 厘	松田や
(76)	三番同	335	6 匁 9 分	永井や
(77)	四番同	440	5 匁 9 厘	てつや
		外ニ 100 別段持渡り		
(78)	五番角形薬ひん	245	4 匁 5 分 7 厘	永井や
(79)	六番同	245	4 匁 3 分 5 厘	永井や
(80)	七番同	245	7 匁 7 分 9 厘	永井や
(81)	八番同	170	6 匁 9 分	てつや
(82)	九番角形薬ひん	415	7 匁 1 分	河作
(83)	拾番同	20	5 匁 5 分	永井や
(84)	拾壺番同	249	5 匁 1 分 8 厘	春日や
		外ニ 49 別段持渡り		
(85)	拾貳番同	146	5 匁 3 厘	永井や
(86)	拾三番角形薬ひん	125	5 匁 3 厘	永井や
(87)	壺番無地薬ひん	100	14 匁 8 分	豊安
		外ニ 96 別段持渡り		
(88)	貳番同	100	7 匁 3 分	てつや
		外ニ 41 同断		
(89)	三番同	100	5 匁 3 分 9 厘	竹のや
		外ニ 42 同断		
(90)	四番無地薬ひん	250	4 匁 3 分 2 厘	永井や
(91)	五番同	240	3 匁 6 分 6 厘	田原や
(92)	六番同	245	3 匁	永井や
(93)	七番同	143	3 匁 2 厘	田原や
(94)	八番無地薬ひん	125	2 匁 8 分 7 厘	永井や
(95)	九番同	190	4 匁 6 分 9 厘	てつや
(96)	拾番同	145	4 匁 2 分 7 厘	松田や
		外ニ 50 別段持渡り		
(97)	拾壺番同	150	3 匁 1 分 6 厘	松田や
		外ニ 50 別段持渡り		
(98)	拾貳番無地薬瓶	200	2 匁 9 分 5 厘	松田や
(99)	拾三番同	100	2 匁 9 分	松田や
(100)	十四番同	90	2 匁 9 分 6 厘	永井や
(101)	無地薬ひん	128	4 匁 3 分 8 厘	天佐
(102)	壺番廣口薬ひん	246	36 匁 4 分	松田や
(103)	二番同	59	34 匁 7 分	松田や
(104)	三番同 サフラン入	204 ツ	22 匁	永井や
(105)	厚手硝子板	2 枚	550 匁	ヒシや
(106)	繪鏡	4 面	45 匁 8 分	村仁
(107)	硝子板	1,600 枚	3 匁 6 分 9 厘 5 毛	永井や
(108)	疵同	37 枚	3 匁	永井や
(109)	壺番白焼金縁金繪長皿	5 枚	22 匁	立見や
(110)	貳番白焼金縁金繪長皿	4 枚	20 匁 6 分	村仁
(111)	白焼金縁絵入菓子鉢	1 枚	80 匁	天佐
		外ニ 1 枚右同断		
(112)	不残ニ付 壺番白焼金縁絵入長皿	2 枚	42 匁 5 分	竹のや
(113)	貳番白焼金縁絵入長皿	4 枚	22 匁 3 分	天佐
(114)	白焼金縁絵入角形皿	2 枚	26 匁 7 分	永井や
		外ニ 2 枚別段持渡り		
(115)	白焼金縁繪入六寸鉢	26 枚	9 匁 1 分	松田や
(116)	白焼金縁繪入四寸皿	40 枚	5 匁 5 分 5 厘	エサキ

	商 品	数 量	落札価格 (備考)	落札商人
(117)	錦手四寸皿	20 枚	6 匁 1 分 8 厘	天佐
(118)	白焼金縁金繪茶キ	2 揃	238 匁	天佐
(119)	同金縁金繪小形六ツ組茶キ	2 揃	35 匁	天佐
(120)	白焼金縁金繪小形四ツ組茶器	2 揃	38 匁	てつや
(121)	白焼金縁金繪小形盆付皿付猪口	4 揃	18 匁 6 分	天佐
(122)	同金縁繪入茶キ	1 揃	370 匁 1 分	田原や
(123)	同金縁繪入小形茶キ	2 揃	80 匁	てつや
(124)	白焼金縁繪入皿附ふた物	4 揃	27 匁 5 分	松田や
(125)	白焼繪入金縁四寸皿	40 枚	—	—
		外に 20 枚別段持渡り		
(126)	白焼金縁繪入ふた物	4 ツ	35 匁 3 分	松田や
(127)	壹番白焼金縁繪入ふた物	5 ツ	18 匁 9 分	河内や
		外に 3 ツ別段持渡り		
(128)	貳番同	2 ツ	15 匁 6 分	天佐
		外に 2 ツ同断		
(129)	白焼金縁繪入皿付ふた物	4 揃	—	—
(130)	壹番白焼金縁菓子鉢	2 枚	67 匁 8 分	ふしや
(131)	貳番同	2 枚	63 匁 9 分	天佐
		外に 2 枚別段持渡り		
(132)	三番同	4 枚	73 匁	天佐
(133)	白焼金縁柄付菓子入	2 ツ	100 匁 8 分	玉つや
(134)	白焼金縁角形皿	3 枚	39 匁 3 分	田原や
		外に 3 枚別段持渡り		
(135)	白焼金縁貝形長皿	6 枚	20 匁	天佐
(136)	白焼金縁四枚入子長鉢	2 組	146 匁	豊安
(137)	白焼金縁基付小形菓子入	4 ツ	28 匁	天佐
(138)	白焼金縁小形菓子入	8 ツ	27 匁	田原や
(139)	白焼金縁猪口焼付小蓋物	6 ツ	28 匁 8 分	村仁
(140)	壹番白焼金縁四寸皿	13 枚	6 匁 2 分	豊安
(141)	貳番同	28 枚	4 匁 2 分 3 厘	豊安
(142)	白焼金縁三寸皿	24 枚	4 匁 8 分	永井や
(143)	壹番白焼金縁金繪花生	12	43 匁	天佐
(144)	貳番白焼金縁金繪花生	12	39 匁 4 分	村仁
(145)	三番同	16	32 匁	立見や
(146)	四番同	19	36 匁 3 分	ふしや
(147)	五番同	12	23 匁 9 分	村仁
(148)	六番白焼金縁金繪花生	11	23 匁 9 分	てつや
(149)	七番同	12	31 匁 8 分	豊安
(150)	八番同	4 ツ	25 匁 9 分	ふしや
(151)	壹番錦手小花生	4 ツ	15 匁 1 分	竹のや
(152)	貳番錦手小花生	4 ツ	13 匁 2 分	竹のや
(153)	壹番錦手茶出し	3 ツ	14 匁 6 分	ヒシや
(154)	貳番同	10 ヲ	12 匁 6 分	ヒシや
				エサキ
(155)	素焼四ツ組茶器	6 揃	59 匁 7 分	松田や
(156)	不残二付 素焼器物	17 品	269 匁	ふしや
(157)	壹番白焼貳ツ入子絵具摺	2 揃	27 匁 9 分	金沢や
(158)	貳番同	2 揃	25 匁 7 分	竹のや
(159)	三番白焼貳ツ入子絵具摺	3 揃	27 匁	河内や
(160)	壹番染付鉢付ふた物	7 揃	63 匁 9 分	ふしや
(161)	貳番同	1 揃	59 匁 7 分	竹のや
(162)	壹番染付皿付ふた物	31 揃	18 匁 6 分	竹のや

	商 品	数 量	落札価格 (円/荷銀)	落札商人
(163)	貳番同	18 揃	23 匁 9 分 1 厘	玉津や
(164)	三番同	16 揃	14 匁 1 分	竹のや
(165)	染付ふた物	41	25 匁 8 分 1 厘	玉津や
(166)	壺番染付基付菓子入	18	25 匁 7 分	松田や
(167)	貳番同	11	23 匁 9 分	天さ
(168)	染付菓子入	22	29 匁 8 分	松田や
(169)	染付長皿	34 枚	17 匁 8 分	天さ
(170)	染付皿付水次	17	10 匁 6 分	竹のや
(171)	染付基付小皿	36	3 匁 7 分	村仁
(172)	壺番染付長鉢	5 枚	60 匁	天さ ヒシや
(173)	貳番同	5 枚	56 匁 3 分	天さ
(174)	三番同	8 枚	33 匁 3 分	天さ
(175)	四番染付長鉢	10 枚	30 匁 1 分	ヒシや
(176)	五番同	35 枚	18 匁 6 分	天さ
(177)	六番同	34 枚	14 匁 5 分	永井や
(178)	壺番染付巢桁付鉢	3 枚	48 匁 7 分	村仁
(179)	貳番染付巢桁付鉢	6 枚	40 匁 3 分	竹のや
(180)	壺番染付鉢	8 枚	45 匁 8 分	ヒシや
(181)	貳番同	8 枚	36 匁 4 分	天佐
(182)	染付深手八寸鉢	116 枚	6 匁 5 分 6 厘	村仁
(183)	染付八寸鉢	207 枚	6 匁 5 分 7 厘	豊安
(184)	染付七寸鉢	78 枚	5 匁 4 分 9 厘	天佐
(185)	染付五寸皿	20 枚	5 匁 1 分 6 厘	天佐
(186)	不残二付 焼物器	23 品	106 匁	三吉や
(187)	酒瓶	10 ヲ	20 匁 2 厘	ヒシや
(188)	錫茶出し	12	47 匁	立見や
(189)	フリツキ手燭	18	26 匁 9 分	田原や
(190)	壺番匂ひ瓶	36	10 匁 9 分	てつや
(191)	貳番同	36	11 匁 5 分	永井や
(192)	三番同	84	8 匁 5 分	永井や
(193)	四番匂ひ瓶	6 ツ	18 匁	豊安
(194)	壺番指輪	155	2 匁	豊安
(195)	貳番同	144	3 分	田原や
(196)	耳筋り付留針	28 箱	12 匁 7 分	立見や
(197)	帯ヅ	9 筋	8 匁 3 分 1 厘	河作
(198)	繪鏡	4 面	—	—
(199)	足ヅ	6 揃	18 匁 9 分	てつや
(200)	不残二付 革火吹	2 ツ	93 匁	ふしや
(201)	壺番口抜	3 ツ	25 匁	永井や
(202)	貳番同	5 ツ	22 匁 9 分	永井や
(203)	四ツ折尺さし	4 本	60 匁	永井や
(204)	硝子スホイ	36	16 匁 9 分 2 厘	ふしや
(205)	金入レ	12	14 匁 6 分	エサキ
(206)	時計硝子	135	1 匁 1 分 9 厘 3 毛	竹のや
(207)	石筆	238 本	1 匁 6 厘	エサキ
(208)	時計紐	47 筋	3 匁	立見や
(209)	壺番小形遠目鏡	10 本	91 匁 5 分	金沢や
(210)	貳番同	8 本	43 匁 9 分	金沢や
(211)	壺番籠口	12 本	17 匁 6 分	永井や
(212)	貳番同	12 本	13 匁 1 分	永井や
(213)	三番籠口	18 本	8 匁 1 分	永井や

	商 品	数 量	落札価格 (備考)	落札商人
(214)	壹番牡丹	6 ツ	3 匁 7 分	エサキ
(215)	貳番同	12	2 匁 2 分	エサキ
(216)	三番同	24	1 匁 7 分	エサキ
(217)	壹番筭	6 本	8 匁 9 分	関東や
(218)	貳番同	2 本	6 匁	関東や
(219)	三番同	28 本	7 分 4 厘	エサキ
(220)	四番同	116 本	4 分 6 厘	エサキ
(221)	五番かんさし	72 本	9 厘	立見や
(222)	壹番留針	150 本	3 匁 3 分	立見や
(223)	貳番同	30 本	4 分	金沢や
(224)	三番同	75 本	1 匁 8 分	立見や
(225)	不残二付 四番留針	3 本	50 匁	豊安
(226)	壹番腕	3 ツ	15 匁	ふじや
(227)	貳番同	12 箱	3 匁 4 分	豊安
(228)	不残二付 腕	9 ツ	151 匁	豊安
(229)	不残二付 薫陸玉	14	32 匁 7 分	ふじや
(230)	珊瑚玉	1 貫キ	1 貫 120 匁	永井や
(231)	壹番目覚し	1 ツ	143 匁	玉津や
(232)	貳番同	2 ツ	113 匁	ふじや
(233)	小形袂時計	1 ツ	1 貫 970 匁	竹のや
(234)	明付方針	2 ツ	86 匁	松田や
(235)	壹番小形袂時計	1 ツ	1 貫 320 匁	永井や
(236)	貳番同	2 ツ	1 貫 280 匁	松田や
(237)	壹番押打袂時計	1 ツ	905 匁	三吉や
(238)	二番同	1 ツ	789 匁	永井や
(239)	塗革	1 枚	-	竹のや
		外ニ 4 枚別段持渡り		-
(240)	壹番硝子竿	4 本	17 匁 8 分	関東や
(241)	貳番同	8 本	9 匁 6 分	天さ
(242)	塗革	1 枚	238 匁	豊安
(243)	類違色はるしや皮	84 枚	38 匁 9 分	竹のや
		外ニ 12 枚別段持渡り		
(244)	羊毛皮	3 枚	84 匁	田原や
		外ニ 3 枚同断		
(245)	諸滑磨鹿皮	19 枚	40 匁	天佐
		外ニ 42 枚別段持渡り		
(246)	いサルアルモニヤシ	117 瓶	163 匁	竹のや
(247)	ろ同	35 斤	89 匁 7 分	竹のや
(248)	ワツセンカル	80 瓶	61 匁 7 分	立見や
		外ニ 20 瓶同断		
(249)	アセタスフリユムヒイ	50 瓶	22 匁 7 分	金沢や
(250)	エキスタラクトヒヨシヤムス	60 瓶	201 匁	河内や
(251)	エキスタラクトシキユータ	10 瓶	147 匁	蒔エや
		外ニ 10 瓶別段持渡り		
(252)	ラーヒスインプリナーリス	2 瓶	136 匁 8 分	吉更や
(253)	ブラークウエインステーン	60 瓶	32 匁	金沢や
(254)	キナソート	40 瓶	400 匁	永見
(255)	サルベートルシユルヒスメツト	32 瓶	25 匁 2 分	金沢や
(256)	カロメル	19 瓶	13 匁 9 分	天佐
(257)	ヤラツハハルスト	2 罐	170 匁	永井や

	商 品	数 量	落札価格 (端荷銀)	落札商人
(258)	テリヤアカ	491 罐 外に 12 罐別段持渡り	4 匁 2 分 9 厘	永井や
(259)	ヨクリカンキリ	83 斤 5 合 外に 41 斤 7 合 1 箱	178 匁	てつや
(260)	フリイルフルーウム	21 斤 外に 21 斤別段持渡り	33 匁 9 分	ふしや
(261)	ケレモルタルタリー	62 斤 5 合 外に 20 斤 7 合 5 匁同断	72 匁 9 分	てつや
(262)	サツサハリルラ	83 斤 5 合 外に 20 斤 8 合同断	22 匁	永井や
(263)	イヘカコアナ	84 斤	75 匁 8 分	関東や
(264)	コロソナー	166 斤	76 匁 4 分	永井や
(265)	エイスランスモス	1,050 斤	18 匁 5 分	エサキ 関東や
(266)	細末ホツクホウト	2,733 斤	3 匁 9 分 4 厘	田原や
(267)	セアユイン	375 斤	32 匁 9 分 1 厘	河内や
(268)	マク子シヤ	255 斤	32 匁 5 分	永井や
(269)	ローデキナキナ	8 斤 外に 2 斤別段持渡り	210 匁	ふしや
(270)	カミルレ	789 斤 外に 40 斤同断	18 匁 4 分	ヒシや
(271)	ヤラツバ	105 斤	101 匁	ヒシや
(272)	シキターリス	104 斤	210 匁	永見
(273)	ケンチヤンウヨルトル	249 斤	9 匁	てつや
(274)	亜麻仁	124 斤	7 匁 5 分	福井や
(275)	阿魏	330 斤	41 匁	豊安
(276)	芦會	166 斤	48 匁 8 分 3 厘	吉更や
(277)	ヒヨシヤムス	124 斤 外に 83 斤別段持渡り	110 匁	てつや
(278)	アルニカフルウム	124 斤	23 匁 8 分	春日や てつや
(279)	ベラトーナ	50 斤	3 匁 8 分	てつや
(280)	センナ	207 斤	73 匁	河内や
(281)	いサボン	21 斤	10 匁 9 分	吉更や
(282)	ろ同	835 斤	—	—
(283)	キナキナ	785 斤 外に 455 斤別段持渡り	163 匁 9 分	天佐 竹のや
(284)	ラタアニア	8 斤 5 合	79 匁 4 分	天佐
(285)	ホフマン	100 瓶	61 匁 7 分	松田や
(286)	スフリーテスニツトルトロシス	100 瓶	48 匁 9 分	ふしや
(287)	サルアルモニヤシ精気	50 瓶	43 匁 9 分 3 厘	永井や
(288)	ラウタニユム	56 瓶	8 匁 9 分	吉更や
(289)	アマントル	415 斤	20 匁	三吉や
(290)	紺青	205 斤	78 匁	てつや
(291)	セメンシーナ	100 斤 外に 107 斤別段持渡り	1 貫 870 匁	立見や 福井や
(292)	サフラン	170 斤 外に 37 斤別段持渡り	1 貫 300 匁	永見
(293)	薄荷油	65 瓶	14 匁 2 分	豊安
(294)	セ子ーフル油	80 瓶	6 匁 8 分	永井や
(295)	ハアルレム油	893 瓶	2 匁 6 分 4 厘	永井や
(296)	カヤフーテ油	95 ふらすこ	73 匁 8 分	てつや

	商 品	数 量	落札価格 (備前)	落札商人
(297)	テレメンテイン油	200 硝子	18 匁 8 分	河内や
(298)	ホルトカル油	198 硝子	37 匁 8 分	ふしや
(299)	タンキリ	1,240 斤	14 匁 5 分	松田や
(300)	水牛爪	1,060 斤	14 匁	松田や
(301)	白檀	5,160 斤	10 匁 7 分	菱や
(302)	藤	83,000 斤	4 匁 3 分 7 厘	村藤 村仁
	追ワキニ			
(303)	羅紗着物	3 ツ	100 匁	てつや
(304)	石筆	161 本	1 匁 4 分	豊安
(305)	折ハアカ	3 本	7 匁	エサキ
(306)	匂ひ水	6 ひん	8 匁 2 分	金沢や
(307)	サボン	41	3 匁 5 分	関東や
(308)	鹿角	12 斤	5 分 6 厘 7 毛	関東や
	卯紅毛品代り			
(309)	い尺長上更紗	100 端	517 匁	布や
(310)	ろ尺長上更紗	170 端	191 匁 8 分	吉更や
(311)	は同	60 端	185 匁 9 分	松田や
(312)	に尺長上更紗	434 反	144 匁 1 分	布や
(313)	い壹番類違尺長奥縹	192 端	235 匁	ヒシや
(314)	い貳番類違尺長奥縹	107 端	226 匁	布や
(315)	ろ同	66 端	182 匁	吉更や
(316)	は貳番類違尺長奥縹	79 端	136 匁	吉更や
(317)	又布縹	60 端	161 匁 8 分	てつや
(318)	い緯替り紋羯山	6 切	342 匁	ヒシや
(319)	ろ緯替り紋羯山	2 切	163 匁	玉つや
(320)	い綿タビイ	1 切	44 匁	河内や
(321)	ろ同	5 切レ	20 匁 8 分	玉つや
(322)	色紋羯山	3 切	200 匁	ふしや
(323)	薄手紫飛色婦ら多	1 切	21 匁 9 分	ふしや
(324)	飛色サアイ	1 切	6 匁 8 分 2 厘	金沢や
(325)	類違形付呉羅服連	6 切	10 匁 1 分	ふしや
(326)	同嶋同	3 切	18 匁	ふしや
(327)	類違色同	4 切	5 匁 5 分	ふしや
(328)	類違嶋海黄	1 切	—	—
(329)	類違色海黄	1 切	—	—
(330)	冠り嶋木綿	2,400	4 匁 8 分 2 厘	三吉や
(331)	アラビヤゴム	1,365 斤	33 匁 9 分	春日や
(332)	琥珀	995 斤	48 匁 9 分	豊安
(333)	郡青	109 斤	67 匁 5 分	金沢や
(334)	ウニコール	371 斤	792 匁	松本や
(335)	太服皮	40 斤	27 匁	松のや

出典・「卯紅毛脇荷」(1)～(302)と「追ワキニ」(303)～(308)は、G₂:「安政二卯三番割 卯紅毛船脇荷物見帳」(長崎大学附属図書館経済学部分館所蔵武藤文庫)。「卯紅毛品代り」(309)～(335)は、G₃:「安政二卯三番割 卯紅毛船品代り荷物見帳」(長崎歴史文化博物館収蔵)。

註・朱文字は斜体で表記した。

・品目頭註の数字は便宜上筆者が付したものである。

史料1 (翻刻版)

1854

Ruilhandel Rekening

Aan	50 st.	chits	L. I	à	T. 15.0	T.	750.0	Per	300	kisten	witte was	à	T. 24.0	T.	7,200.0		
»	361	»	Lo	»	12.0	»	4,332.0	»	400	»	»	»	30.0	»	12,000.0		
»	195	»	Ha	»	12.0	»	2,340.0	»	400	katjes	gedroogde oesters	»	0.4	»	160.0		
»	59	»	Ni	»	10.0	»	590.0	»	3,500	»	soermé	»	0.22	»	770.0		
»	165	lappen		»	2.0	»	330.0	»	1,200	»	tarwe	»	0.33	»	39.6		
»	25 st.	chits	L. I	»	7.0	»	175.0	»	3,796.733	»	bijenwas	»	0.68	»	2,581.778		
»	50	»	Lo	»	5.8	»	290.0	»	700	kisten	voor de was	»	0.975	»	682.5		
»	150	»	Ha	»	5.2	»	780.0	/									
»	19	»	222 ikjes	gebl.	fluweel	»	1.7									»	378.59
»	2	»	wit	tafelgoed	»	5.2	»									10.4	
»	3	»	»	broekerstof	streep	»	13.4									»	40.2
»	2	»	»	id	quet	»	13.4									»	26.8
»	3	»	gebl.	grein	14.8 ikjes	»	1.5									»	22.2
»	1	»	»	damas	5.08 id	»	7.0									»	35.56
»	2	»	»	id	24.29 id	»	6.0									»	145.74
»	5	»	»	id	66.83 id	»	3.6									»	240.588
»	5	»	»	id	65.7 id	»	3.4									»	223.38
»	110	»	japie		»	6.0	»									660.0	
»	20	»	dunne	hamans	»	5.6	»									112.0	
»	24	»	witte	drills	»	7.0	»									168.0	
»	49	»	taffachelas	L. I	»	13.0	»									637.0	
»	118	»	id	Lo	»	10.0	»									1,180.0	
»	30	»	id	andere soort	»	4.5	»									135.0	
»	102	»	Bengaalsch	linnen	»	5.0	»									510.0	
»	49	»	gestreept	id	L. I	»	6.2									»	303.8
»	50	»	id	id	Lo	»	4.4									»	220.0
»	1,642	»	bl.	doeken	»	0.34	»									558.28	
»	1,729.7	katjes	Arabisch	gom	»	1.0	»									1,729.7	
»	988.9	id	barnsteen	»	2.4	»	2,373.84										
»	94.0	id	ultra	marin	»	1.4	»									131.6	
»	46.5	id	kanaeel	»	0.4	»	18.6										
»	99.64	id	eenhoorn	»	40.0	»	3,985.6										
							T. 23,433.878										
								T. 23,433.878									
								Nog ontvangen voor een stoombootje									
								180,057 katjes witte was in 181 kisten									
								de pikol tegen T. 35 T. 6,320.0									
								180 kisten » » 1 » 180.0 » 6,500.0									
								T. 29,933.878									

出典：Kambang rekening van den Pachtter 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr.1871 (Aanwinsten, 1910, I: No.291).
(Todai Shiryō Microfilm: 6998-1-135-40)。

47,918.4329 カンバンテールあり、前年度のほぼ2倍であることから脇荷物に関して、全体の取引規模が前年より増加していた可能性は高いであろう。

次に、「品代り荷物」の取引についてみていきたい。

嘉永7年(1854)のRuilhandel Rekenig(交換貿易勘定帳)を示すと、史料1のようである。「品代り荷物」として染織類と薬品類が取引され、日本側(長崎会所)

からは、白蠟と密蠟を主要商品として渡していることがわかる。「品代り荷物」の染織品の単価は、長崎歴史文化博物館収蔵の「嘉永七 寅阿蘭陀舟本方・品代切本」に記されている会所の仕入値と一致することより、先にも述べたように、「品代り荷物」が長崎会所によって購入されたものであり、脇荷物取引のように日本側商人が直接入札購入したものではなかったことが

史料1 (拙訳版)

1854

交換貿易〔品代り〕勘定

貸方				借方			
50 反	い尺長上更紗	15.0 テール (価額)	750.0 テール	300 箱	〔白蠟〕	24.0 テール (価額)	7,200.0 テール
361	ろ尺長上更紗	12.0	4,332.0	400	〔干し蠟〕	30.0	12,000.0
195	は尺長上更紗	12.0	2,340.0	400 斤	〔干し蠟〕	0.4	160.0
59	に尺長上更紗	10.0	590.0	3,500	〔鱈〕	0.22	770.0
165 切	更紗	2.0	330.0	1,200	〔小麦〕	0.33	39.6
25 反	い尺長更紗	7.0	175.0	3,796.733	〔密蠟〕	0.68	2,581.778
50	ろ尺長更紗	5.8	290.0	700 箱	〔蠟用の箱〕	0.975	682.5
150	は尺長更紗	5.2	780.0				
19	222 圓 形付綿天鵞絨	1.7	378.59				
2	尺長白紋金巾	5.2	10.4				
3	浮織嶋金巾	13.4	40.2				
2	白畝金巾	13.4	26.8				
3	類違無紋呉服腰巻 14.8 圓	1.5	22.2				
1	い替替織山 5.08	7.0	35.56				
2	ろ替替織山 24.29	6.0	145.74				
5	は替替織山 66.83	3.6	240.588				
5	に替替織山 65.7	3.4	223.38				
110	薄手綿二彩	6.0	660.0				
20	薄手替替金巾	5.6	112.0				
24	幅廣白綾木綿	7.0	168.0				
49	い類違尺長奥嶋	13.0	637.0				
118	ろ類違尺長奥嶋	10.0	1,180.0				
30	類違奥嶋	4.5	135.0				
102	弁柄嶋木綿	5.0	510.0				
49	い嶋木綿	6.2	303.8				
50	ろ嶋木綿	4.4	220.0				
1,642	弁柄嶋冠り	0.34	558.28				
1,729.7 斤	〔アラビアゴム〕	1.0	1,729.7				
988.9	〔琥珀〕	2.4	2,373.84				
94.0	〔郡上〕	1.4	131.6				
46.5	〔肉桂〕	0.4	18.6				
99.64	〔ウニコール〕	40.0	3,985.6				
23,433.878 テール				23,433.878 テール			
				さらに、蒸気船用として、181 箱に入った 白蠟 180,057 斤を受け取る 1 ピコルに付き 35 テール …… 6,320.0 テール 180 箱 1 テール …… 180.0 テール 6,500.0 テール [合計] 29,933.878 テール			

註・染織品の訳は史料1と「嘉永七 寅阿蘭陀舟本方・品代切本」(長崎歴史文化博物館収蔵)を照合してつけている。
 ・単位のテール theil は、カンバンテール kambang theil。

わかる。

上記に対して、安政2年の交換貿易に関する史料を示すと、史料2のようであり、史料1のように貸借対照表形式ではない。また、空白欄もみられ、未完成の記録と判断される。この史料2には、各商品ごとに「品代り荷物の取引価格」、「商人〔購入〕価格」、「35%控除後の価格」をカンバンテールとグルデンで記してい

る。「品代り荷物の取引価格」は、政庁の貿易代理人ランヘが長崎会所に販売した価格である。「商人〔購入〕価格」は、長崎会所から本商人が落札購入した価格であり、その落札購入価格から本商人が35%長崎会所に取めた後の価格が「35%控除後の価格」である。この史料2より、「品代り荷物」に関しても、脇荷取引と同じように本商人は落札価額から35%を長崎会所

史料2 (翻刻版)

Artikelen (Japansche sortering)	per	1855 in ruilhandel	1855 koopmans prijs	prijs na korting van 35 %	ruilh.	koopmans prijs	af 35 %
chitsen L. I	stuk	T. 18.0	T. 51.7	T. 33.605	28.80	82.72	53.76
" L. Lo	"	" 12.0	" 19.8	" 12.87	19.20	31.68	20.59
" L. Ha	"	" 11.6	" 18.9	" 12.285	18.56	30.24	19.65
" L. Ni	"	" 10.5	" 14.41	" 9.3665	16.80	23.15 ^[23.05]	14.98
nagemaakte taffachelassen L. I 1 ^{ste} s.	"	" 13.0	" 23.5	" 15.275	20.80	37.60	24.44
id. I 2 ^{de} s.	"	" 11.0	" 22.6	" 14.69	17.60	36.16	23.50
id. Lo	"	" 10.6	" 18.2	" 11.83	16.96	29.12	18.92
id. Ha	"	" 10.0	" 13.6	" 8.84	16.0	21.76	14.14
kasimier purper, pinang dehaler	waaijer of 0.38 A. el	" 0.8	" 2.19	" 1.4235	1.28	3.50	2.27
Neder. eenige damast	"	" 0.1					
fluweel gestreep en gedrukt katoen	"						
Arabische gom	kattie	" 1.0	" 3.39	" 2.2035	1.60	5.42	3.52
barnsteen	"	" 2.7	" 4.89	" 3.1785	4.32	7.82	5.08
ultra marin	"	" 1.4	" 6.75	" 4.3875	2.24	10.80	7.02
eenhoorn 150 k.	"	" 40.0	" 79.2	" 51.48	64.0	126.72	82.36
id. 221 "	"	" 30.0	" 79.2	" 51.48			

史料2 (拙訳版)

品目 (日本の分類)	付 〔単価〕	1855 交換貿易 〔品代り荷物の取引〕	1855 商人〔購入〕 価格	35%控除 後の価格	交換貿易 〔品代り荷物の取引〕 〔単位: グルデン〕	商人〔購入〕 価格 〔単位: グルデン〕	35%控除 後の価格 〔単位: グルデン〕
い尺長上更紗	1反に付	18.0 テール	51.7 テール	33.605 テール	28.80	82.72	53.76
ろ尺長上更紗	"	12.0 "	19.8 "	12.87 "	19.20	31.68	20.59
は尺長上更紗	"	11.6 "	18.9 "	12.285 "	18.56	30.24	19.65
に尺長上更紗	"	10.5 "	14.41 "	9.3665 "	16.80	23.15 ^[23.05]	14.98
い沓番類違尺長奥縞	"	13.0 "	23.5 "	15.275 "	20.80	37.60	24.44
い式番類違尺長奥縞	"	11.0 "	22.6 "	14.69 "	17.60	36.16	23.50
ろ沓番類違尺長奥縞	"	10.6 "	18.2 "	11.83 "	16.96	29.12	18.92
は式番類違尺長奥縞	"	10.0 "	13.6 "	8.84 "	16.0	21.76	14.14
薄手紫飛色ふらた	1尺に付	0.8 "	2.19 "	1.4235 "	1.28	3.50	2.27
紋羯山	"	0.1 "					
綿タビイ							
アラビヤゴム	1斤に付	1.0 "	3.39 "	2.2035 "	1.60	5.42	3.52
琥珀	"	2.7 "	4.89 "	3.1785 "	4.32	7.82	5.08
郡青	"	1.4 "	6.75 "	4.3875 "	2.24	10.80	7.02
ウニコール 150斤	"	40.0 "	79.2 "	51.48 "	64.0	126.72	82.36
ウニコール 221 "	"	30.0 "	79.2 "	51.48 "			

出典・F7: Kambang rekening van den Gouvernment's Agent van den handel 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1871 (Aanwinsten, 1910, I: No. 291). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-135-41).
 註・単位のテール theil は、カンバンテール kambang theil.

に収めることになっていたことがわかる。また、オランダ側で「品代り荷物」の本商人落札価格の「35%控除後の価格」を書き留めていることは、それぞれの「品代り荷物」の日本市場での商品価値を調査していたあらわれであり、自由貿易に向けての準備とも読み取れよう。

上述したように安政2年の「政庁の貿易代理人の脇荷勘定帳」は、不完全なためその全容を確認することはできないが、前年の取引から考えて、脇荷物には、書籍類も含まれていたことは間違いない。表1にも示したように、9月25日には、

一当年入津之阿蘭陀船が持渡書籍之分御用ニ付申上候半切式通并書籍等御取入之儀ニ付申上候横

文字老通并和解帳老冊添書半切式通、御年番所江
(中略) 相渡ス⁽⁵⁸⁾

とあることより、ここでは書籍が御用として取り扱われていたことがわかる。「弘化元年(=天保十五年)甲辰七月調」を下限とする「唐紅毛交易大意」(「力石雑記」三十五(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵))には、脇荷物の説明の中で「書籍」について次のように記している。

一書籍

右書籍之義者、入札拂=差出候品=無之、都而江戸御用書籍之分被 仰渡候書籍を以出帆前申達、持渡之上者代金會所が仕拂申候、其余御奉行所御詔并御代官私共詔遣し候書籍者御奉行所江相伺、御免之上詔遣し持渡候へ共、是又伺之上御印濟を以受取来、右代り物カヒタン申出候通仕拂候義=御座候、其余書籍ハ紅毛人銘々見用之ため持渡候品=御座候

すなわち、脇荷物として持ち渡られた「書籍」は、脇荷取引はされず、「御用書籍」として注文の上、持ち渡られたものであり、その他、奉行所や代官等の注文品となり、さらにオランダ人の私用のために持ち渡られたものである。

また、書籍に関しては、表1の10月10日に、

当年阿蘭陀船が持渡候書籍之内脇荷阿蘭陀人船頭共所持之直段取調早々可申聞候⁽⁵⁹⁾

とあり、「脇荷阿蘭陀人」(ここでは政庁の貿易代理人ランヘを指す)や「船頭」(船長)等のいわゆる「遣捨品」として持ち渡られた書籍類も取引にかけられていたと考えられる。「日本商館脇荷勘定帳」Kambang rekening courant Japan 1855. の bijlaag N° 5 (付録文書5番)には、出島商館の図書室から書籍(boek werken)や海図(zeekaarten)が将軍や幕府高官等のために、1,483.50カンバンテールで譲られていることを記しており、また、同勘定帳の bijlaag N° 6 (付録文書6番)には、阿蘭陀通詞がヤコブ・ズワルト Jacob Swart の航海術の書籍類を8カンバンテールで譲られていることを記している。⁽⁶⁰⁾これらの記録は、オランダ人の「遣捨品」としての書籍類が日本側に販売されたことを示すものと思われる。

第3章で考察した長崎地役人等の「所望品」は脇荷物の中の「除き物」として扱われていたと考えられる。長崎歴史文化博物館収蔵の「御内用方 諸書留」の天保7年(1836)の記事には、賃借人が持ち渡った脇荷物について記しているところがあるが、その中で次のように述べている。

(前略) 昨年右右掛り之者(=賃借人)咬嚙吧表が差越、尤脇荷持渡高凡三步二之分脇荷商賣=差出、

相残候老歩通者御所望=差出候心得=而荷物相増別段持渡申候(後略)

ここにあるように、脇荷物の $\frac{1}{3}$ は「御所望」扱いにすることが記されている。この脇荷取引と「御所望」(脇荷取引以外の取引)の割合の規程は、天保10年(1839)になくなるが、⁽⁶¹⁾脇荷取引以外の取引の中で、天保14年(1843)より地役人等の「所望品」が扱われ、それは、Algemeen Ligting(除き物)に含まれていたとみることができる。

また、安政2年の脇荷物の取引以外の取引となった「除き物」の評価基準に関しては、全ての商品で確認することは難しいが、Semen Chinae(セメンシーナ)や、saffraan(サフラン)、hijossiamus(ヒヨシヤムス)、digitalis(シキターリス)、camillen(カミルレ)といった薬品類をみる限り、その取引値段は、もれなく脇荷取引時の6割5分になっている。⁽⁶²⁾脇荷取引では、上述の如く、商人落札価額から、その3割5分は長崎会所に取められることになっていたが、その3割5分を引いた残りの6割5分が「除き物」の取引値段とされていたのである。すなわち、オランダ人にとっては、同じ品物で同じ収益が得られ、「除き物」で購入する特権階級の日本人にとっては、本商人より3割5分安値で入手することができた訳である。

表1にみられるように、脇荷物の入札(9月16日~18日)終了前に、「御代官并町年寄所望之品会所渡」(7月25日・8月1・13日)・「町年寄所望之品会所渡」(8月3・11・15・30日)・「御調并願請之品引分会所渡」(9月18日)などがおこなわれており、「除き物」の取引では、品物そのものは早々に決められていたものがあつたが、その取引値段については、脇荷取引がおこなわれた後に決められたと考えられるのである。

おわりに

以上、安政2年(1855)の日蘭貿易における本方荷物・詔物・脇荷物などオランダ船の主要な輸出品の取引について、史料紹介を含めて明らかにしてきた。「おわりに」においては、安政2年の取引が翌安政3年と比較していかなる位置付けができるか検討を加えておきたい。

本方荷物に関しては、別段商法・新規の別段商法を含めて安政2年の取引額は、136,644.2653カンパニーテール(182,192.3537グルデン)であり、天保15年(1844)以降では最高額を記録している。それに対して、翌安政3年はその $\frac{2}{3}$ に相当する91,989.6594478カンパニーテール(122,652.8792グルデン)に減少している。(表19参照)

また、詔物においては、その現象がさらに顕著であり、安政2年の取引額は、324,317.24グルデン

表 19 1844 (天保 15) ~ 1856 (安政 3) 本方荷物の取引規模

(単位: テール)

年 代	蘭船	本方取引 ^①	別段商法 ^②	新規の別段商法 ^③	合 計
1844 (天保 15)	1 艘	77,663.1493167	9,365.655		87,028.8043167
1845 (弘化 2)	1 艘	86,551.590684093	7,865.7019		94,417.292584093
1846 (弘化 3)	1 艘	117,921.59156	10,000.00		127,921.59156
1847 (弘化 4)	1 艘	100,162.72	10,000.00		110,162.72
1848 (嘉永元)	1 艘	102,416.36	10,000.00		112,416.36
1849 (嘉永 2)	1 艘	112,800.51	8,767.14		121,567.65
1850 (嘉永 3)	1 艘	86,384.75	9,020.8810		95,405.631
1851 (嘉永 4)	1 艘	99,522.68	史料ナシ (α)		99,522.68 + α
1852 (嘉永 5)	1 艘	83,934.34	10,000.00		93,934.34
1853 (嘉永 6)	1 艘	102,356.62	9,943.52		112,300.14
1854 (嘉永 7)	1 艘	87,977.404	10,000.00	24,723.27	122,700.674
1855 (安政 2)	2 艘	90,512.2353	10,000.00	36,132.03	136,644.2653
1856 (安政 3)	2 艘	51,867.9194478	10,000.00	30,121.74	91,989.6594478

出典・①~ Komp' rekening courant Japan 1844 ~ 1856. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1803 ~ 1815 (Aanwinsten, 1910, I: No.170 ~ 182). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-133-18 ~ 30).

・②~ Rekening van den Aparten Handel 1847 ~ 1856. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1857 ~ 1865 (Aanwinsten, 1910, I: No.219 ~ 227). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-24 ~ 32).

・③~ Rekening van den Nieuwen Aparten Handel 1854 ~ 1856. MS. N.A. Japans Archief, nr.1867 ~ 1869 (Aanwinsten, 1910, I: No.229 ~ 231). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-34 ~ 36).

註・「蘭船」はオランダ商売船。

・単位のテール theil は、カンパニーテール companie theil。

表 20 1844 (天保 15) ~ 1856 (安政 3) 訃物の取引規模

年 代	蘭船	御用御訃物 (単位:カンパニーテール)	御用御訃物 (単位:グ ルデ ン)	その他の訃物 (単位:カンパニーテール)	その他の訃物 (単位:グ ルデ ン)	合 計 (単位:グ ルデ ン)
1844 (天保 15)	1 艘	3,766.74	5,022.32	2,153.7275	3,445.96	8,468.28
1845 (弘化 2)	1 艘	4,230.278125	5,640.37	2,863.575	4,581.72	10,222.09
1846 (弘化 3)	1 艘	11,320.27625	15,093.85	3,878.712	6,205.112	21,298.962
1847 (弘化 4)	1 艘	3,076.0	4,101.4	5,282.75	8,452.48	12,553.88
1848 (嘉永元)	1 艘	2,805.1	3,740.15	678.0	1,084.96	4,825.11
1849 (嘉永 2)	1 艘	2,918.8	3,891.87	5,505.5	8,808.96	12,700.83
1850 (嘉永 3)	1 艘	2,990.6	3,987.55	1,018.0	1,628.96	5,616.51
1851 (嘉永 4)	1 艘	3,159.6	4,212.96	6,087.5	9,740.0	13,952.96
1852 (嘉永 5)	1 艘	3,136.4	4,181.103	7,319.0	11,710.48	15,891.583
1853 (嘉永 6)	1 艘	3,100.8	4,134.48	—	—	4,134.48
1854 (嘉永 7)	1 艘	3,102.2	4,136.31	—	—	4,136.31
1855 (安政 2)	2 艘	3,162.9	4,217.24	200,062.5	320,100.0	324,317.24
1856 (安政 3)	2 艘	868.8	1,158.48	—	—	1,158.48

出典・御用御訃物~ Komp' rekening courant Japan 1844 ~ 1856. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1803 ~ 1815 (Aanwinsten, 1910, I: No.170 ~ 182). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-133-18 ~ 30).

・その他の訃物~ Kambang rekening courant 1844 ~ 1856. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1878 ~ 1890 (Aanwinsten, 1910, I: No.256 ~ 268). (Todai-Shiryō Microfilm: 6998-1-135-5 ~ 17).

註・「蘭船」はオランダ商売船。

(243,237.93 カンパニテール) で、本方取引の 1.78 倍を記録し、天保 15 年以降でも桁違いの額である。翌安政 3 年には、御用御詔物として、1,158.48 グルデン(868.8 カンパニテール)のみの取引額であり、前年の $\frac{1}{3}$ にも満たない。(表 20 参照)

脇荷物に関しては、第 4 章で考察したように、安政 2 年は、「除き物」の取引額 (47,918.4329 カンバンテール) を除いて、脇荷物の取引の全容を知ることができない。そこで、史料の整っている前年の嘉永 7 年(1854)の脇荷物の取引についてまとめると、脇荷取引は、83,229.814 カンバンテールであり、脇荷取引以外の取引は、57,836.558 カンバンテール(その内、「除き物」は、24,361.68 カンバンテール)で、合計 141,066.372 カンバンテールとなり、安政 3 年の脇荷物の全ての取引額 (175,994.98 カンバンテール) の $\frac{4}{5}$ に相当する。嘉永 7 年を参考に、安政 2 年の脇荷物の内の「除き物」の取引額 (47,918.4329 カンバンテール) から安政 2 年の脇荷物の全ての取引額を割り出せば、安政 3 年の脇荷物の全ての取引額を上回っていた可能性は十分ありえよう。

以上のことより、安政 2 年の日蘭貿易は、脇荷物については推測の域を出ないが、本方荷物や詔物等、天保 15 年 (1844) 以降でみた場合、従来の取引額を上回るものであり、翌年からの脇荷取引を重視していく前段階の、旧制度に基づいた特例の年度ということができよう。

しかし、これらのことは、当然、安政 4 年 (1857) 以降の日蘭貿易を考察することによって、さらに明らかになっていくものと考えられる。

註

- (1) 安政期の日蘭貿易について、具体的な取引商品や数量をともなった実態面においては、長崎貿易全体からみた小山幸伸『幕末維新期長崎の市場構造』(御茶の水書房、平成 18 年)や、横山伊徳「日本開港とロウ貿易—オランダ貿易会社を例に—」(明治維新史学会編『明治維新と外交』講座明治維新 6、有志舎、平成 29 年)が注目される。
- (2) 石井孝『日本開国史』(吉川弘文館、昭和 47 年)198 頁参照。『幕末外国関係文書』17 (東京大学出版会、昭和 47 年)399 頁参照。
- (3) 横山伊徳「日蘭和親条約副章について」(『東京大学史料編纂所所報』第 22 号、昭和 63 年)22 頁参照。
- (4) 『安政二年 萬記帳』長崎県立長崎図書館郷土史料叢書〔一〕(長崎県立長崎図書館、平成 13 年)。
- (5) これより先、オランダ船としては、安政 2 年 6 月 9 日 (1855 年 7 月 22 日) 蒸気艦スーンピン号 Soembing とヘデー号 Gedeh が長崎に来航している。スーンピン号はオランダ国

王より将軍に献上され、観光丸と改名。長崎海軍伝習所の練習船として活用された。なお、ヘデー号はスーンピン号の僚艦。

- (6) 註(4)参照、595 頁。
- (7) 註(4)参照、228 頁。
- (8) G.F. Meijlan, *Geschiedkundig Overzicht van den Handel der Europezen op Japan*. 1833. pp. 356. 357. 拙稿「近世日蘭貿易品の基礎的研究—正徳 2 年 (1712) を事例として—」(『長崎談叢』第 69 輯、昭和 59 年)110～113 頁参照。
- (9) Factuur 1855. 'Contracten, Facturen & Cognossemerten Japan 1855.' MS. N.A. Japans Archief, nr. 1748 (Aanwinsten, 1910, I: No.117). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-16).
- (10) Opgegeven Factuur 1855. 'Opgegeven Nieuws, Facturen en Monsterrollen 1855.' MS. N.A. Japans Archief, nr. 1758 (Aanwinsten, 1910, I: No.127). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-26).
- (11) 「嘉永七寅年 唐紅毛差出」(神戸市立博物館所蔵)の安政 2 年の「本方」荷物・「詔物」リストの末尾に「六月廿五日巳上刻留ル」、「脇荷物」・「品代り」リストの末尾に「六月廿五日」とあり、6 月 25 日に作成された「積荷目録」の写しと考えられる。
- (12) 「切本帳」は現在、東京国立博物館をはじめ、長崎歴史文化博物館・長崎市教育委員会・九州国立博物館・九州大学記録資料館九州文化資料部門・神戸市立博物館・関西大学図書館・杏雨書屋・京都工芸繊維大学美術工芸資料館・鶴見大学図書館・鶴見大学文学部文化財学科・東京大学史料編纂所・国立歴史民俗博物館等に所蔵されており、このほか、個人蔵を含めて各所に散在していると考えられる。
- (13) 拙著『日蘭貿易の史的研究』(吉川弘文館、平成 16 年)110 頁参照。
- (14) 同上、111 頁参照。
- (15) 拙稿「幕末期における輸入染織史料」(『三井文庫史料 私の一点』三井文庫論叢第 50 号別冊、平成 29 年)16～17 頁参照。なお、「差出目利帳」には、安政 2 年のオランダ船の「差出帳」と「見帳」は収録されていない。
- (16) Pakhuis rekening Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1793 (Aanwinsten, 1910, I: No.242). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-47).
- (17) Bijlagen Pakhuis rekening Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1793 (Aanwinsten, 1910, I: No.253). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-135-2).
- (18) Komps rekening courant Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1814 (Aanwinsten, 1910, I: No.181). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-133-29).
- (19) Bijlagen Komps rekening courant Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1814 (Aanwinsten, 1910, I: No.193). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-133-41).
- (20) Rekening van den Aparten Handel 1855. MS. N.A. Japans

- Archief, nr. 1864 (Aanwinsten, 1910, I: No.226). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-31).
- (21) Rekening van den Nieuwen Aparten Handel 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1868 (Aanwinsten, 1910, I: No.230). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-134-35).
- (22) Kambang rekening courant Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1889 (Aanwinsten, 1910, I: No.267). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-135-16).
- (23) Bijlagen Kambang rekening Japan 1855. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1889 (Aanwinsten, 1910, I: No.282). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-135-31).
- (24) 政庁の貿易品である本方荷物をめぐっての取引に関しては、Komps rekening courant Japan. (日本商館本方勘定帳) と Kambang rekening courant Japan. (日本商館脇荷勘定帳) があり、脇荷物の取引については、独立した別の帳簿が作成されていた。例えば、本稿で後述する Kambang rekening van den Pachter 1854. (賃借人の脇荷勘定帳) や Kambang rekening van den Gouvernement's Agent van den handel 1855. (政庁の貿易代理人の脇荷勘定帳) がそれに相当する。脇荷物の取引が「日本商館脇荷勘定帳」で処理されるようになるのは、脇荷物が賃借人に代わって政庁主導のもとで取引されるようになって2年目の1856年からである。

なお、帳簿類で使用されるカンパニータール compagnie theil は、日本側で本方銀、カンバンテール kambang theil は、日本側で脇荷銀と称された。本稿で使用するカンパニータール compagnie theil、カンバンテール kambang theil、グルデン gulden の換算は以下の通りである。1カンパニータール = $1\frac{1}{3}$ グルデン、1カンバンテール = 1.6 グルデン、1カンバンテール = 1.2カンパニータール。

10 stuks Laken Schairood per ikje T. 10:-
Van dit artikel is de kwaliteit niet zelden onvolkomen;
zoo moet de kleur hoogrood en glanzig en de rand zwart
ruig en breed zijn.

- (猩々緋 10反 1間に付、10テール
この商品は、不完全な品質であることはまれではない。そのため、色合いは深紅色でつやがあり、縁取りは黒く、ざらついて幅広のものでなければならない。) 「商品の注目事項」には、上記の「猩々緋」をはじめとして55品目にわたって記されており、そこに記された価格と後掲の表5に示した各商品の販売価格の多くが一致していることより、いかに当時の日蘭貿易(本方取引)が定例化した取引であったか窺い知ることができよう。(出典: Notitie van de Koopmanschappen voor het aanstaande jaar 1855. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104) (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).)
- (29) 註(4)参照、235頁。
- (30) 拙稿「江戸時代後期における出島貿易品の基礎的研究—天保15年(1844)を事例として—」(『鶴見大学紀要』第54号第4部、平成29年)18～19頁参照。
- (31) 山脇梯二郎「スタト・ティール号の積荷—江戸時代後期における出島貿易品の研究—」(『長崎談叢』第49輯、昭和45年)16頁参照。
- (32) 中村質「オランダ通詞の私商売—植林家「諸書留」を中心に—」(中村質編『開国と近代』吉川弘文館、平成9年)83頁参照。
- (33) 註(22)参照。なお、本方荷物として持ち渡られた砂糖 suiker は、本方取引や「紅毛船迫売」・「紅毛船臨時貫」での取引、願請砂糖(除き物 ligting)になった他、オランダ人の遺捨や贈り物、参府経費等々に使用された(註(16)参照)。
- (34) 岩生成一『明治以前洋馬の輸入と増殖』江戸時代日蘭文化交流資料集(一)(日蘭学会、昭和55年)17頁参照。
- (35) 拙著『日蘭貿易の構造と展開』(吉川弘文館、平成21年)100～103頁参照。
- (36) 註(23)参照。なお、ネーデルラント号の「送り状」(註(9)参照)には、「1 ordinair tapijt」(並の毛氈 1枚) f. 180' (180グルデン = 112.5カンバンテール) が記されており、本品が最終的に荒尾のものになった可能性が高い。
- (37) 拙著『日蘭貿易の史的研究』(吉川弘文館、平成16年)の「第7章 オランダ船の海黄輸入」参照。
- (38) 註(30)参照、35頁。
- (39) 註(30)参照、35～40頁。
- (40) 例年作成された「注文書」Eischが全て現存していないので明らかなことは言えないが、少なくとも De eisch van de Rijksgrouten voor het aanstaande jaar 1850. (来たる1850年に向けての幕府高官の注文)には、1,000丁のゲヴェール銃が注文されている。そして、その後、嘉永4年(1851)に250丁、さらに同5年(1852)に250丁詠物として持ち渡られており、その次は本稿で考察している安政2年(1855)の6,000丁の輸入であった。(出典: De eisch van de Rijksgrouten

- voor het aanstaande jaar 1850. Verslag 1849. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1724 (Aanwinsten, 1910, I: No. 99). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-130-24). Bijlagen Kambang rekening Japan 1851. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1885 (Aanwinsten, 1910, I: No.278). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-135-27). Bijlagen Kambang rekening Japan 1852. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1886 (Aanwinsten, 1910, I: No.279). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-135-28.)
- (41) 註(35)参照、138頁参照。
- (42) 註(35)参照、334～338頁参照。
- (43) 「誂物」の取引枠は10,000グルデンであったと考えられる。脇荷貿易に関して、賃借人とバタヴィア政庁との間で例年、契約kontraaktが結ばれていたが、例えば、1839年度用の契約書の第13条には、
- 政庁は、それぞれの賃借年に、將軍や幕府高官や長崎の役人達の注文に応じて、10,000グルデンを超えない購入金額の商品を会社貿易の商品とは別に、日本に送る権限を維持する。
- とあり、誂物の取引枠が10,000グルデンであったことがわかる。(拙稿「賃借人の脇荷貿易について—天保10年(1839)～同14年(1843)を事例として—」(『鶴見大学紀要』第57号第4部、令和2年)4頁参照)なお、この契約書の文言は、1835年(天保6)から1848年(嘉永元)まで確認することができる。
- (44) 註(4)参照、241頁。
- (45) 註(30)参照、41頁。
- (46) De eisch van de Wel Edel Heeren Rentemeester, Kommissaris der Geldkamer en Opperburgemeesters voor het aanstaande jaar 1855. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104) (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).
- (47) 永積洋子「オランダ商館の脇荷貿易について—商館長メイランの設立した個人貿易協会(1826—1830年)—」(『日本歴史』第379号、昭和54年)参照。
- (48) 拙稿「賃借人の登場—近世後期におけるオランダ船脇荷貿易システムの改変とその実態—」(『洋学』第23号、平成28年)参照。
- (49) 拙稿「賃借人のユニコール輸入—日蘭貿易における脇荷物と誂物—」(『比較文化研究』第22号、令和2年)24頁参照。
- (50) De eisch van de Kambang goederen voor het aanstaande jaar 1855. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104) (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).
- (51) Waarschuwing. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104) (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).
- (52) 註(49)参照、21、32～33頁参照。前掲拙稿「賃借人の脇荷貿易について—天保10年(1839)～同14年(1843)を事例として—」25頁参照。
- (53) De eisch van den Ruiling Handel voor het aanstaande jaar 1855. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104) (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).
- (54) Waarschuwing voor den Ruiling Handel. Bijlagen verslag 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1730 (Aanwinsten, 1910, I: No. 104) (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-131-3).
- (55) 前掲拙稿「賃借人の脇荷貿易について—天保10年(1839)～同14年(1843)を事例として—」3頁(1839年度用の契約書「第7条」)参照。J. A. ファン・デル・シェイス著・小暮実徳訳『シェイス オランダ日本開国論』360～361頁(1853年～1856年用の契約書「条項7」)参照。
- (56) 「安政二卯三番割 卯紅毛船脇荷物見帳」作成時点における「除き物」の数量と考えられる。なお、註(25)に記されているAlgemeene Ligting(除き物)のリストとの照合によるが、全て一致するものではない。
- (57) Kambang rekening van den Pachter 1854. MS. N.A. Japans Archief, nr. 1871 (Aanwinsten, 1910, I: No.291). (Tōdai-Shiryō Microfilm: 6998-1-135-40).
- (58) 註(4)参照、404頁。
- (59) 註(4)参照、438頁。
- (60) 註(23)参照。
- (61) 前掲拙稿「賃借人の脇荷貿易について—天保10年(1839)～同14年(1843)を事例として—」7頁参照。
- (62) 例えば、セメンシーナは、脇荷取引では、1斤につき1貫870匁で落札されている。それに対して、Algemeene Ligting(除き物)では、Semen Chinaeは1斤121.55カンバンテール(=1貫215匁5分)で取引されている。すなわち、Algemeene Ligting(除き物)の取引価格は、落札価格の6割5分(1貫870匁×0.65=1貫215匁5分)であることがわかる。(表18の(291)、註(25)参照)。
- [付記]
- 本稿作成にあたっては、東京大学史料編纂所共同研究員イサベル・田中・ファンダーレン氏に数々の御教示を頂きました。記して深甚なる謝意を表します。